

大学機関別認証評価

点検・評価報告書

2021年（令和3年）4月



目次

序章	・ ・ ・ 1
第 1 章 理念・目的	・ ・ ・ 3
第 2 章 内部質保証	・ ・ ・ 9
第 3 章 教育研究組織	・ ・ ・ 20
第 4 章 教育課程・学習成果	・ ・ ・ 26
第 5 章 学生の受け入れ	・ ・ ・ 52
第 6 章 教員・教員組織	・ ・ ・ 63
第 7 章 学生支援	・ ・ ・ 73
第 8 章 教育研究等環境	・ ・ ・ 87
第 9 章 社会連携・社会貢献	・ ・ ・ 98
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	・ ・ ・ 106
第 2 節 財務	・ ・ ・ 117
終章	・ ・ ・ 121

序章

1. 大学の現況及び理念・特徴

本学は、1954年（昭和29年）に商科単独の中京短期大学として開学し、ついで1956年（昭和31年）に4年制の中京大学商学部となった。その後も常に時代の要請に応えながら学部・研究科の拡充に取り組み、社会の求める人材の育成に力を注いできた。現在は、名古屋市及び豊田市のキャンパスに12学部（うち2学部は募集停止）、9研究科を擁し、11,979人の学生・大学院生が在籍している（2020年5月1日現在）。

学校法人梅村学園の母体となった中京商業学校（現在の中京大学附属中京高等学校の前身）は、水戸学の流れを汲む教育者・梅村清光によって1923年（大正12年）に創設された。本学園の各教育機関の校訓「真剣味（しんけんみ）」は、学祖・梅村清光が、教育の眼目と人材育成の方針として、開校時に掲げたものである。清光が掲げた「真剣味」の淵源は、江戸時代末期の水戸藩の藩校だった弘道館の教育理念の1つ、「文武不岐（ぶんぶふき）」にある。水戸藩士だった清光の先代、先々代は弘道館で学び、文武不岐を実践し、体得した。水戸で生まれ育った清光は、文武不岐の精神を受け継ぎ、自らの教育の方針として「真剣味」を定めた。

「真剣味」の「真」は真実、真理の「真」、知育を意味する。「剣」は剣道、剣術の「剣」、体育・スポーツを表している。「味」は人間味の「味」、徳育につながる。「真剣味」は、「知・体・徳」のバランスのとれた人材を社会に送り出していくことを宣言している。この精神は時代を超え、中京大学及び附属高校に脈々と受け継がれている。

本学園の建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」は、中京大学を開学した初代学長の梅村清明（学園初代理事長）が、4年制大学の発足にあたり、明文化した。清光が校訓として掲げた「真剣味」の教えを、教職員、学生・生徒一人ひとりが理解し、具体的な目標を持って体得できるように、表現を補い、学園の教育理念として位置付けた。

建学の精神は、学園の各教育機関が「学術とスポーツの殿堂」としての役割を担い、「知・体・徳」を備えた人材育成の拠点としての責任を果たしていくことを明確に表現しており、本学はその精神に則り、教育研究、社会貢献等の活動に取り組んでいる。

2. 前回の認証評価での指摘事項に対する対応

本学は、2007年度及び2014年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、いずれも大学基準に適合しているとの認定を受けた。

ただし、2014年度の認証評価では、7項目の努力課題が提示された。2018年度に評価後の改善状況を「改善報告書」としてまとめ、大学基準協会に提出した。2019年度に大学基準協会から改善報告書の検討結果について、再度報告を求めない旨の通知があったが、引き続き一層の努力が望まれるものとして4点の指摘があった。その4点のうち以下の3点については、2019年度中に改善の取組を実施した。

- ・経営学研究科の教育課程の編成・実施方針に、教育内容、教育方法などに関する考え方が記されていないとの指摘に対して、それらを記した教育課程の編成・実施方針を策定した。
- ・経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科は、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないとの指摘に対して、それぞれの研究科でそれに相当する科目を新設し、カリキュラムを改正した。
- ・文学研究科博士後期課程の研究指導計画書は、時期や時系列が不明で研究指導計画とはいえないとの指摘に対しては、詳細な時系列を記述した研究指導計画書を作成した。

残りの1点、「大学院における収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科（課程）の改善」については、改善報告書に示したとおり、入学者確保のための様々な活動を行ったが、現時点までに抜本的な改善には至っていない。改善報告書提出後の2018年度から、研究科再編準備委員会を設置し、2024年度の研究科再編に向けた検討を行っている段階である。

3. 前回の認証評価以降の内部質保証等に関する主な取組

2014年度の第2期認証評価において、内部質保証システムの構築に関して大学基準協会から指摘されたことを受け、第3期認証評価に向けた内部質保証の体制の整備、PDCAサイクル稼働のための取組を実施した。詳細は第2章に記述しているが、主な取組としては、「中京大学の教育活動に関する内部質保証方針」の策定、内部質保証を推進する全学的組織である「中京大学教育質保証会議」の設置、毎年度提出される「自己点検・評価シート」及び「全学委員会点検・評価報告書」の確認を通じた各部局の取組の把握並びに状況に応じた助言・指導・支援等を行う内部質保証体制の構築、認証評価の中間年（2017年度）の外部評価の実施などである。

特に教育質保証会議は、本学の内部質保証システムの中心的な組織であり、既存の自己点検・評価委員会による現状把握の機能に対し、教育に関連する方針策定、教育に関連する取組の適切性の検証や改善の指示を出す役割をもつ。学部・研究科、委員会等の取組は自己点検・評価委員会を通して教育質保証会議に報告され、教育質保証会議（議長・学長）から、各部局に改善の指示を出し、改善を実行する仕組みを稼働させている。

したがって、本点検・評価報告書は、2014年度の認証評価受審後に本学が内部質保証システムの構築に取り組んだ状況や実績を報告するものと位置づけることができる。もっとも、上記の本学の内部質保証の体制が整ったのは2018年度であり、制度が十分に機能していると評価するには時期尚早の面もある。特に、学習成果の把握・評価に関しては漸くその取組を開始した段階にあると言わざるを得ない。本報告書の作成自体が、本学の点検・評価及び改善活動に資することを期待し、本学の取組に対し率直な評価をお願いしたい。

2021年3月31日

中京大学自己点検・評価委員会委員長（副学長）
桑村 哲生

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

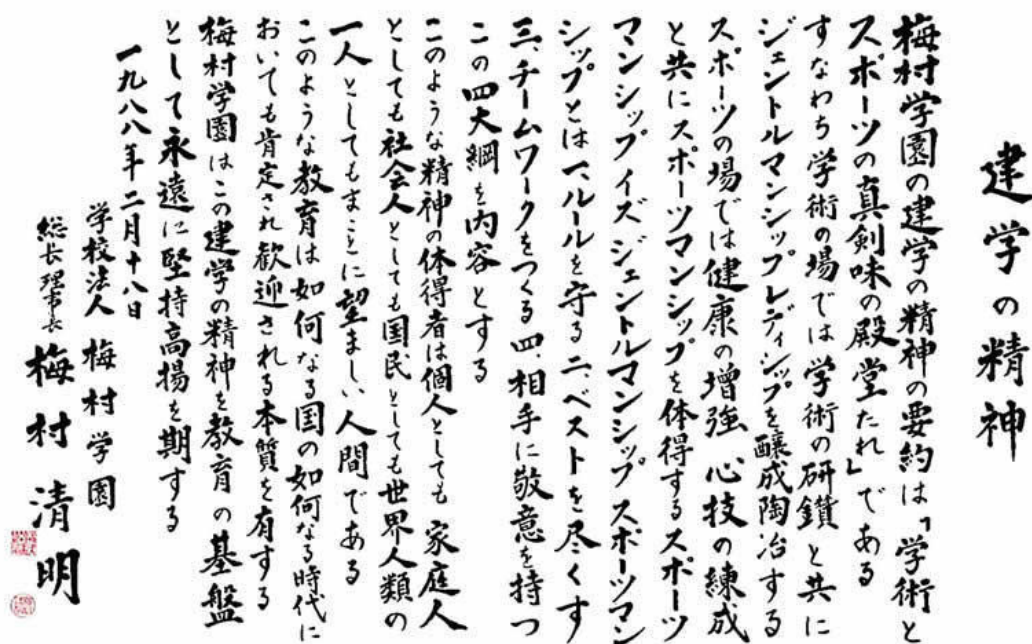
点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

<p>評価の視点 1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容</p> <p>評価の視点 2: 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性</p>

<大学の理念・目的>

本学は、現在12学部（うち2学部は募集停止）、9研究科を擁する総合大学であるが、設置者である学校法人梅村学園の母体は1923年に創立された中京商業学校に遡る。学園創始者である梅村清光は、校訓として「真剣味」を掲げ、教職員とそこで学ぶ生徒に対して、文武不岐の精神と、文字通り真剣をもって対処するがごとき真摯な姿勢を求めた。

中京大学の創立者であり、初代学長の梅村清明（初代梅村学園理事長）は、建学の精神を明文化し、その要約を「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」として、「学術の場」と「スポーツの場」のあり方について、次のように示している。



・「学術の場」では学術の研鑽とともにジェントルマンシップ・レディシップを醸成陶冶する。学間に真摯、真剣に取り組むよう求めたうえに、男性も女性も人間として的人格陶冶が教育の目的であり、本学が学術の殿堂、すなわち、知の集積拠点として教育・研究両面でその役割を高めていくことが目標であること。

・「スポーツの場」では健康の増強、心技の練成と共にスポーツマンシップを体得する。スポーツマンシップはジェントルマンシップであり、以下の四大綱を体得すること。

1. ルールを守る 2. ベストを尽くす 3. チームワークをつくる 4. 相手に敬意を持つ
そして、「このような精神の体得者は個人としても、家庭人としても、社会人としても、国民としても、世界人類の一人として誠に望ましい人間である」として、「このような教育は如何なる国の如何なる時代においても肯定され、歓迎される本質を有する」と、建学の精神を、時空を超えた教育理念として堅持する気概を示している。

2012年5月、建学の精神の要約である「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を大学の研究・教育の場にかに反映していくべきかをまとめ、未来に向けた指針となるべき「中京大学の理念」を制定した。

「中京大学の理念」

中京大学は、梅村学園の建学の精神に立ちつつ、研究と教育に邁進し、社会の多様な課題に挑んで、その健全な発展に貢献するよう努める。

本学は、大学の使命が研究と教育に存することに鑑み、学術の研鑽に尽力するとともに、優秀な人材の育成に努力する。この両者を分断させることなく、密接な連携を保ちながら、研究と教育を高い次元で調和させてゆく。建学の精神にいう、「学術の場では学術の研鑽とともに、ジェントルマンシップ、レディシップを醸成陶冶する」は、この理想的な調和を成し遂げてこそ、達成されるものと信じる。

本学は、また独自の使命として、学術とスポーツの調和をめざす。スポーツは肉体を鍛え、技を競うものとして発展したが、その過程で、競技力の向上にとどまらず、人間の全人的成長に必須な普遍的精神をも醸成してきた。建学の精神に謳われるスポーツマンシップの四大綱には、規範を遵守し、他者と協働しつつ、社会の発展に貢献してゆくための、拠るべき指針が明確に示されている。本学は、このスポーツマンシップを学術と結び合わせて、自由にして闊達な調和の道を追求してゆく。

本学は、研究と教育を調和させ、さらに学術とスポーツを調和させた、躍動的で真剣味あふれる学びの殿堂でありたいと願う。ここでいう調和とは、単に二つのものを釣り合わせるだけでなく、両者を止揚し、より高次のものへ発展させてゆく、創造的調和を意味する。ここに本学は、この創造的調和を旗じるしとして不断に前進し、多様で豊かな学術成果を生み出すとともに、社会に貢献できる優れた人材を輩出してゆくことを宣言する。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科等の目的の設定>

中京大学の理念を踏まえ、学則第42条（大学院は第105条）（根拠資料1-1【ウェブ】）において、各学部・学科（各研究科・専攻）の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めることが規定されており、各学部・研究科において人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めている（根拠資料1-2【ウェブ】、根拠資料1-3【ウェブ】）。

学部・研究科等の人材養成に関する目的は、建学の精神を踏まえていることは当然であるが、中京大学の理念の制定後、学部・研究科等で中京大学の理念を踏まえて人材養成に関する目的の改正を行った。

以下に例として示した法学部の目的のように、建学の精神、四大綱及び中京大学の理念を

直接反映させたもののほか、工学研究科の目的のように中京大学の理念の趣旨（学術の研鑽、健全な社会発展に貢献、ジェントルマンシップ・レディシップ等）を反映させたものがあるが、いずれの学部・研究科等においてもそれぞれの特色を打ち出すと同時に、建学の精神、中京大学の理念を踏まえた目的を設定している。

法学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

法学部法律学科は、法学（すなわち、法律学及び政治学の両分野）に関する専門知識、思考方法、問題発見及び問題解決能力を修得させるとともに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークをつくる」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）、最善かつ不断の努力を惜しまない（「ベストを尽くす」）人物の育成を行うことを教育研究上の目的とする。

工学研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

工学研究科は、工学の専門的な技術と知識を身に付け、それを製品及びシステム設計・開発に応用できる高度専門技術者及び研究者を養成する。また、学会発表、共同研究等の対外活動を通して、コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力に秀でた人材を養成する。さらに、技術者・研究者として高い倫理観を持ち、職業人としての立場を強く意識できる人材を養成する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的の明示・公表>

本学の建学の精神は、学校法人梅村学園寄附行為第3条（根拠資料 1-4）に規定してある。

学校法人梅村学園寄附行為

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」に基づく学校教育を行い、四大綱「1. ルールを守る、2. ベストを尽くす、3. チームワークをつくる、4. 相手に敬意を持つ」を体得する社会的に有為な人材を育成することを目的とする。

学則第42条（大学院は第105条）において、各学部・学科（各研究科・専攻）の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めることを規定し、「中京大学の教育研究上の目的に関する規程」及び「中京大学大学院の教育研究上の目的に関する規程」において、

学部・研究科等の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている（根拠資料 1-2【ウェブ】、根拠資料 1-3【ウェブ】）。

「建学の精神」及び「中京大学の理念」は、大学のウェブサイトに掲載し、学生・教職員だけでなく広く社会に向けて公表している（根拠資料 1-5【ウェブ】）。

教職員に対しては、非常勤を含め全教員に配付する『教務案内』（根拠資料 1-6）に「建学の精神」及び「中京大学の理念」を掲載することにより周知している。また、新たに採用した教職員に対しては新任教職員研修の場で、総長・理事長及び学長の講話によって、本学園及び本学の歴史と現状とを合わせて説明し、認識の共有を図っている。

学生に対しては、上述のウェブサイトや『学生便覧』（根拠資料 1-7）や『大学院便覧』（根拠資料 1-8）を通じて周知しているほか、「建学の精神」に関しては入学式における総長・理事長及び学長からの祝辞・式辞の中で必ず触れることとしており、その意味と重要性を伝えるとともに、中京大学の学生としての自覚を促している。

各学部・研究科等が定める「教育研究上の目的」については、「中京大学の教育研究上の目的に関する規程」及び「中京大学大学院の教育研究上の目的に関する規程」を大学のウェブサイトに掲載し、学内だけではなく広く社会に向けて公表しているほか、『学生便覧』や『大学院便覧』を通じて学生に周知を図っている。受験生に対しては『大学案内』（根拠資料 1-9）、『入学試験要項』（根拠資料 1-10）、中京大学受験生向けウェブサイト『Net Campus』（根拠資料 1-11【ウェブ】）への記載を通じて周知している。

また、後述する「中京大学長期計画 NEXT10」の重点化プロジェクトの1つである自校教育の一環として、2017年度から毎学期、全学共通科目「中京大学を知る」を開講し、総長・理事長及び学長が建学の精神、本学の歴史や現状について学生に講義する機会を設けている（根拠資料 1-12）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1: 将来を見据えた中長期の計画その他の諸施策の設定

<中京大学の長期計画>

中京大学が開学 60 周年を迎えることを機に、建学の精神（「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」）を教育研究等の活動において具現化していくことを目指し、2014 年から 10 年間にわたる方向性や戦略を明確にした「中京大学長期計画 NEXT10」（以下、「NEXT10」という。）

（根拠資料 1-13【ウェブ】）を策定し、ウェブサイトに掲載している。NEXT10 は、「①（教育分野）自ら考え、行動するしなやかな知識人を育成する ②（研究分野）研究力を強化し、中京大学を飛躍させる ③（社会連携分野）地域の交流・連携の核となる ④（国際化分野）

世界をキャンパスに、キャンパスを世界に ⑤（卒業生連携分野）世代を超える Chukyo アイデンティティー」の5つの分野と、それらを具現化するための10の推進事項で形成されている。NEXT10の4か年計画「行動計画2014-2017」では、教育構想会議設置プロジェクト、自校教育検討プロジェクト、研究振興委員会設置プロジェクト等の12（その後16に増加）の重点化プロジェクトとともに、各部門から募集し、採択した12の事業に取り組むことを表明した（根拠資料1-14【ウェブ】）。

さらに、NEXT10の中間点の2018年度に、「行動計画2014-2017」の進捗状況の確認、評価を行い、新たな4か年計画「行動計画2018-2021」を策定し、IR推進、新教員人事制度検討、社会連携推進及び研究科再編の4つを重点化プロジェクトに決定した。なお、「行動計画2014-2017」を中心とする取組の成果は、「NEXT10の歩み」としてウェブサイトにて公開している（根拠資料1-15【ウェブ】、根拠資料1-16【ウェブ】、根拠資料1-17【ウェブ】）。

また、NEXT10に定める教育、研究等の10分野の推進事項に担当者を置き、各分野の主な施策のうち、優先的に実施する24の施策を重点施策として学長会議で決定した（根拠資料1-16【ウェブ】）。重点施策については、各施策の達成基準と2019年度から2021年度までの年次計画を作成し、それぞれの担当部局・委員会にて取組を開始した。全体の取組状況は、「NEXT10推進事項実施状況管理票」を通じて、学長会議で確認することで、NEXT10を学長主導のもと推進する体制を整えている（根拠資料1-18）。

学校法人梅村学園第I期（2020年度-2023年度）中期経営計画（以下「第I期中期経営計画」という。）においても、中京大学の事業計画として、NEXT10及びその中の重点施策である「行動計画2018-2021」を推進することを明記している（根拠資料1-19【ウェブ】）。また、第I期中期経営計画では、前回の認証評価結果を踏まえた改善状況を確認し、さらなる教育の質向上や活性化を目指すことを表明している。

（2）長所・特色

私立大学の存在価値として、建学の精神を最大限に重要視する姿勢をもち、これに基づいた大学の理念、各学部・研究科の教育研究上の目的を明確に示し、ウェブサイト等を通じて広く社会に公開している。

建学の精神の具現化の取組の1つとしてNEXT10を策定し、その進捗状況の評価を踏まえて、新たに「行動計画2018-2021」を策定した。NEXT10の策定に当たっては、NEXT10推進委員会を2013年4月に発足させて以降、NEXT10のパンフレットに示すとおり多くの教職員がその検討に加わり、また、2014～2017年度及び2018～2021年度の4か年計画（行動計画）の実施に当たっては、プロジェクトや重点施策を通じて多くの教職員がNEXT10を常に意識して業務を遂行する体制をとっている（根拠資料1-14【ウェブ】、根拠資料1-15【ウェブ】）。教育構想会議の設置（2015年）や自校教育の開始（2017年）など、NEXT10の最初の4か年計画「行動計画2014-2017」の成果はウェブサイトにて公開し、学内外に広く周知している（根拠資料1-17【ウェブ】）。

このように、建学の精神や大学の理念を学部・研究科の目的に反映させるとともに、その具現化のため大学の長期計画をNEXT10として定め、学長主導により多くの教職員の参画のもと、常に進捗管理、評価を行いながらNEXT10の確実な実現を図っている。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」から大学の理念を定め、これらを踏まえて各学部・研究科は教育研究上の目的を策定し、規程として定めている。これらを『学生便覧』等で学生に周知するだけでなく、ウェブサイトを通じて公開し、広く社会への周知を図っている。

建学の精神を教育研究等の活動において具現化するためにNEXT10を策定し、着実に取り組んでいる。法人としても、第I期中期経営計画において、中京大学の事業計画として、NEXT10及びその中の重点施策の推進を保証している。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

<内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

本学は、2018年に「中京大学の教育活動に関する内部質保証方針」（以下、内部質保証方針という。）を策定することで、内部質保証に関する全学的な方針及び手続を明示した（根拠資料 2-1【ウェブ】）。内部質保証方針は、学部長等を構成員とする教学審議会で学内に示し、その後、ウェブサイト公開した（根拠資料 2-1【ウェブ】）。また、後述するように、学部・研究科や全学委員会、自己点検・評価委員会及び教育質保証会議の3者のやり取りによる実際の自己点検・評価活動を通じて学内に浸透している。

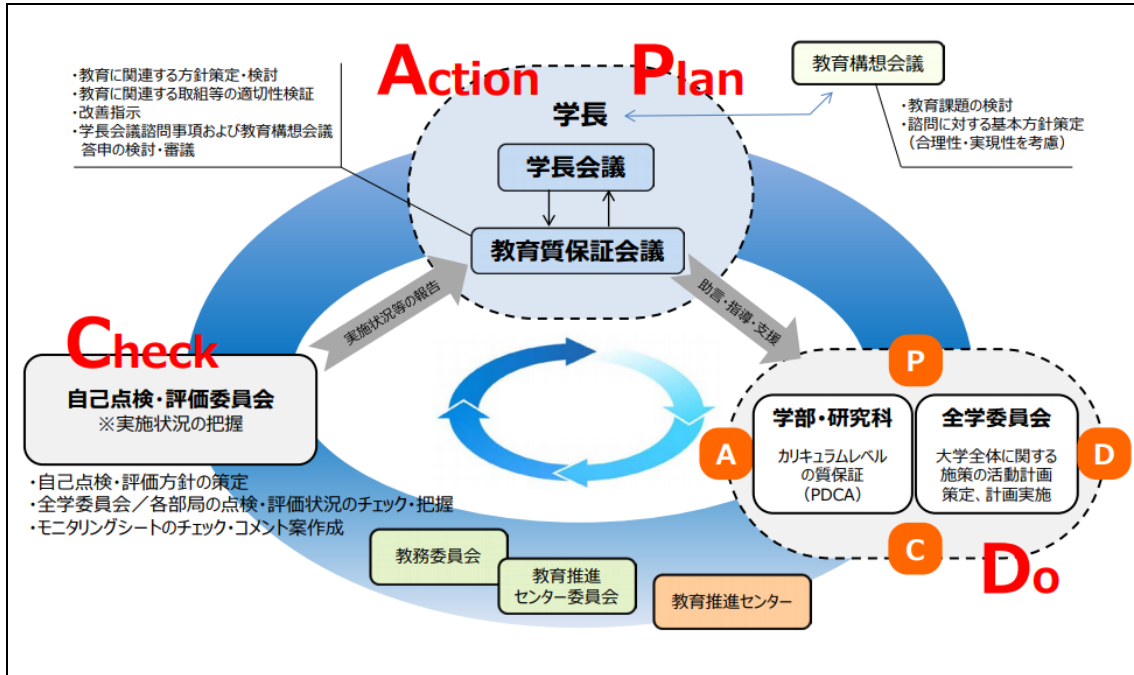
内部質保証方針は、「内部質保証の基本的な考え方」、「内部質保証推進のための組織と役割」、「内部質保証推進のための実施事項」、「内部質保証システムの適切性検証」及び「関係規程」から構成される。「内部質保証の基本的な考え方」は以下のとおりである。

中京大学は、建学の精神と理念に基づき、教育の基本方針として掲げた「自ら考え、行動することのできる、しなやかな知識人を育成し、自立した人間として社会へ送り出す」ことを実現していくため、大学および各学部・研究科が定める「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（以下、「3つの方針」という。）に照らして種々の活動を行うものとし、以下の2点を通じて教育の質を保証する。

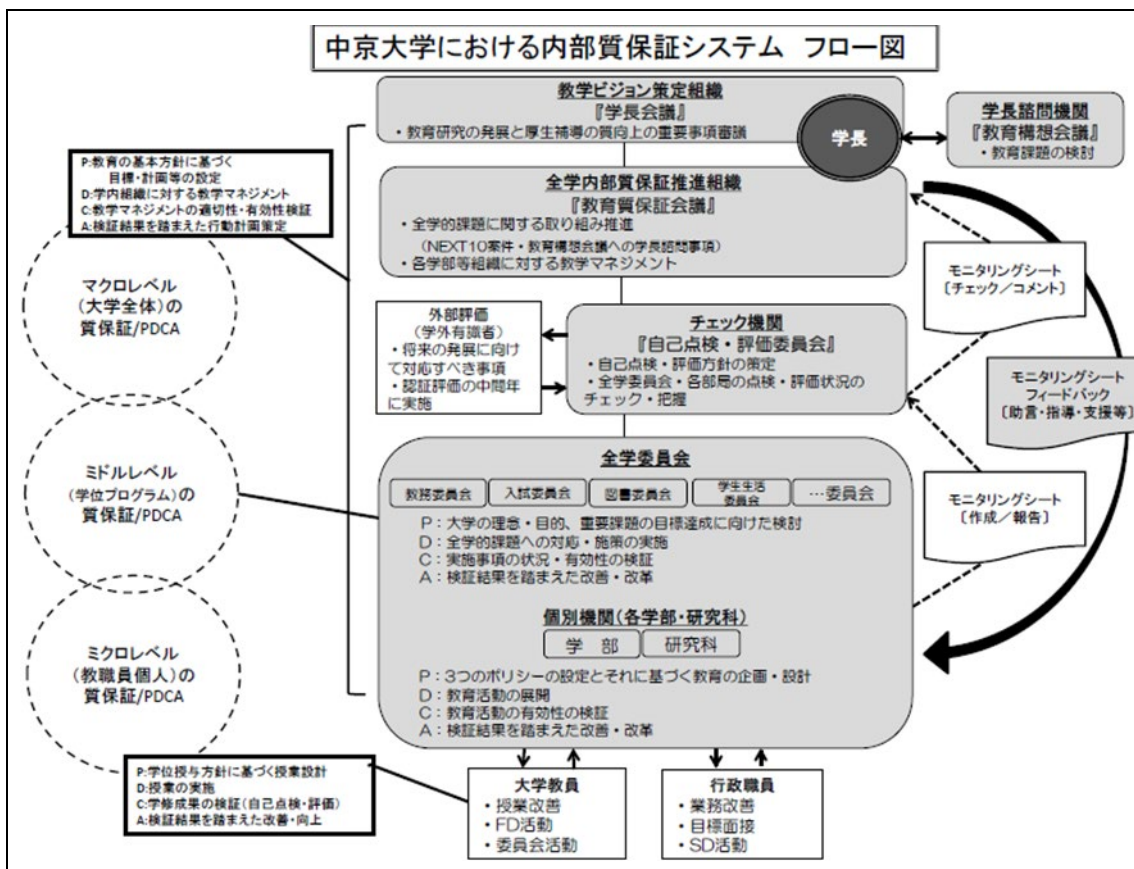
- ・全学委員会および各学部・研究科の組織的な教育活動を推進し、PDCAサイクルによる改善活動を通じて、その水準の向上と活性化を図る。
- ・組織的な教育活動の充実・発展に資するため、FD・SD活動を通じて大学教員および行政職員の教育力と職務遂行能力の向上を図る。

内部質保証のための全学的な手続は、内部質保証方針の中の「内部質保証推進のための組織と役割」及び「内部質保証推進のための実施事項」に詳細が示されているが（後述）、その概要は次のとおりである。学部・研究科、全学委員会は、学長の方針に基づいて、それぞれの活動を点検・評価し、自己点検・評価委員会に提出、自己点検・評価委員会は学部等の自己点検・評価の状況をチェックし、学長会議の下にある教育質保証会議に報告、それを受けた教育質保証会議は、学部等に改善等の指示を行うというシステムである。教育質保証システムの概念図（図表1）及び内部質保証システムのフロー図（図表2）を次ページに示す。

図表1. 中京大学教育質保証システム 概念図



図表2. 中京大学における内部質保証システム フロー図



点検・評価項目②: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備>

本学は、2014年に受審した前回の認証評価において、努力課題の1つとして内部質保証体制の整備を指摘されたことを受け、以下の体制整備を進めてきた。中京大学自己点検・評価委員会において点検体制の改善を検討し、2015年度から全ての学部・研究科が点検・評価活動を毎年度行い、その活動の進捗状況を示した「モニタリングシート」等を作成の上、自己点検・評価委員会へ報告することとした。また、学長及び自己点検・評価実行委員会が学部・研究科の取組に対して、コメントを付し、次年度以降の取組へ反映するPDCAサイクルを回す体制とした。

次に学長会議の位置づけを明確にするため、2017年度に中京大学学長会議規程（根拠資料2-2）を整備した。さらに、2017年度に学長からの諮問を受けて設置された「内部質保証推進会議（仮称）設置準備WG」において、内部質保証を推進する組織として、「中京大学教育質保証会議」の設置及び内部質保証方針を検討し、2018年2月の教学審議会において「中京大学教育質保証会議規程」（根拠資料2-3）を制定し、教育質保証会議を設置した。同年4月の教育質保証会議において、内部質保証方針を策定し、同年7月にウェブサイト公表した（根拠資料2-1【ウェブ】）。

内部質保証方針において、「内部質保証推進のための組織と役割」を以下のとおり定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な3つの組織の役割を明確に示した。

学長による教学マネジメントをすすめるため、内部質保証の役割を担う以下の組織を置く。

●中京大学学長会議

- ・常任理事会の下に学長会議を置く。
- ・教育研究の発展と厚生補導の質向上を目的に重要事項を審議する。
- ・全学委員会および各学部教授会・研究科委員会等を通じて、学長会議の審議結果の具現化を推進する。

●中京大学教育質保証会議

- ・学長会議の下に教育質保証会議を置く。
- ・教育上の重要な基本方針および政策を審議する。
- ・自己点検・評価委員会を経由して、全学委員会および各学部・研究科の自己点検・評価に基づく改善活動状況および結果に関する定期的な報告を受ける。
- ・上記のほか、学長は、必要に応じて全学委員会出席者や各学部長・研究科長からの報告を適宜受ける。
- ・全学委員会および各学部・研究科の改善活動に対する助言を行うとともに、その活動が十分でない認められた場合には、当該組織に対して、改善のための指示をする。

●中京大学自己点検・評価委員会

・教育研究機関としての社会的使命を達成するため、教育・研究、組織・運営、施設・設備状況などに関する自己点検・評価を行う。

・自己点検・評価委員会の決定に基づき、全学委員会および各学部・研究科が行う点検・評価の実施状況について、毎年度、報告を受ける。

内部質保証方針で示された全学的な組織のメンバー構成は以下のとおり定められている。

(1) 中京大学学長会議（根拠資料 2-2）

学長（議長）、副学長、学長補佐、総務局長、財務局長、企画局長、学事局長、常任理事会が推薦する者若干名

(2) 中京大学教育質保証会議（根拠資料 2-3）

学長（議長）、副学長、学長が指名する学長補佐、学事局長、企画局長、学長が指名する学部長経験者 1 人、学長が指名する研究科長経験者 1 人、学長が指名する教職員若干名

(3) 中京大学自己点検・評価委員会（根拠資料 2-4）

学長が指名する副学長（委員長）、各学部から選出された専任の教職員各 1 人、各研究科から選出された専任の教職員各 1 人、教養教育研究院から選出された専任の教職員 1 人、法務総合教育研究機構から選出された専任の教職員 1 人、先端共同研究機構長、図書館長、学長が指名する専任の教職員若干名、総務局長、財務局長、企画局長、学事局長、学園経営戦略部長

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点4：点検・学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<内部質保証システムの機能の有効性>

2016 年度の教育構想会議（全学的な教育課題を検討する学長の諮問会議）において、大学の 3 つの方針の下、全学部の 3 つの方針を見直すことが、また、2018 年度の大学院委員会において全研究科の 3 つの方針を見直すことが決定され、「3 つのポリシー見直し手順書（教育構想会議）」に従い、全学的な統一を図りつつ改定した 3 つの方針をウェブサイト公開した（根拠資料 2-5、根拠資料 2-6【ウェブ】）。なお、「3 つのポリシー見直し手順書」で示した方針、手順等については、第 4 章で詳述する。教育質保証会議設置後は、3 つの方

針の改正の際は教育質保証会議で審議することになった。

2015 年度に開始したモニタリングシートの内容は、各部署（学部・研究科）が「自己点検・評価報告書」において自ら改善すべきとして挙げた事項、認証評価結果において努力課題として指摘を受けた事項、また認証結果の総評において改善を求める旨の記述がなされた事項を課題として設定し、それに基づく各部署の改善活動の進捗状況を記すものとした。提出されたシートの内容は、学内共有するとともに、次年度以降の取組へと反映させてきた。

2018 年に策定した内部質保証方針の中で、以下の「内部質保証推進のための実施事項」とおり、内部質保証システムを機能させる施策を定めた。2018 年度から、この方針に基づき、教育質保証会議を軸とする内部質保証システムに改めた。

中京大学および各学部・研究科、行政本部は、以下の取り組みを実施する。

●中京大学全体の取り組み

- ・大学が設ける全学委員会の活動を通じて、学長が示した教育目標の方向性に合致する施策を検討し、実行する。
- ・全学委員会は、実施施策の年次計画を立てるとともに、その進捗状況の検証と次年度に向けた改善計画の策定を毎年度実施し、自己点検・評価委員会に報告する（「全学委員会点検・評価報告書」を使用）。
- ・大学は、教育研究活動および管理運営に関して、特に将来の発展に向けた対応が必要な事項を設定し、定期的に外部有識者からの評価を受ける。
- ・大学運営の高度化に対応し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、構成員である大学教員および行政職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修機会を設ける（SD活動の実施）。

●各学部・研究科の取り組み

- ・各学部・研究科それぞれが設定する3つの方針の適切性および方針に基づく教育施策の検証を毎年度実施し、自己点検・評価委員会に報告する（「自己点検・評価シートA票〔チェックリスト〕」を使用）。
- ・教育質保証会議が設定する教育課題について、その実現に向けた検討を行い、実施状況や進捗状況を記録して自己点検・評価委員会に毎年度報告する（「自己点検・評価シートB票〔モニタリングシート〕」を使用）。
- ・各学部・研究科それぞれが設定する「学位授与の方針」に基づき、教育の質的向上に資する中期的な課題を設定するものとし、その実現に向けた検討を行い、実施状況や進捗状況を記録して自己点検・評価委員会に毎年度報告する（「教育上の取り組み・目標シート」を使用）。
- ・各学部・研究科は、構成員である教員個々人の教育力向上を図るため、教育内容および方法等に関する組織的な研修を実施する（FD活動の実施）。

●行政本部の取り組み

- ・行政本部が設置する局、部および課は、学園の目標および大学の教育目標に基づき、それぞれ長期・中期・短期の部署目標を設定する。

2018年度から、モニタリングシートに代えて、(1) 各部局（学部・研究科）が自ら目標を設定した「教育上の取り組み・目標シート」（根拠資料 2-7）、(2) 第3期認証評価の点検・評価項目から大学として取組むべき項目を自己点検・評価実行委員会において厳選し、3つの方針そのものやカリキュラム等の運用の適切性に関する「自己点検・評価シートA票〔チェックリスト〕」（根拠資料 2-8）、(3) さらなる改善を必要とする大学基準項目「学修成果の把握と評価」ほかに関する「自己点検・評価シートB票〔モニタリングシート〕（学部4項目、研究科5項目）」（根拠資料 2-9）の3種類を運用することにした。毎年度末に提出された自己点検・評価シートB票を評価基準（根拠資料 2-10）に基づき自己点検・評価委員会で点検し、評価結果（S、A、B、Cの4段階）及び各学部・研究科に対するコメントをつけて教育質保証会議に報告し、改善すべき点があれば、教育質保証会議議長（学長）から当該学部・研究科に改善の指示を出すという形でPDCAサイクルを回している。この取組を活用し、改善報告書の検討結果で引き続き一層の努力が望まれるものとして大学基準協会からの指摘に対し、以下の改善を行った。

- ・経営学研究科の教育課程の編成・実施方針を、教育内容、教育方法などに関する考え方の詳細を明示したものに改善した（根拠資料 2-11）。
- ・経済学研究科経済学専攻及び経営学研究科において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムに改善した（根拠資料 2-12）。
- ・文学研究科博士後期課程の研究指導計画書を、詳細な時系列を記述した内容に改善した（根拠資料 2-13）。

自己点検・評価シートA票についても、チェックが入っていなかった場合には、同様に教育質保証会議議長（学長）から当該学部・研究科に改善の指示を出している（根拠資料 2-14、根拠資料 2-15、根拠資料 2-16、根拠資料 2-17）。

さらに、2018年度から全学委員会についても、実施施策の年次計画を立てるとともに、その進捗状況の検証と次年度に向けた改善計画を策定し、自己点検・評価委員会に報告する（「全学委員会点検・評価報告書」）こととし、これについても自己点検・評価委員会の点検結果を教育質保証会議に報告し、改善すべき点があれば、教育質保証会議議長（学長）から当該委員会に改善の指示を出している（根拠資料 2-17、根拠資料 2-18）。

個々の授業に関する点検活動の一環として、授業改善のためのアンケートを実施しているが、その結果に対し、担当教員がそれぞれに省察コメントを作成し、学部担当（第3者）がその内容を点検することになっている。これらの点検結果を学部内でまとめた実施報告書は、自己点検・評価委員会及び教育質保証会議に提出する仕組みとなっており、全学部の状況を把握した上で、次年度の施策への反映や各学部への改善指示に活用している（根拠資料 2-19）。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応>

学部・学科や研究科・専攻の設置において、完成年度まで履行状況等報告書を作成して、文部科学省に提出している。また、ウェブサイトにおいて、履行状況等報告書を公開している（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

前回（2014年度）受審した認証評価で改善を求められた努力課題7項目については、2018年に改善報告書を提出した（根拠資料 2-21【ウェブ】）。これは2015年度～2017年度に上述のモニタリングシートを用いて改善を図った結果をまとめたものである。大学基準協会による検討結果は、「意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」とのことで、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はなかったが、努力課題として指摘された4つの事項については「引き続き一層の努力が望まれる」とのことであった（根拠資料 2-22【ウェブ】）。この指摘を受けて、教育質保証会議議長（学長）から該当する部局の自己点検・評価シートB票に努力項目を追加し、改善の指示を出した結果、「学生の受け入れ」（一部の研究科における定員充足率の低さ）以外の3つの事項については既に改善につなげることができた。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

点検・評価の客観性を確保するため、2017年度には本学初の試みとなる独自の外部評価を実施し、その報告書をウェブサイトに公開した（根拠資料 2-23、根拠資料 2-24【ウェブ】）。評価は部局に特化したものとせず、大学全体の取組を検証する機会とすることを目的に、以下の3項目を点検項目に設定した。

- (1) 各学部・研究科の特徴的なカリキュラムと教育システム
- (2) 研究の推進（研究に関する事項全般）
- (3) 学長が教育構想会議に諮問した事項の取り組み状況

外部評価は、書面調査と実地調査を通じて評価委員が示した意見等を参考に、本学がさらに進めるべき課題を強く認識し、その取組を加速させる契機となるとともに、以後の内部質保証のあり方を考える貴重な機会となった。

<COVID-19 への対応・対策>

2020年2月に中京大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議を立ち上げ、授業方法等に関して学長会議で検討した原案を、感染症対策本部会議で確認して関係者に通知することを繰り返し、感染症の拡大・縮小に応じて対策の見直しを行ってきた。その方針はその都度ウェブサイトに掲載してきた（根拠資料 2-25【ウェブ】）。

また、相談窓口を設けて学生・保護者・教員の不満や要望を把握し、必要に応じて対策をとってきた。具体的な対応として、新型コロナウイルス感染症拡大に関する経済的支援として、パソコン等の環境整備費としての無利子貸与制度の創設、オンライン授業受講に伴う環境維持と修学支援を目的とした在学生全員に対する一律 50,000 円の「修学支援金」の給付、

家計急変により修学の継続が困難になった学生を対象とした特別の修学支援奨学金給付制度の創設について、在学生・保護者へ周知した上で実施した（根拠資料 2-26、根拠資料 2-27、根拠資料 2-28）。

全面的にオンライン授業に切り替えた春学期の教育成果・状況を確認するため、オンライン授業に関する自由記述項目を追加した授業改善のためのアンケートを、全学生を対象として実施するとともに、全専任教員・非常勤教員を対象とするオンライン授業実態調査も実施した（根拠資料 2-29【ウェブ】、根拠資料 2-30）。教育質保証会議でこれらのアンケート結果を検証し、前年度と比較して事前事後学修の時間が増加し、学修到達目標の達成度もやや上昇するなど十分な教育の成果が得られていることから、教育の質が保たれていることを確認した。

さらに、オンライン授業に関するFDセミナーを教育質保証会議主催で専任教員・非常勤教員を対象にテーマを変えて2回開催するなど（第6章で詳述）、オンライン授業に対応する教員への支援を実施した。

以上のように、学生・保護者・教員への対応・対策を行うことで、教育の質の維持・向上に努めている。

点検・評価項目④: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
 評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性
 評価の視点3:公表する情報の適切な更新

<情報公開と社会に対する説明責任>

学校法人梅村学園が情報を積極的に公表することにより、本法人及び本法人が設置する学校の公正かつ透明性の高い運営を実現するとともに、教育研究の質の向上に資することを目的に、「学校法人梅村学園情報公開・開示規程」（根拠資料 2-31）を定めている。

本規程に基づき、本学では「中京大学情報公開規程」（根拠資料 2-32）を定め、情報公開について審議するため「情報公開委員会」を設置し、情報の公開、管理・点検などを行っている。具体的には、積極的に公開する情報を11の分類（「中京大学の基本情報」「経営・財務」「教育研究」「教育職員情報」「学生情報」「学生生活・課外活動」「進路」「校地・校舎等の施設・設備」「社会連携・社会貢献」「コンプライアンス、社会的責任、規程等」「法令に基づく教育情報の公表」）に分け、ウェブサイト公開している（根拠資料 2-33【ウェブ】）。

また、情報公開の実施については広報部広報課が主管となり、ウェブサイトの整備を行っている。公開情報の正確かつ最新の状態を保つため、公開情報の作成担当部局を「中京大学情報公開項目一覧」（根拠資料 2-34）によって明確にするとともに、更新時期を3段階に分け、掲載データの更新を行っている。各データの更新時期はおおむね以下のとおりとなっている。

①毎年度4月1日に更新するデータ

教育研究組織図や役員一覧など大学の基本情報等を中心に新年度に更新すべき情報。

②毎年度5月、6月に更新するデータ

文部科学省や補助金上の各種基準日である毎年度5月1日現在のデータに基づきながら随時更新すべき情報。

③随時更新するデータ

文部科学省や補助金上の各種基準日である毎年度5月1日現在のデータに関わらない情報。

<自己点検・評価結果の公表>

2007年度及び2014年度に認証評価を受審した際の「点検・評価報告書」及び「大学基準協会による大学評価結果ならびに認証評価結果」について、ウェブサイトで公表している（根拠資料2-35【ウェブ】）。

また、前述の外部評価の実施記録については、「中京大学外部評価実施報告書」にまとめ、自己点検・評価委員会を通じて学内に周知するとともに、ウェブサイトを通じて、社会に向けて広く公表している（根拠資料2-24【ウェブ】）。

<COVID-19への対応・対策>

前述の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心として決定した様々な事項について、学生・保護者・教職員に対して、文書や学内連絡ツールを通じて周知している。さらに本学のウェブサイトに「新型コロナウイルス感染症に伴う対応について」の専用ページを3月に開設し、大学としての方針・決定事項・お知らせ等、常に最新の情報を掲載して、適切に更新を行っている（根拠資料2-25【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤:内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2:適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

<内部質保証システムの適切性に関する定期的点検・評価>

本学の内部質保証方針の中で「内部質保証システムの適切性検証」について、以下のとおり定めている。

中京大学は、本方針に基づいて構築・運用する内部質保証システムそのものも点検・評価の対象とし、毎年度、自己点検・評価委員会において、その実施状況と有効性を検証する。学長会議は、検証結果の報告を受けて、適宜改善に関わる指示を行う。

2018年度から、本方針に基づき、内部質保証システムそのものも点検・評価の対象とし、

毎年度、教育質保証会議及び自己点検・評価委員会において、その実施状況と有効性を検証することにし、学長会議は、検証結果の報告を受けて、適宜改善に関わる指示を行うこととした。

2019年9月に教育質保証会議において、自己点検・評価委員長（副学長）から、前年度までの中京大学の内部質保証に関する活動の自己点検・評価の実施状況について説明があり、各学部・研究科の点検・評価活動の状況及び結果、全学委員会の点検・評価活動の状況及び結果並びに質保証会議からの評価及び指示に関する資料を確認した。その上で、審議した結果、「教育質保証会議は自己点検・評価委員会からの報告を受け、学部・研究科等の活動を評価し、改善の指示を出すなどの活動を実施し、指示に応じた改善がみられた」ことから、内部質保証システムが有効に機能していることを確認した（根拠資料 2-36）。2020年度も、前年度の内部質保証に関する活動の自己点検・評価の実施状況について、同様の点検を行った（根拠資料 2-37）。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は 2019 年度から開始したものであり、今後、その運用をかさね、課題が出れば、組織の役割や指示系統の見直しなどを行っていく予定である。

(2)長所・特色

2018 年度に教育質保証会議を設置したことにより、その提案（P）に基づいて、各学部・研究科が実施（D）した結果を自己点検・評価シート等によって、自己点検・評価委員会が点検・評価し（C）、その報告を受けた教育質保証会議が必要に応じて該当する学部・研究科に改善の指示を出す（A）という全学的なP D C Aサイクルを確定し、確実に教育改善活動を推進した。改善報告書の検討結果で引き続き一層の努力が望まれるものとして、大学基準協会からの指摘に対しても、上記のサイクルを活用した改善活動を実施した（根拠資料 2-11、根拠資料 2-12、根拠資料 2-13）。

また、継続して実施してきた「授業改善のためのアンケート」についても、担当者（科目レベル）のみが振り返りを含めたP D C Aサイクルに取り組んでいたものを、各学部内（カリキュラムレベル）でその振り返り内容を確認し、必要に応じて改善に向けた指導等を行う体制とし、その結果を学部の実施報告書として作成し、自己点検・評価委員会を経て、教育質保証会議へ提出する仕組みを構築した（根拠資料 2-19）。

教育質保証会議は、教育の質向上に向けた支援としてF Dセミナーを開催したほか、授業改善のためのアンケートデータ及び学部からの実施報告書に基づき、学部への改善の指示や次年度に向けた施策の検討を行うなど、教育質保証システムを適切に運用していると判断できる（根拠資料 2-36、根拠資料 2-37）。

(3)問題点

本学の新たな内部質保証システムは 2018 年度から運用し始めたものであり、新入生の受

入れから卒業生の送り出しまでのサイクルを完了していないため、その有効性については継続的な検証が必要である。

また、内部質保証システムの適切性の点検・評価は 2019 年度から開始したものであり、今後、その運用をかさねる中で、組織の役割や指示系統の見直しなどが必要になることも考えられる。

(4)全体のまとめ

本学は 2018 年に内部質保証方針を定め、内部質保証に関する全学的な方針及び手続を明示し、ウェブサイト公開している。

全学的体制として、2018 年度に学長会議の下に教育質保証会議を設置し、その提案 (P) に基づいて、各学部・研究科が実施 (D) した結果を、自己点検・評価委員会においてチェックし (C)、その報告を受けた教育質保証会議が必要に応じて該当する学部・研究科に改善の指示を出す (A) という全学的な P D C A サイクルが回り始めた。このシステムによって実際に改善が進んだことが確認されている。

各学部・研究科においては、「教育上の取り組み・目標シート」、3 つの方針そのものやカリキュラム等の運用の適切性に関する「自己点検・評価シート A 票 [チェックリスト]」、さらなる改善を必要とする大学基準項目「学修成果の把握と評価」ほかに関する「自己点検・評価シート B 票 [モニタリングシート]」の 3 種類のシートを用い、全学の自己点検・評価委員会及び教育質保証会議とやり取りすることで P D C A サイクルを回している。

内部質保証システムの適切性についても定期的に点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取組を行っている。

また、教育研究活動、自己点検・評価結果等はウェブサイト等に積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター
その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1:大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性
評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科等の設置>

学校法人梅村学園の建学の精神である「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を踏まえ、中京大学学則第1条では、「建学の精神に則り、真理を探究し学理を極めた次代を担う人材を育成し、国家及び社会の形成者として有為なる人材を養成し、もって文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること」を建学の目的と定め、その目的を達成するために、学部・学科及び大学院（学則第2条第1項）、教養教育研究院（学則第2条の2第1項）及び法務総合教育研究機構（学則第2条の3第1項）を置くことを定めている（根拠資料1-1【ウェブ】）。また、中京大学の理念の中で「研究と教育を調和させ、さらに学術とスポーツを調和させた、躍動的で真剣味あふれる学びの殿堂」を謳っており、これらの理念・目的を実現させるために、愛知県名古屋市及び豊田市の2つのキャンパスに以下のとおり、12学部21学科（図表3）、大学院9研究科16専攻を設置している（図表4）。

図表3. 学部・学科の設置状況

学部	学科	キャンパス	備考
文学部	日本文学科	名古屋	
	言語表現学科		
	歴史文化学科		
国際英語学部	国際英語学科	名古屋	募集停止
	英米文化学科		
国際教養学部	国際教養学科	名古屋	募集停止
国際学部	国際学科	名古屋	
	言語文化学科		
心理学部	心理学科	名古屋	
現代社会学部	現代社会学科	豊田	
法学部	法律学科	名古屋	
総合政策学部	総合政策学科	名古屋	
経済学部	経済学科	名古屋	
経営学部	経営学科	名古屋	
工学部	機械システム工学科	名古屋	
	電気電子工学科	名古屋	
	情報工学科	豊田	
	メディア工学科	豊田	
スポーツ科学部	スポーツ教育学科	豊田	2021年4月にトレーナー学科及びスポーツマネジメント学科を設置
	競技スポーツ科学科		
	スポーツ健康科学科		

図表4. 研究科・専攻の設置状況

研究科	専攻	課程	キャンパス	備考
文学研究科	日本文学・日本語文化専攻	博士前期課程（修士課程）	名古屋	
		博士後期課程		
	歴史文化専攻	修士課程		
国際英語学研究科	国際英語学専攻	修士課程	名古屋	
	英米文化学専攻	修士課程		
心理学研究科	実験・応用心理学専攻	博士前期課程（修士課程）	名古屋	
		博士後期課程		
	臨床・発達心理学専攻	博士前期課程（修士課程）		
		博士後期課程		
社会学研究科	社会学専攻	博士前期課程（修士課程）	豊田	
		博士後期課程		
法学研究科	法律学専攻	博士前期課程（修士課程）	名古屋	
		博士後期課程		
経済学研究科	経済学専攻	博士前期課程（修士課程）	名古屋	
		博士後期課程		
	総合政策学専攻	博士前期課程（修士課程）		
		博士後期課程		
経営学研究科	経営学専攻	博士前期課程（修士課程）	名古屋	
		博士後期課程		
工学研究科	機械システム工学専攻	修士課程	名古屋	
	電気電子工学専攻	修士課程	名古屋	
	情報工学専攻	修士課程	豊田	
	工学専攻	博士後期課程	名古屋・豊田	
体育学研究科	体育学専攻	博士前期課程（修士課程）	豊田	2021年4月にスポーツ科学研究科に名称変更
		博士後期課程		

教養教育研究院は、学士課程教育における教養教育を担当する組織である。本学の学士課程は、全学共通科目（教養教育科目）と学部固有科目（専門教育科目）の2本柱で構成されており、そのうち全学共通科目は学部・学年の垣根を越えて、必要とされる総合的かつ普遍的な教養を身につけさせるものである。本学は1991年の大学設置基準の大綱化以降も教養教育の重要性を意識し、その責任主体である教養部を2008年まで存続させ、同年に改組して設置した国際教養学部がその役割を引き継いだ。その後、2020年に国際教養学部と国際英語学部の学生募集を停止し、新たに国際学部を開設したことに伴い、教養教育に責任をもつ組織を独立させて教養教育研究院を設置し、全学共通科目の運営を担うこととした（学則第48条の2、第53条第2項）。このように、大学の理念・目的や方針に基づき、明確な責任体制のもとで組織的な教養教育を行っている。

法務総合教育研究機構は、法曹を目指す司法試験受験資格を有する修了生（法務研究科は2018年に廃止）の指導に当たるために設置した組織である。

<大学の理念・目的を踏まえた附置研究所、センター等の設置>

本学の教育研究活動を支え推進していくための組織として、社会科学研究所、文化科学研究所、企業研究所、体育研究所、経済研究所、人工知能高等研究所、法務研究所の7つの附

置研究所及びそれらの研究所を統括する先端共同研究機構を置いているほか、図書館、博物館（スポーツミュージアム）を設置している（学則第29、30条）（根拠資料1-1【ウェブ】、根拠資料3-1、根拠資料3-2、根拠資料3-3、根拠資料3-4、根拠資料3-5、根拠資料3-6、根拠資料3-7、根拠資料3-8、根拠資料3-9、根拠資料3-10）。

その他、全学に開かれたセンター等の組織として、グローバル教育センター、情報センター、教育推進センター、教職センター、保健センター、臨床心理相談室、学生相談センター等を設置し、学則又は規程でそれぞれの目的を定め運営されている（根拠資料1-1【ウェブ】、根拠資料3-11、根拠資料3-12、根拠資料3-13、根拠資料3-14、根拠資料3-15、根拠資料3-16、根拠資料3-17）。

なお、2021年4月には、在籍する多様な学生の相談窓口として円滑かつ適切に支援を行うことを目的に学生サポートセンターを設置する予定である（根拠資料3-18）。

<学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を踏まえた学部等の設置>

本学は1954年に商科単独の中京短期大学としてスタートし、その2年後に4年制大学の設置認可を得て中京大学商学部を開設した。開学当初から総合大学を志向し、建学の精神である「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」のもと、真理を探究し学理を究めた次代を担う人材育成のため、時代や社会の要請、学術の進展に合わせて教育研究組織の拡充を実現させてきた。

1959年に体育学部、1966年に文学部及び法学部を増設し、1980年代後半から1990年代初めにかけて、社会学部(1986年)、経済学部(1987年)、情報科学部(1990年)、経営学部(1991年)と、相次いで学部を開設した。この積極的な学部の開設は、科学技術の飛躍的な進歩に伴う社会の情報化と経済活動のグローバル化に対応できる人材の育成を目指したものであった。1997年にはこれら8学部を基礎とする8大学院研究科が博士課程まで揃い、総合大学としての基盤を確立させた。

21世紀に入り、日本社会はそれまでの右肩上がりの高度成長から成熟期を迎えることとなったが、本学は時代の流れに呼応して「大学改革」をテーマに学部の設置や改組を積極的に進めてきた。2000年、文学部心理学科を我が国初の心理学部に改組、2002年に文学部英文学科を改組して国際英語学部を開設、2003年には文学部国文学科を改組し、日本文学科と言語表現学科の2学科体制とした。2004年には本学初の工学系学部である生命システム工学部身体システム工学科を開設した。2005年、創設以来の伝統を持つ商学部を総合政策学部、2006年には情報科学部を情報理工学部に、2007年には社会学部を現代社会学部に改組した。2008年には変化の激しい国際事情を総合的に理解し、国際社会に貢献できる人材を養成するための国際教養学部を設置するとともに、情報理工学部に本格的な機械工学系科目を採り入れ、ものづくりの現場で即戦力として活躍するエンジニアの育成を図るため、生命システム工学部を改組して機械情報工学科を設置した。

2011年には社会環境の変化にともなうスポーツへの期待やニーズの多様化・複雑化に対

応するため、既設の体育学部をスポーツ科学部に改組し、スポーツ教育学科、競技スポーツ科学科、スポーツ健康科学科の3学科体制とした。2013年に、我が国のものづくりの拠点地域である地元中部地区の要請に応えるべく、既存の情報理工学部を工学部へと発展的に改組し、機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、メディア工学科を設置することで、次代の製造業を担うエンジニア育成を進めることとした。2014年には文学部に歴史文化学科を増設した。

さらに、2020年には国際英語学部と国際教養学部を改組して、世界的視野と確かな語学力をもって「人文科学」と「社会科学」にわたる専門の知識・能力を複合的に身につける世界基準の新たな国際学部国際学科、言語文化学科を設置した。さらに、2021年にはスポーツ科学部にスポーツマネジメント学科とトレーナー学科を増設する予定である。

大学院においては、基礎となる学部と研究科とが一体となって教育研究を行っている組織が主であるが、2003年には社会人のスキルアップという新たな役割に応じて、ビジネスパーソンに向けたビジネス・イノベーション研究科（ビジネススクール）を複数の学部組織を母体に設置した。翌2004年には法曹育成を目指す法務研究科（法科大学院）を設置するなど、大学院の拡充も積極的に進めてきた。その後、社会情勢や志願者数の変化に対応してこの2研究科を廃止した。大学院の定員充足については、前回の認証評価で指摘されたとおり課題を抱える研究科が多く（大学基礎データ（表2））、現在、抜本的な改革を実施するため、人文社会科学系の6研究科の統合再編を検討中で、2024年度の開設を目指している。

学部及び研究科の充実を図る一方、研究活動を推進する大学附置研究機関として1979年に社会科学研究所、1985年に体育研究所、1992年に文化科学研究所、2003年に企業研究所を設置した。これら大学附置研究所は、研究者が学部・研究科等の組織を越えて所員となり、各研究所の目的のもとで研究テーマを設定し、個人及び共同での研究を推し進めている。他にも学部・研究科附置（附属）の研究所として1988年に経済研究所、1991年に人工知能高等研究所、2004年に法曹養成研究所（現法務研究所）を設置してきたが、いずれも2018年から大学附置研究所に改組した。

2015年には本学の研究力を結集して、高度な学際的研究を推進し、もって大学としての研究機能を高度化するとともに、大学院教育を充実発展させることを目的として中京大学先端共同研究機構を設置し、2018年から7つの大学附置研究所を統括する役割も担うこととした。各研究所とも紀要、論叢、所報やディスカッションペーパーの発行などを通じて研究成果を公表しているほか、学術講演会等を開催し、活発な研究活動を推進している。また、研究活動を通じて得られた知見を社会に還元する取組も行っており、社会科学研究所はオープンカレッジにおいて台湾史研究の講座を設けてきたほか、体育研究所ではテニス、ノルディックウォーキング、キッズ・ダンスなどのスポーツ教室を開講、人工知能高等研究所は名古屋市科学館と子供向けの連携講座を開講、文化科学研究所では講演会・展示会などを開催して研究成果の公開を行うと同時に、学外の自治体との共催講演会を実施するなど、市民と距離を近づける工夫をしている。各研究所の活動についてはウェブサイトにて公開してい

る（根拠資料 3-19【ウェブ】、根拠資料 3-20【ウェブ】、根拠資料 3-21【ウェブ】、根拠資料 3-22【ウェブ】、根拠資料 3-23【ウェブ】、根拠資料 3-24【ウェブ】、根拠資料 3-25【ウェブ】、根拠資料 3-26【ウェブ】）。

新しい組織の設置、特に学部の開設や改組は、学術の進展や人材育成に関する教学上の要請に端を発して検討されることが常である。検討に当たっては、中長期的な視点からの計画・遂行が不可欠であることから、受験生の志望動向や社会情勢などを調査し、志願者の確保や人材需要の見通しなどを立てる必要がある。具体的には、日本私立学校振興・共済事業団から発表される私立大学入学志願動向調査や予備校等から発表される指標などを参考にしつつ、広報部入試センター職員等が高等学校を訪問し、進路指導主事等との面談を通じて、現場の生の声を収集し、学内共有することにより、計画を具現化するための知見を蓄積している。また、卒業後の進路先の確保も重要な事柄であるため、多数の企業に対して採用ニーズに関するアンケート調査を実施するほか、キャリア支援課職員等が企業訪問をする際に、人事担当者に対するヒアリングを実施している。その上で、本学の有する人的・物的資源等を勘案しながら、設置準備のワーキングチームを中心に計画を練り上げ、その後、理事会、基礎となる学部、教養教育研究院、その他の関係部署による設置準備委員会での調整と確認が行われたのち、学長会議、関係教授会、教学審議会、理事会で審議し、決定している。

点検・評価項目②: 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

＜教育研究組織の適切性の定期的点検・評価＞

第2章（内部質保証）で説明したとおり、教育研究組織の適切性についても、自己点検・評価委員会において2015年度から実施している自己点検・評価シートを用いた点検・評価活動の中で取り扱っている（根拠資料 2-8）。この取組は、自己点検・評価委員会が指定した項目に対し、学部・研究科等が検討・実施した内容を自己点検・評価シートでチェックし、自己点検・評価委員会が点検・評価して教育質保証会議に報告し、同会議議長（学長）から必要に応じて学部・研究科等に改善の指示を出すものである。

学部・研究科においては、組織改編(学部・学科の改組)やカリキュラム改正などの事案に対応して、将来構想に関する委員会を特別に設置する場合もある。教学に関連した変更や修正がある場合は、学長会議の意見聴取を経て、教学審議会に諮り審議されることになる。また、研究を推進する組織である大学附置研究所については、各研究所の研究員総会において組織及び事業等の運営に関する審議と検討が行われ、適切性が検証される。その上で、各研究所及び各研究科から選任された委員で構成される先端共同研究機構運営委員会にて各部署の事業報告がなされ確認と了承を得たのち、事業報告書が学長に提出される（根拠資料 3-

27)。教学を支える図書館、グローバル教育センター、情報センター等についても、図書委員会、グローバル教育センター委員会、情報センター委員会等において、事業推進に関わる検討が組織的になされている（根拠資料 3-11、根拠資料 3-28、根拠資料 3-29）。

(2) 長所・特色

本学は、受験生の志望動向や社会情勢などに応じて学部・研究科の新設・改組を進めてきた結果、総合大学として発展してきた。近年では、さらなる国際化の推進のための国際学部の設置（2020年）及び教養教育の充実のための教養教育研究院の設置（2020年）を行った。研究の面でも、先端共同研究機構を設置して大学附置研究所を統括することになり、研究の活性化が期待できる（根拠資料 3-1）。また、2019年には本学の特色であるスポーツに関する博物館（スポーツミュージアム）を設置し、一般公開している。

(3) 問題点

入学定員を充足できていない研究科が多い。そのため、人文社会科学系の研究科の統合再編を検討中であり、2024年度をめどに実施する予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、社会的要請及び大学を取り巻く国際的環境等の変化に配慮しつつ、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」及び大学の理念・目的を踏まえて、学部として文・国際英語・国際教養・国際・心理・現代社会・法・総合政策・経済・経営・工・スポーツ科学部の12学部、大学院として文学・国際英語学・心理学・社会学・法学・経済学・経営学・工学・体育学研究科の9研究科、教養教育研究院及び法務総合教育研究機構を設置している。また、研究活動を推進するため、先端共同研究機構の下、社会科学研究所、文化科学研究所、企業研究所、体育研究所、経済研究所、人工知能高等研究所、法務研究所、図書館、博物館（スポーツミュージアム）を設置している。その他、全学に開かれたセンター等の組織として、グローバル教育センター、情報センター、教育推進センター、教職センター、保健センター、臨床心理相談室、学生相談センター等を設置している。これらの教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

<学位授与方針の設定及び公表>

「中京大学の教育研究上の目的に関する規程」及び「中京大学大学院の教育研究上の目的に関する規程」で定めた学部・研究科等の「人材の養成に関する目的」を達成するために、学生が習得すべき知識・能力を明確化した学位授与方針を設定し、ウェブサイト等で公開している（根拠資料 1-2【ウェブ】、根拠資料 1-3【ウェブ】、根拠資料 2-6【ウェブ】）。その学位授与方針に従い、課程を修了した者に学位を与えることとし、卒業（修了）の要件としている。

以下、学部及び研究科からそれぞれの1つの学部及び研究科の学位授与方針を例示する。

経済学部経済学科の学位授与方針

経済学部は、中京大学「学位授与の方針」で示された能力を身につけるとともに、定められた課程を修め、以下の学修成果をあげた者に対して学士（経済学）を授与することとします。

1. 経済学の基本的な考え方や理論を理解できる。
2. 経済現象や経済の歴史・制度を分析的に考察できる。
3. 経済分析に必要な情報や経済データを選択・収集・処理できる。
4. 現実の経済における課題を発見・分析し、その結果を記述・表現できる。
5. 国際感覚及び教養を身につけ、広い視野で物事をとらえることができる。
6. 様々な問題の解決に向けて、他者と協調し、リーダーシップを発揮して、主体的に行動できる。

心理学研究科の学位授与方針

心理学研究科は、定められた課程を修め、以下の学修成果を挙げた者に対して学位を授与する。

【学修成果（教育目標）】

〔博士前期課程（修士課程）〕

心理学研究科博士前期課程は、上記の目的に基づき、定められた課程を修め、研究指導を受けた上で修士論文を作成提出し、その審査および最終試験に合格した者に対して修士（心理学）を授与する。

1. 心理学全般にわたる広く深い学識を有し、現代の人間および人間社会が直面する諸問題に学術的側面から多面的に取り組み、社会的な要請に応えるために自ら考え、表現する力があること。
2. 心理学を専門とする自立した研究者としての学識を有し、博士後期課程に進学できる能力を身につけていること。
3. 修得した知識と技能を用いて、社会に貢献できる専門的実務者としての能力を身につけている

こと。

4. 研究者または職業人としての自覚を持ち、高い倫理観を身につけていること。

〔博士後期課程〕

心理学研究科博士後期課程は、上記の目的に基づき、定められた課程を修め、研究指導を受けた上で博士論文を作成提出し、その審査および最終試験に合格した者に対して博士（心理学）を授与する。

1. 心理学の専門家としての高度な研究能力とその礎となる豊かな学識を身につけていること。
2. 独創的な研究活動を旺盛な意欲を持って遂行し、研究の成果を広く発表することにより優れた研究者として認められること。
3. 現代の人間および人間社会が直面する諸問題に学術的側面から多面的に取り組み、解決への道筋をつけていく力があること。
4. 研究者または職業人としての自覚を持ち、高い倫理観を身につけていること。

2017年4月、教育構想会議において策定した「3つのポリシー見直し手順書」に従って作成した、3つのポリシーの全面的な改正案を教学審議会承認し、ウェブサイト公開した（根拠資料2-5、根拠資料2-6【ウェブ】）。その際、学位授与方針の見直しに関しては、①内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、記述内容を明確化すること、②学習成果（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力等）を具体的に示すこと、③社会のニーズを踏まえることを柱に、全学の学位授与方針との整合性、表現の分かりやすさなど10のチェックリストを確認しながら見直しを行った（根拠資料2-5）。学科・専攻ごとに学位授与方針を策定する学部においては、学部内の共通項目の設定などで学部内の統合性に配慮するよう工夫した。

それ以降の学位授与方針の改正又は新たに学部等を設置する場合の学位授与方針の策定に当たっては、当該学部の教授会（大学院においては研究科委員会）で審議した後、学長会議で確認し、最終的に全学の内部質保証システムを統括する教育質保証会議で審議・承認することになっている。これにより、当該学位にふさわしい学習成果の明示や全学の学位授与方針との整合性を担保している。

また、学位授与方針の公表については、上記のとおり、ウェブサイトに掲載しているほか、「学生便覧」（大学院においては「大学院便覧」）に記載し、学部等の新入生オリエンテーションで説明を行い、周知を図っている（根拠資料1-7、根拠資料1-8）。

点検・評価項目②: 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

- 評価の視点1: 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
- ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 評価の視点2: 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

＜教育課程の編成・実施方針の設定及び公表＞

点検・評価項目①の説明のとおり、3つのポリシーの全面的な改正を行い、ウェブサイトにて公開した。その際、教育課程の編成・実施の方針の見直しに関しては、学位授与方針を踏まえていること、学習方法、プロセス、成果の評価の在り方を具体的に示すこと、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討すること、能動的学習（アクティブ・ラーニング）を充実させることなどを全学的に指示し、全学の教育課程の編成・実施方針との一貫性など10のチェックリストを確認しながら見直しを行った（根拠資料2-5、根拠資料2-6【ウェブ】）。

教育課程の編成・実施方針の記述内容は、それぞれの学部・研究科等の学位授与方針のもと、科目区分・科目構成、教育内容、授業法・指導法、最終的な評価などの教育課程全体に配慮した内容になっている。

以下、学部及び研究科からそれぞれの1つの学部及び研究科の教育課程の編成・実施方針を例示する。

スポーツ科学部スポーツ教育学科の教育課程の編成・実施方針

スポーツ科学部スポーツ教育学科の教育課程は、学位授与の方針で示した「学修成果」を実現するため、以下に示す教育課程を編成し、実施していくこととします。

＜全学共通科目＞

中京大学(以下「本学」という。)では、人類が築いてきた知の成果に対する理解を深めつつ総合的な知を身につけ、学士課程教育における人材養成の目的を達成するために、教養教育として位置づける「全学共通科目」を配置します。具体的には、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための「自然の探究」、「人間の探究」、「社会の探究」、「新領域」の科目群、外国語の実践的な運用能力を高めるための「外国語基礎」、「外国語演習」の科目群等から編成します。

＜学部固有科目＞

学部固有科目は、専門教育科目として位置づけ、学部共通科目、学科開講科目及び他学科履修科目から編成します。各学科の人材養成の目的を達成するために必要となる講義科目、演習科目、実技・実習科目を適切に配置するとともに、基礎から応用・展開までを段階的に学べるよう「導入科目」、「基礎科目」、「基幹科目」、「応用科目」、「展開科目」の各科目群から編成することで、科目間の関係や履修順序等に配慮した体系的な編成とします。

導入科目

初年次教育としての「アカデミック・スキルズ」では、学部での学び方を理解するために教育課程全般、学部のDP・CPやカリキュラムツリー、各科目のシラバスやルーブリックの利用方法等について学びます。さらに、思考力や判断力、主体性や協調性を高めるための知識と技能を身につけさせる教

育も提供します。また、本学の取組として、すべての学部学生が個人用PCを有するBYOD (Bring Your Own Device)を導入しているため、「情報スキルズ」や「データサイエンス入門」等の科目を配置します。これらの科目では機器やソフトの使用方法のみならず、情報の活用方法や情報倫理に関する教育を施します。「スポーツ科学入門」は細分化されたスポーツ科学の専門分野について、それぞれの内容や特徴、トピック等を各分野の専門家である専任教員がオムニバス形式で紹介し、学部での専門教育を網羅的に把握することができる科目です。これらの導入科目は5学科に共通して配置します。

基礎科目

スポーツ科学を総合的に学ぶ基礎科目として、必修科目を中心に配置します。学部基礎科目には、身体活動の基礎を学ぶ「トレーニング基礎」、「レクリエーション基礎実習」、「健康学概論」を配置し、学科基礎科目には、スポーツ科学の総合的理論を学ぶ「体育・スポーツ原論」、「体育・スポーツ史」、「解剖・生理学」、「運動・スポーツ生理学」、「バイオメカニクス」、「体育・スポーツ心理学」、「生涯スポーツ論」等の基礎科目を配置します。

基幹科目

基幹科目には、学科の基礎となる科目、応用科目には、学科の特性に応じた応用科目や演習科目等、スポーツ科学の専門性を高める科目を配置します。学部基幹科目には「スポーツ実技A・B・C・D」を、学科基幹科目には、「スポーツ教育学」、「健康教育学」等を配置します。

応用科目

学部応用科目には、「ゼミナール」等を配置します。学科応用科目には、「体育実技指導法」、「学校指導実習」等を配置します。

展開科目

スポーツ科学に関する知見を幅広く総括するための科目を配置し、他学科履修科目はこの科目群に含めることとします。学部展開科目には、「インターンシップ」、「海外事例研究」を、学科展開科目には、「レジャー・レクリエーション論」、「障害者スポーツ論」、「スポーツ法学」等を配置します。

成績評価

成績評価は、シラバスに到達目標と基準を明記し、厳格に行います。

社会学研究科の教育課程の編成・実施方針

社会学研究科は、以下に示す教育課程を編成し、実施している。

〔博士前期課程(修士課程)〕

博士前期課程の教育においては、社会学及び隣接諸科学の専門知識を深く広く修得し、現代社会に生起する諸現象、諸問題を分析し、洞察する能力を培う。また、「専門社会調査士」資格取得のための教育をはじめ、フィールドワークにもとづく教育研究を重視し、専門的実践的能力及び調査研究に求められる倫理性を育成する。この目的の達成を目指してカリキュラムを編成している。

1. 授業科目は、「特殊講義」と「演習」に区分される。
2. 指導教員及び副指導教員(2名)を中心とした「演習」により、学生自身の研究テーマの深化と研究方法に関する知識・技能の授与並びに研究論文作成のための諸能力の育成をはかる。
3. 指導教員及び副指導教員以外の教員を含めた多彩な「特殊講義」により、社会学および隣接諸科学の専門知識を広く修得する。
4. 「専門社会調査士」資格取得のための認定科目として、「調査企画演習」、「多変量解析演習」、「質的調査演習」(各2単位)を開講する。
5. 資格科目を含め、授業科目はすべてをセメスター単位で開講し、できる限り多様な内容を網羅して履修することを可能にしている。
6. 論文作成においては、1年次における構想発表、2年次における中間発表を通じて、多種領域の教員から講評・指導を受ける機会を設ける。
7. 指導教員の各年次演習を含む演習(「専門社会調査士」資格のための「演習」を含む) 12 単位以上、特殊講義 16 単位以上を含む合計 32 単位以上を修了要件とする。

【授業種別】

種別	内容の説明
特殊講義	個別領域における先端的課題を取り上げ、その成果を講義する。
演習	履修者の研究テーマに近いピックにもとづき、論文作成を目的とした研究能力を養成する。

〔博士後期課程〕

博士後期課程の教育においては、社会学の諸領域及び隣接諸科学の専門知識を体系的に修得し、各専門分野の研究を自立的に遂行できる能力を培った人材を養成する。この目的を達成するために、専門的学識を充実させる研究指導とともに、特に調査研究を組織し指導するために求められる専門的実践的能力の育成を重視してカリキュラムを編成している。

1. 授業科目は、「講義」と「演習」に区分される。
2. 指導教員および副指導教員(2名)による指導体制をとり、学生を自立した研究者として育成する体制を整えている。
3. 3つの基幹的な位置づけの「講義」科目を設置し、研究者として必要な基礎的な知識を修得

- することを可能にしている。
4. 授業科目はすべてセメスター単位で開講し、専門知識を広く体系的に修得することを可能にしている。
 5. 指導教員を中心とした指導のもとに、研究の積極的な遂行とともに、学会活動、特に審査つき論文を執筆・投稿するための指導と条件整備を行っている。また「社会学論集」を、学生の編集によって刊行し、発表機会を保障するとともに、相互研修の契機としている。
 6. 毎年度、研究経過の中間報告会を実施し、学会発表や投稿論文の成果について報告することにより、広く講評・指導を受ける機会を設けている。
 7. 指導教員の各年次演習 12 単位を含む合計 16 単位以上を修了要件とする。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連性>

学位授与方針で示した学習成果が、教育課程の編成・実施方針に基づき開講された授業科目を通じて習得されることを示すために、学習成果の各項目と授業科目の関係性を示すカリキュラムマップを作成し（2017年6月）、ウェブサイトで公開した（根拠資料2-6【ウェブ】）。さらに、カリキュラムツリー（履修系統図）の作成（2020年3月）、科目ナンバリングの導入（2019年3月）の取組により目標とする学習成果に至る順次性を示し、ウェブサイトで公開した（根拠資料2-6【ウェブ】）。

大学院においては、カリキュラムマップは作成していないが、カリキュラムフローを作成し、カリキュラムの体系性の可視化を図り、前回の認証評価での指摘を踏まえ、全研究科でコースワークとリサーチワークの授業科目の設定や学位論文作成に至る過程を教育課程の編成・実施方針に示し、学位授与方針との関係性を明確化した（根拠資料4-1【ウェブ】、根拠資料4-2【ウェブ】）。

点検・評価項目③: 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

- 評価の視点1: 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
 - ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
 - ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
 - ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- <学士課程>
- ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等
- <修士課程、博士課程>
- コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
- 評価の視点2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜教育課程の編成・実施方針に基づくカリキュラム＞

本学では教養教育と専門教育を2本柱と位置づけ、学士課程教育の授業科目を「全学共通科目」と「学部固有科目」に区分し（後述する図表5及び図表6に文学部日本文学科の例を表示する。）、それぞれの卒業所要単位数を学部ごとに学則第66条（別表12）に定めている。各科目の単位数と授業時間については、学則第63条に基づき別表11に示している（根拠資料1-1【ウェブ】）。なお、本学の単位制度の詳細は、点検・評価項目⑤で述べる。

点検・評価項目②でも述べたように、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を確保するために、全ての学部でカリキュラムマップを作成し、ウェブサイトで公開している。2018年には、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示することを目的に、学士課程のカリキュラムを対象として、「科目ナンバリング」の設定を行った。付番ルールを全学統一的に定めた上で、全学部の授業科目に適切な番号を付して分類し、カリキュラムマップにナンバリングの情報を加えた。また授業科目の履修順序を分かりやすく理解できるようにカリキュラムツリー（履修系統図）を作成し、目標とする学習成果に至る順次性を示した。個々の授業科目の内容と方法については、シラバスをウェブサイトに公開している（根拠資料4-3【ウェブ】）。

全学共通科目は教養教育研究院によって提供されるが、全学共通科目は大きく「コミュニケーション系（演習系）」と「ソフィア系（講義系）」に分けられる。「コミュニケーション系（演習系）」は、ゼミ、コンピュータ、スポーツ・健康、外国語基礎・外国語演習、「ソフィア系（講義系）」は、自然の探究、人間の探究、社会の探究、新領域、テーマごとの授業科目が配置されており、1年～4年のどの年次でも履修できる科目群と、積み上げ方式の科目群を設定している。

外国語教育については1年次履修の必修科目を設定し、能力の伸長に応じて、応用的な選択科目の履修を促進している。また、ゼミ系の科目では、初年次教育に特化した「基礎ゼミ」や、卒業準備段階における教養教育の意義を重視した「教養探究ゼミ」を開設している。前者は、学部専門教育の基礎となる内容を提供し、後者は専門教育を通じて習得した成果をいま一度「教養」の観点から深める機会を提供するものである。

全学共通科目は、各学部の学生便覧及びウェブサイトで示しているが、図表5（次ページ）にその例（文学部日本文学科）を示す。

学部固有科目は、各学部の学生便覧に示すとおり、基礎的な科目から発展的な科目までの授業科目を開設している。図表6（34ページ）に、学部固有科目の例（文学部日本文学科）を示す。入門科目、基礎科目、基幹科目、発展科目の科目区分を行い、学年進行に応じた科目の配置、必修科目、選択必修科目等の構成など教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設置している。

初年次教育については、2016年度に教育構想会議において、初年次教育の在り方の検討を行い、全ての学部でアカデミック・スキルズ系の科目及び情報スキルズ系の科目を開講することになり、2019年度から実施している（根拠資料4-4、根拠資料4-5）。

高大接続への配慮としては、附属高校の2年生を対象とした高大連携学部授業及び附属高校を含む3年生を対象とした単位認定型先行授業（2020年度はCOVID-19の影響により中止）を実施している（根拠資料4-6）。

図表5. 全学共通科目の例（文学部日本文学科）

学年	1年	2年	3年	4年	卒業要件 (44単位)			
系	科目群	科目名(単位)	科目名(単位)	科目名(単位)	科目名(単位)	卒業要件 (44単位)		
		基礎ゼミ(2)					教養テーマゼミ(通年4)	
	コンピュータ				教養探究ゼミ(2)			
	ゼミ	コンピュータ処理論A(2)		コンピュータ処理論B(2)			2単位	
		個人スポーツ・卓球Ⅰ(1) 個人スポーツ・硬式テニスⅠ(1) 個人スポーツ・バドミントンⅠ(1) 個人スポーツ・ゴルフⅠ(1) 個人スポーツ・フライングディスクⅠ(1) 個人スポーツ・バレーボールⅠ(1) 個人スポーツ・バスケットボールⅠ(1) 個人スポーツ・ソフトボールⅠ(1) 個人スポーツ・サッカーⅠ(1) 個人スポーツ・カローリングⅠ(1) フィットネス・トレーニングⅠ(1) フィットネス・フィットネスⅠ(1) フィットネス・エアロビクスⅠ(1) シーズンズスポーツA・ゴルフⅠ(1) 障害者スポーツA(1)						個人スポーツ・卓球Ⅱ(1) 個人スポーツ・硬式テニスⅡ(1) 個人スポーツ・バドミントンⅡ(1) 個人スポーツ・ゴルフⅡ(1) 個人スポーツ・フライングディスクⅡ(1) 個人スポーツ・バレーボールⅡ(1) 個人スポーツ・バスケットボールⅡ(1) 個人スポーツ・ソフトボールⅡ(1) 個人スポーツ・サッカーⅡ(1) 個人スポーツ・カローリングⅡ(1) フィットネス・トレーニングⅡ(1) フィットネス・フィットネスⅡ(1) フィットネス・エアロビクスⅡ(1) シーズンズスポーツB・スケートⅠ(1) 障害者スポーツB(1)
	英語	ベーシック英語リーディングA(1) エレメンタリー英語リーディングA(1) インターミディエイト英語リーディングA(1) アドバンスト英語リーディングA(1)					1単位	
		ベーシック英語リーディングB(1) エレメンタリー英語リーディングB(1) インターミディエイト英語リーディングB(1) アドバンスト英語リーディングB(1)					1単位	
		ベーシック英語コミュニケーションA(1) エレメンタリー英語コミュニケーションA(1) インターミディエイト英語コミュニケーションA(1) アドバンスト英語コミュニケーションA(1)					1単位	
		ベーシック英語コミュニケーションB(1) エレメンタリー英語コミュニケーションB(1) インターミディエイト英語コミュニケーションB(1) アドバンスト英語コミュニケーションB(1)					1単位	
	第一外国語	ドイツ語基礎A(通年2) ドイツ語基礎B(通年2) ロシア語基礎A(通年2) ロシア語基礎B(通年2) フランス語基礎A(通年2) フランス語基礎B(通年2) 中国語基礎A(通年2) 中国語基礎B(通年2)					4単位	
英語		英語コミュニケーションⅠA(2) 英語コミュニケーションⅠB(2) メディア英語A(2) 英語資格対策ⅠA(2) 英語資格対策ⅠB(2) 英語セミナーA(2)		18単位 <small>左の単位以外で 全学共通科目の いづれかから</small>				
第一外国語		ドイツ語演習Ⅰ(2) ドイツ語演習Ⅱ(2) ロシア語演習Ⅰ(2) ロシア語演習Ⅱ(2) フランス語演習Ⅰ(2) フランス語演習Ⅱ(2) 中国語演習Ⅰ(2) 中国語演習Ⅱ(2)						
ソフィア系 講義系	自然の探	数学A(2) 化学A(2)	数学B(2) 化学B(2) 地学A(2)	統計学A(2) 地理学A(2) 生物学A(2)	物理学A(2) 物理学B(2)	4単位		
	人間の探	哲学A(2) 心理学(2) 西洋史A(2)	哲学B(2) 日本史A(2) 西洋史B(2)	倫理学A(2) 日本史B(2) 文学A(2)	倫理学B(2) 東洋史A(2) 東洋史B(2) 言語学A(2)	4単位		
	社会の探	日本国憲法(2) 経済学A(2)	法学(2) 経済学B(2)	政治学A(2) 地理学A(2)	政治学B(2) 教育学A(2)	社会学A(2) 社会学B(2)	4単位	
	新領域	ジェンダー論A(2) 情報科学A(2)	ジェンダー論B(2) 情報科学B(2)	健康科学A(2) 平和論A(2)	健康科学B(2) 平和論B(2)	環境科学A(2) 職業と社会(2)	環境科学B(2) 知・文化・芸術(2)	4単位
	テーマ	異文化研究(2)						
		教養テーマ講義A(2)		教養テーマ講義B(2)		教養テーマ講義C(2) 教養テーマ講義D(2)		
	中京大学を知る(2)							
	海外教養科目(4)							

図表6. 学部固有科目の例（文学部日本文学科）

科目区分	1年	2年	3年	4年	卒業要件 (81単位)	
	科目名(単位)	科目名(単位)	科目名(単位)	科目名(単位)		
学科基礎科目	日本語学入門Ⅰ(2) <small>教職</small> 日本語学入門Ⅱ(2) <small>教職</small> 日本文学入門Ⅰ(2) <small>教職</small> 日本文学入門Ⅱ(2) <small>教職</small>				必修 29単位	
	日本文学史Ⅰ(2) <small>教職</small> 日本文学史Ⅱ(2) <small>教職</small> 比較文学Ⅰ(2) 比較文学Ⅱ(2) キャリアデザイン(1)	日本語日本文学演習Ⅰ(2) 日本語日本文学演習Ⅱ(2)				
学科基幹科目		日本語史・日本語学史Ⅰ(2) 日本語史・日本語学史Ⅱ(2) 上代文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 上代文学を読むⅡ(2) <small>教職</small> 中古文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 中古文学を読むⅡ(2) <small>教職</small> 中世文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 中世文学を読むⅡ(2) <small>教職</small> 近世文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 近世文学を読むⅡ(2) <small>教職</small> 近代文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 近代文学を読むⅡ(2) <small>教職</small> 中国文学を読むⅠ(2) <small>教職</small> 中国文学を読むⅡ(2) <small>教職</small>	卒業研究ゼミナールⅠ(通年4)	卒業研究ゼミナールⅡ(通年4)	選択必修 12単位 *1	
	現代文学Ⅰ(2) 現代文学Ⅱ(2)	児童文学(2) 郷土の文学(2)	大衆文学(2) 短詩型文学の世界(2)	外国文学の世界(2)		
学科展開科目	書道Ⅰ(2) <small>教職</small>	書道Ⅱ(2) <small>教職</small>	書道Ⅲ(2) <small>教職</small>		選択 40単位 *2	
	国語表現法Ⅰ(2) <small>教職</small> 国語表現法Ⅱ(2) <small>教職</small> 中国文学Ⅰ(2) 中国文学Ⅱ(2) 中国文学史(2)	図書の世界(2) 演劇の世界(2) 日本語日本文学特論Ⅰ(2) 日本語日本文学特論Ⅱ(2) コンピュータ活用技術(2)	コンピュータで学ぶ文章作法(2) 大衆文化(2) メディア史(2) 芸能文化(2) 民俗芸能論(2)	文化人類学(2) 日本文化史(2) コミュニケーションスキルⅠ(2) コミュニケーションスキルⅡ(2) 図書館概論(2) <small>司書</small>		
		日本語文法Ⅰ(2) <small>教職</small> 日本語文法Ⅱ(2) <small>教職</small> 日本語音声学Ⅰ(2) <small>教職</small> 日本語音声学Ⅱ(2) <small>教職</small> 日本語日本文学特論Ⅲ(2) 日本語日本文学特論Ⅳ(2) 国語教材論Ⅰ(2) 国語教材論Ⅱ(2) 文章技術論Ⅰ(2)	文章技術論Ⅱ(2) 会話技術論Ⅰ(2) 会話技術論Ⅱ(2) レトリック論(2) 読書の文化史(2) 文字の文化史(2) 出版の文化史(2) 現代日本語論Ⅰ(2) 現代日本語論Ⅱ(2)	翻訳論(2) 古文書読解入門(2) 書道史Ⅰ(2) <small>教職</small> 書道史Ⅱ(2) <small>教職</small> 図書館情報資源概論(2) <small>司書</small> 歴史資料と博物館(2) <small>学芸</small> 博物館概論(2) <small>学芸</small> 仕事のコミュニケーション(2)		
			中国文学を読むⅢ(2) <small>教職</small> 中国文学を読むⅣ(2) <small>教職</small> 日本語日本文学特論Ⅴ(2) <small>学芸</small> 日本語日本文学特論Ⅵ(2)	有識故実(2) 書論(2) <small>教職</small> 書学(2) <small>教職</small> 地域と歴史文化情報(2) <small>学芸</small>		
				●書道Ⅳ(2) <small>教職</small> ●書道Ⅴ(2) <small>教職</small>		
	言語表現学科開講科目(2-8)及び歴史文化学科開講科目(2-8)					
		インターンシップ(2)				
		海外留学科目(1-16)				
		短期海外研修(2)				

■ 必修科目 ■ 選択必修科目
教職… 教職課程においては必修または選択必修科目 教職課程の履修を希望する人は、「教職課程」のページを参照してください。
司書… 司書課程においては必修または選択必修科目 司書・司書教諭課程の履修を希望する人は、「司書・司書教諭課程」のページを参照してください。
学芸… 学芸員課程においては必修または選択必修科目 学芸員課程の履修を希望する人は、「学芸員課程」のページを参照してください。
 ●… 書道免許履修者に限る。自由科目(卒業所要単位には算入されません)
 *1「選択必修Ⅱにおいて卒業要件(12単位)を超過して単位を修得した場合、下段*2「選択Ⅰ」の卒業要件(40単位)へ算入されます。

○大学院のコースワーク及びリサーチワーク

前回の認証評価において、大学院におけるコースワークとリサーチワークを組み合わせた教育について不十分との指摘があったことを受け、全研究科で教育課程の編成・実施方針のもとコースワーク及びリサーチワークに相当する授業科目を設置するなどのカリキュラムの見直しを行った（根拠資料4-7）。

カリキュラムの概要はカリキュラムフローで確認できるようにし、コースワークとリサーチワークを組み合わせた指導及び学位取得に至る過程の詳細は「研究指導プロセス」に示し『大学院便覧』及びウェブサイトに公開した（根拠資料1-8）。

<学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の実施>

本学は、学生の社会的・職業的自立を図るために、正課と正課外の連携のもとキャリア教育を実施している。詳細は第7章で記述するが、特に正課におけるキャリア教育科目を全学部に配置し、基礎的・汎用的能力（キャリア・プランニング能力等）を育成することを目的に、学部の教員、キャリア支援課職員のほか、一部の授業回については外部の専門機関に委託し、当該科目の充実を図っている（根拠資料4-8）。

各学部のキャリア教育関連科目はそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいており、それぞれの学部・学科ごとに特色があり、専門科目との連動によって、カリキュラム全体で体系的なキャリア教育を推進する構成となっている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・シラバスの第3者チェックが適切に行われている ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・適切な履修指導の実施 <p><修士課程、博士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ・各教員の役割分担と連携体制の明確化 ・教員間の綿密な協議に基づく体系的な教育の提供 ・学生の質を保証するための組織的な教育・研究指導体制の確立

＜授業内外の学生の学習の活性化＞

○シラバスの活用

シラバスに記載されている項目を以下に示す。

基本情報（科目名・副題、開講年次、開講年度・曜日・時限、単位、担当者名）
 授業概要・目的、学修到達目標、授業方法、成績評価方法・基準
 教科書・教材・参考文献、質問への対応（オフィスアワー等）
 授業計画、履修者へのコメント、事前事後学修

シラバスには、基本情報、学修到達目標、授業計画・授業方法、成績評価方法・基準だけでなく、事前事後学修の指示、質問への対応（オフィスアワー等）、履修者へのコメントを掲載するようにし、学生の学びを促すようにしている。シラバスの作成及び公開に当たっては、各教員が作成したシラバスを各学部で点検し（シラバスの第3者チェックの詳細は、第6章で述べる。）、課題があれば修正をすることになっている。なお、シラバスの作成に当たっては、シラバス入稿留意事項を全教員に配付し、本学のシラバスの指針を示している（根拠資料4-9）。

また、学期ごとに学生に実施する「授業改善のためのアンケート」では、授業がシラバスにそって実施されたかを確認することになっており、2020年度春学期のこの項目の全学平均は4.19（5段階評価）であり、おおむねシラバスと授業内容が一致していたと判断できる。

なお、本学のシラバスは、本学独自の教育支援システム（いわゆるLMS）であるCHUKYO MaNaBo（以下「MaNaBo」という。）と連動しており、学生がシラバスを常時確認できるようにシステムを整えている（根拠資料4-3【ウェブ】）。

○単位の実質化に関する取組

学生による過剰な履修登録を防止し、授業時間外での事前事後学修の時間を確保するために、学生が学期ごとに履修できる単位の上限を、学則第64条に基づき、学部・学科ごとに定め（ただし、教職科目等は除く。）、『学生便覧』において学生に周知している。

前述のとおり、授業時間外の学修のため、シラバスで事前事後学修が指示されており、オフィスアワーによる質問対応の体制を整えている。

第8章で詳細を記述するが、自主的な学習スペースとして、個人学習室、コンピュータ学習室、図書館の個人学習エリア及びラーニングcommons（本学呼称はラーニングスクエア）等を整備し、無線LANを拡充するなど施設面でも授業時間外の学修を支援している。

○アクティブ・ラーニングの実施状況

授業への学生の主体的参加を促すために、2019年4月の教学調整会議において、教育質保証会議から「中京大学におけるアクティブ・ラーニングの推進について」（根拠資料4-10）を全学に通知し、本学のアクティブ・ラーニングの考え方や推進方策について方針を示した。

シラバスの記述内容から集計した、アクティブ・ラーニング型の授業を実施している科目の割合は、図表7に示すように5割を超えており、全学的にアクティブ・ラーニングに取り組んでいることを示している。なお、2020年度の調査においてもアクティブ・ラーニングの実施率はほとんど変わらず、COVID-19対策のためオンライン授業を導入したことの影響はほとんどなかったと判断できる。

図表7. アクティブ・ラーニングの実施状況

授業形態	2019年度			2020年度		
	科目数	実施数	実施率	科目数	実施数	実施率
講義	1878	660	35.1%	1907	579	30.4%
語学	1323	460	34.8%	1206	427	35.4%
演習	1430	1188	83.1%	1419	1165	82.1%
実技	390	390	100.0%	391	391	100.0%
実験	12	12	100.0%	12	12	100.0%
実習 ※1	146	146	100.0%	139	139	100.0%
認定 ※2	62	38	61.3%	60	17	28.3%
合計	5241	2894	55.2%	5134	2730	53.2%

※1 インターンシップや海外研修などは実習科目としてカウントしている。

※2 海外留学科目や資格による科目、スポーツパフォーマンス実習など

専任教員1人あたりの在籍学生数は大学基礎データ(表1)に示すとおりとなっている。全学共通科目では、極端な多人数授業を避けるために講義科目の1クラスあたりの履修者の上限を200~220人に設定しているほか、健康・スポーツ科目、外国語科目等でも履修者数の制限を実施している。学部固有科目においても、例えば国際教養学部では語学の発音クラスの受講者の上限は15人、演習の受講者の上限は18人とするなど、授業科目の特性に応じた制限を設けている。また、「中京大学授業補助者に関する規程」(根拠資料4-11)により、講義科目、演習科目等により履修者数に応じてティーチング・アシスタント(TA)又はスチューデント・アシスタント(SA)を採用できるようにしている(大学基礎データ(表1))。

大学院の研究指導に関しては、全研究科・専攻の課程ごとに研究指導の内容及び方法、年間スケジュールを『大学院便覧』及びウェブサイト公開し、それに従った教育を実施している(根拠資料1-8、根拠資料4-12【ウェブ】)。図表8(次ページ)にその一例を示す。

図表8. 研究科における研究指導プロセス概要（国際英語研究科）

国際英語学専攻／英米文化学専攻【修士課程】

時期	項目	内容・目的等
入学前 (入学試験時)	指導教員決定	●面接試験[試験官：研究科教員全員]により、研究希望領域および研究計画案を確認 ●研究計画案と指導教員研究領域とのマッチング確認 ●研究科委員会にて入学試験合否と指導教員決定
1 年 次	4月上旬 [9月中旬]	研究科主催ガイダンス ●大学院での学修に関する基本的事項の説明【1時間程度】 個別履修指導・相談 ●上記ガイダンスの後、指導教員からの個別履修指導・相談 ※履修登録および変更には、指導教員の承認が必須 ●研究活動に向けた参考文献・資料等の確認と紹介
	(1~2年次) 指導教員の「特殊演習（演習科目）」 科目を履修	●修士課程2年間にわたり、指導教員の「特殊演習（演習科目）」を履修 ・指導教員の下で研究活動進行 ・修士論文の執筆方法等の確認 なお、指導教員の研究指導は、学生の状況により、演習科目以外の時間でも随時行われる
	11月上旬	「修士論文報告会」参加 ●修士課程2年次生による報告会に参加（発言・質問可） ・自身の研究活動の参考に ・自身が2年次に行うことを具体的にイメージする ・他者の研究内容・方法・成果を知り、知識や考えを深める
	11月~12月 [6月~7月]	修士論文テーマ決定 ●修士論文テーマを決定し、指導教員に報告 (この時期に未決定の場合は、遅くとも3月末まで（秋入学の場合は9月末まで）に決定する)
2 年 次	4月上旬	研究科履修指導・相談 1年次と同様、変更点を中心に説明【1時間程度】 個別履修指導・相談 ●上記ガイダンスの後、指導教員からの個別履修指導・相談 ※履修登録および変更には、指導教員の承認が必須 ●修士論文テーマ確認（秋入学の場合は9月中旬） ●研究の進捗状況確認（課程修了に向けたスケジュールの確認）（秋入学の場合は9月中旬）
	11月中旬 [5月中旬]	修士論文報告会 ●作成段階の修士論文の発表および質疑応答 ・参加者：研究科教員・修士課程学生 ・プレゼンテーション（20分）：修士論文の概要および疑問点等 ・質疑応答（15分程度）：教員および参加者から改善点の指摘を受ける
	12月~1月上旬 [5月~6月上旬]	修士論文加筆・修正⇒完成へ ●修士論文報告会において指摘された要改善点の加筆・修正 ●論文原稿の完成 ●指導教員による論文原稿の確認
	1月中旬 [6月中旬]	修士論文提出 ●定められた期間内に、修士論文および学位申請書類を大学院事務課に提出
	1月中旬 [6月下旬]	修士論文公示 ●定められた期間に、修士論文を研究科長室にて公示
	2月上旬 [7月上旬]	最終審査 ●論文審査および最終試験ならびに学力確認の実施 ・審査員および試験官：主査・副査・専任教員・研究科が特に必要と判断して出席を求めた者 ・最終試験は口頭試問により実施（30分程度 ※質疑応答を含む。）
	2月上旬 [7月下旬]	合否決定 ●学位審査委員会が審査結果報告を作成し、国際英語学研究科委員会に提出 ●国際英語学研究科委員会が報告に基づき審議し、合否を決定

※上記は予定であり、内容及び時期を変更する場合がある。

※【 】内は秋入学の場合のスケジュールを示す。

※学位審査の詳細については「中京大学大学院国際英語学研究科修士学位審査に関する内規」に定める。

＜COVID-19 への対応・対策＞

2020年度春学期は、COVID-19の影響により1か月遅れて（5月7日から）授業を開始し、原則として遠隔（オンライン）による授業とした（根拠資料4-13）。秋学期は、学生からの要望に応じて教室における対面（面接）授業を増やした。授業科目数ベースでは、対面授業のみが48.4%、オンライン授業のみが39.5%、対面とオンラインの併用が12.1%となった。

COVID-19 対応策として、春学期の全ての授業を遠隔（オンライン）授業としたため、その支援策として副学長を責任者として「遠隔授業サポートチーム」を立ち上げ、教員専用及

び学生専用の「問い合わせ窓口」を設け、全ての質問を集約し対応する体制を整備した。寄せられた質問、実際のサポート内容、事後のアンケート調査等を報告書としてまとめ、学長会議に提出した（根拠資料 4-14）。なお、秋学期も一部授業では遠隔（オンライン）授業を継続したため、サポートチームの体制を継続した。

新入生の支援に関しては、履修登録等の手続の説明を動画配信で行ったり、学部教員によるガイダンスを遠隔中継で実施したり、秋学期開始前に改めて対面のガイダンスを実施したりするなど学生の不安解消のための取組を実施した。

学生に対する授業に関する情報は、ポータルシステム「CHUKYO ALBO」で発信しているが、その他学生支援等の COVID-19 関係の情報と合わせて、本学のウェブサイトに集約し、公開している（根拠資料 2-25【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 <p>評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与
--

＜成績評価及び単位認定の適切性＞

単位認定に当たっては、学則第 63 条（大学院は第 120 条）において、「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」と定め、「授業の方法に、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」授業時間を設定している。

成績の評価及び基準（素点）は、学則第 77 条及び第 78 条（大学院は第 127 条及び第 128 条）において、S（90～100 点）、A（80～89 点）、B（70～79 点）、C（60～69 点）、D（60 点未満）とし、S～C を合格、D を不合格と定めており、『学生便覧』（P. 60）を通じて学生に周知している。

また、成績は、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）に換算して学生に通知される。GPA の分布と平均値が公表されるため、学生は自身の成績を客観的に確認できるようになっている。

試験を実施して成績を考査する場合、その厳格性を担保するため試験規程を設けウェブサイト公開しているが、特に重要な不正行為等の規程については『学生便覧』（P. 59）に記載し学生に周知している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。

成績評価の客観性を担保するため、成績評価基準を照らし合わせ異議がある場合、学生は教学部教務課を窓口「成績問合せ」が可能となっている（根拠資料 4-16【ウェブ】）。

既修得単位については、学則第 65 条（大学院は第 121 条）により 60 単位（大学院は 10 単位。なお、2021 年 4 月以降、上限を 15 単位に変更する予定である。）を超えない範囲で、学部教授会（大学院は研究科委員会）の審議を経て認定している。

各授業科目の成績評価及び単位認定を踏まえ、卒業（修了）要件は、学則第 99 条で「本学に所定の期間在学し、第 66 条に規定する卒業所要単位を修得して、各学部・各学科の定める卒業所要資格を得たものに対し、学長は、当該学部教授会の審議を経て卒業を認定する」と定めている。卒業所要単位及び卒業所要資格（4 年次の修得科目数等）は、学部等別に『学生便覧』に記載するとともにガイダンス等の機会でも周知している。

大学院の修了については、学則第 149 条及び第 150 条で、在学期間、所要単位のほか「必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ」、修士課程は「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者」、博士は「在学中に博士論文の審査及び試験に合格した者」に対し、「学長は当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する」と定めている。

<学位授与の適切性>

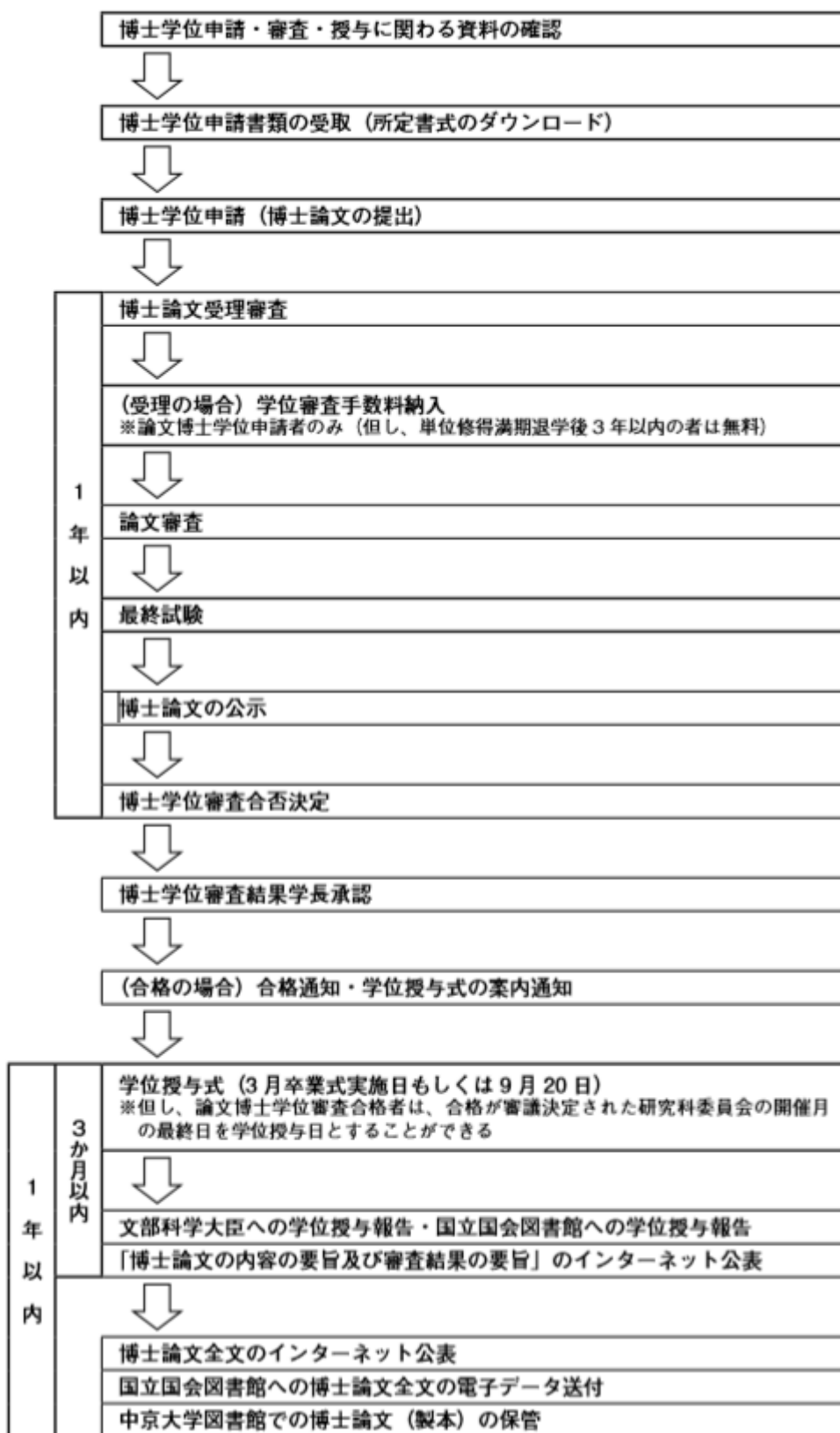
学位授与に当たっては、学部は学部教授会、研究科は研究科委員会が審議し、卒業又は修了を認定された者に対し、学位規程の定めるところにより、学長が学位を授与することになっている。詳細な手続については、学生便覧（大学院便覧）及びウェブサイト公開している（根拠資料 1-1【ウェブ】、根拠資料 1-7、根拠資料 1-8）。

学位審査の厳格性を確保するための措置として、学位審査委員会の設置、博士論文の審査などの全学共通の手続等を学位規程に定めている（根拠資料 4-17【ウェブ】）。

学位規程に則る、修士及び博士の学位申請・審査・授与等に関するフローチャートを『大学院便覧』（根拠資料 1-8）にまとめ、学位規程の内容を分かりやすく説明している。博士の場合のフローチャートを図表 9（次ページ）に示す。

なお、修士の学位授与に関しては、修士論文に代わり、特定の課題についての研究の成果も同等に扱うことが学則第 149 条に規定されている。

図表9. 博士学位申請・審査・授与・論文公表に関するフローチャート



各研究科において、学位審査の手順や方法、学位論文の審査基準を学位審査内規として定めてウェブサイトで公開している（根拠資料 4-2【ウェブ】）。以下に学位論文の審査基準（体育学研究科の例）を示すとおり、学位ごとに申請審査資格及び論文の審査項目を具体的に公開している。また、入学から修了までの詳細を学生に分かりやすく示した「研究指導プロセス」を全研究科で統一的に公開し、学位授与に至る過程の客観性を確保している（根拠資料 4-12【ウェブ】）。

学位論文の審査基準（体育学研究科）

【修士論文審査基準】

（学位申請資格）

修士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- （1）博士前期課程（修士課程）に2年以上在学し（見込みを含む。）、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得する見込みである者
- （2）在学中である者
- （3）研究指導教員の承認を得て本研究科が主催する修士論文経過報告会において報告を行った結果、研究科委員会において学位申請の承認を得た者

（修士論文の審査）

修士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

- （1）先行研究の整理と問題設定が適切であること。
- （2）章立てを含めた論述の流れが適切であること。
- （3）研究方法の選択及び実行が適切であること。
- （4）注や図表処理等を含めて、論述が的確かつ分量的にも適切であること。
- （5）設定した問題に対する解明が的確かつ適切であること。

【博士論文審査基準】

（課程博士学位申請資格）

課程博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- （1）博士後期課程に3年以上在学し（見込みを含む。）、必要な研究指導を受けた上で、学則に定める修了所要単位を修得した者（見込みを含む。）
- （2）別表1に定める学位申請基準を満たす者
- （3）在学中である者
- （4）本研究科が主催する博士論文中間報告会の結果、研究科委員会から博士論文作成の許可を得ている者
- （5）研究指導教員から学位申請の承認を得ている者

（論文博士学位申請資格）

論文博士の学位を申請することのできる者は、次に掲げる資格を全て満たす者とする。

- （1）本研究科を単位修得満期退学した者又は本研究科博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員

会」という。)において単位修得満期退学した者と同等以上の研究歴があると認められた者

(2) 別表1に定める学位申請基準を満たす者
(博士論文の審査)

博士論文の審査項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自立した研究を行う能力及び高度の専門的業務に必要な能力を有すると認められる内容であること。

(2) 論旨が従来の研究のまとめや整理でなく、独創的であること。

(3) 創意を支える論証が確かであること。

(4) 当該研究の属する分野における国内外の学会等に発表して、その論評に耐え得ること。

(5) 使用した資料は学位申請者本人が収集したものであること。使用した資料が学位申請者本人以外によって収集され公表されたものである場合は、その分析に学術的独創性があること。

別表1 学位申請基準

課程博士及び論文博士共通学位申請基準
<p>原則として全国誌又は国際誌に掲載された査読付論文（以下「原著論文」という。）を2編以上有していること。</p> <p>(1) 原著論文は、原則として筆頭著者とする。</p> <p>(2) 原著論文2編の内1編は英文であることが望ましい。ただし、外国人の場合は、和文又は英文とする。</p> <p>(3) 人文・社会科学分野については、原著論文は1編、その他1編は研究報告・研究資料等に区分される論文でもよい。</p> <p>(4) 外国人留学生は、分野に限らず、以下を原著論文相当の研究業績として認める。</p> <p>① 原著論文の内容によっては、地方誌を認める。</p> <p>② 原著論文ではない査読付論文のうち、原著論文に類する内容であるものを認める。</p> <p>③ 単行本のうち、原著論文に類する内容であるものを認める。</p> <p>なお、査読付論文は、未発表であっても、発表機関の掲載予定証明書等が添付されたものであれば1編に含めることができる。</p>

点検・評価項目⑥: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<p>評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定</p> <p>評価の視点2:学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p>

＜学習成果を測定するための指標の設定、把握及び評価＞

学位は学位授与方針に定めた学習成果を達成した者に授与するものであり、第一には学生の学位取得（卒業・修了）状況をもって学習成果の指標となる。もっとも、それだけでは不十分であり、アセスメントポリシーを策定し、学習成果の指標の設定や把握を行っている。学位授与方針に定めた学習成果の各項目の達成状況を学生に確認する「自己成長評価アンケート」の実施や学士課程の総括的な評価となる卒業論文・卒業研究の推進等の取組を行っており、最終的に各学部は「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」報告書に取りまとめることになっている。

大学院においては、上記の報告書は作成していないが、大学院の学習成果は学位取得に集約されている部分が多く、学位論文審査基準の厳正性や学位論文審査のプロセスにおいてその学習成果を担保している。

学位授与方針で明示した学習成果は、教育課程の編成・実施方針に基づき開講された授業科目を通じて習得されることから、各授業科目のシラバスで示された「学修到達目標」の達成状況も重要な指標になる。直接的にはGPAの値がそれに相当するが、「授業改善のためのアンケート」において、学生自身による評価を調査している。あわせて、学修到達目標及びその達成状況の把握・評価に役立てるため、科目ルーブリックを作成している。

学生生活を含めた総合的な経験から本学の教育の状況を評価するために、就職状況や資格取得の状況を調査・評価している。特に、就職状況は、社会（企業等の就職先）からの直接の評価であり、教育の成果として重視している。また、既卒者へのアンケートからも、大学教育・学生生活の総合的な評価を確認している。

以下のそれぞれの取組による学習成果の測定、把握、評価等について説明する。

○学位取得状況と標準修業年限内卒業率

学位は各学部等の学位授与方針に定めた学習成果を達成した者に授与するものであり、第一には学生の学位取得（卒業・修了）状況をもって学習成果の達成と判断できる。学位取得（卒業・修了）状況は、ウェブサイトを示すとおりである（根拠資料4-18【ウェブ】）。

また、標準修業年限内卒業率は図表10に示すとおり、平均で89.1%、「標準修業年限×1.5」内卒業率は93.0%であり、おおむね良好である。

図表10. 標準修業年限卒業率（2019年度卒業生）

	修業年限卒業率 (%)	「標準修業年限×1.5」 年内卒業率 (%)
文学部	88.6	93.3
国際英語学部	87.4	92.9
国際教養学部	86.3	88.9
心理学部	92.6	92.9

現代社会学部	91.6	92.9
法学部	87.3	91.5
総合政策学部	92.5	94.4
経済学部	88.2	92.2
経営学部	88.3	97.2
工学部	81.3	86.9
スポーツ科学部	94.0	96.0
合計	89.1	93.0

○アセスメントポリシーの策定

2019年4月、教育質保証会議において、学士課程のアセスメントポリシーを策定した（根拠資料 4-19【ウェブ】）。学部等はアセスメントポリシーに則して、学習成果の達成状況を評価することになっている。学位授与方針の達成状況の指標として、卒業時の自己成長評価アンケート、修得単位の状況、卒業論文等の成果をあげている。

2019年度から、第2章で説明した自己点検・評価シートB票〔モニタリングシート〕（教育質保証会議が設定する課題について、学部等が、その実施状況や進捗状況を自己点検・評価委員会に報告するシート）の検討項目に「学修成果の把握方法の設定」及び「学修成果の把握と評価」を設けることで、学部等のアセスメントの状況を自己点検・評価委員会において把握・評価し、その報告を受けた教育質保証会議が必要に応じて該当する学部等に改善の指示を出すという内部質保証サイクルの一環として位置づけている（根拠資料 2-15）。

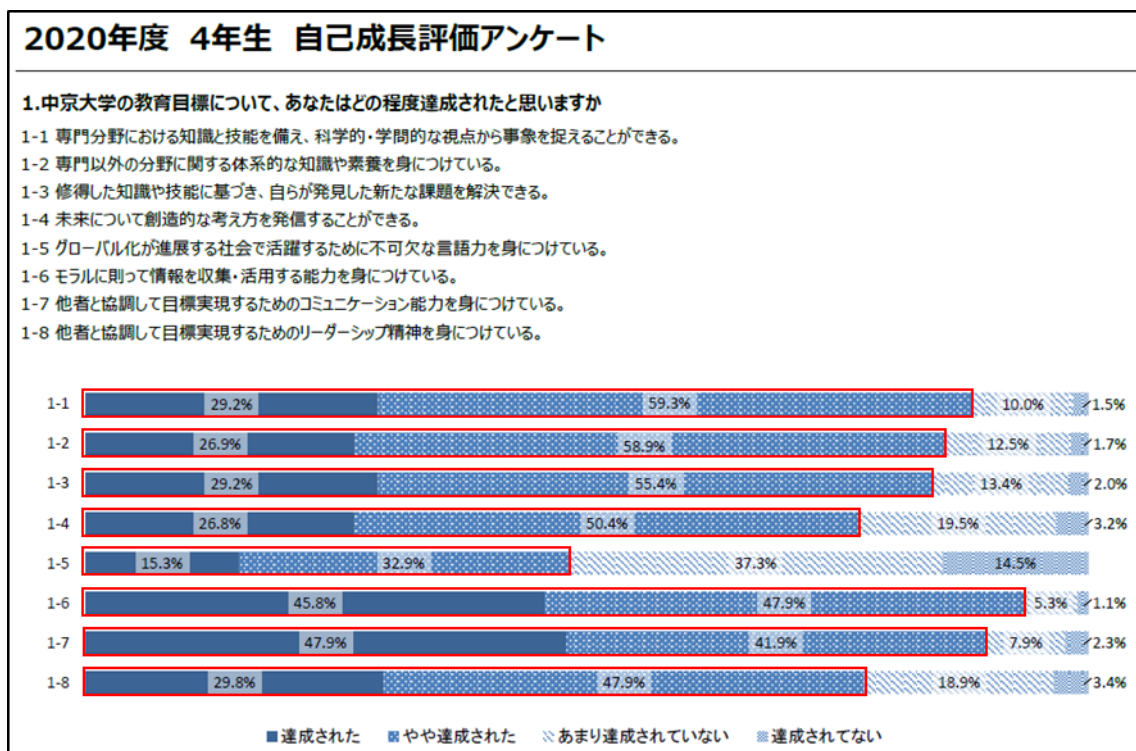
○自己成長評価アンケートにおける学位授与方針の達成状況

2019年度までは、各学部が独自に卒業時に学修状況の調査（アンケート）を実施してきた。その概要はウェブサイト公開している（根拠資料 4-20【ウェブ】）。

教育質保証会議の方針により、2020年度から、全学の学位授与方針及び各学部等の学位授与方針の達成状況を把握するために、自己成長評価アンケートとして同一の設問のアンケートを2年、3年、4年の3回に渡り実施することとし、2、3年生については春学期に、4年生については卒業時（秋学期後半）に実施した。その結果はウェブサイト公開している（根拠資料 4-21【ウェブ】）。なお、2021年度からは1～4年の全学年を対象に、秋学期に実施する予定である。

4年生へのアンケート結果の概要は図表 11（次ページ）に示すとおりであるが、大学の学位授与方針に関する項目のほとんどで8割前後が肯定的な回答をしており、本学の教育目的はおおむね達成できたと判断できる。

図表 11. 教育目標の達成度について（4年生へのアンケート結果）



○卒業論文、卒業研究の必修化

学士課程教育の総合的な成果は、卒業論文等の最終的な成果物で評価することができる。本学では、図表 12 に示すとおり、12 学部のうち 7 学部で卒業論文を必修化、その他の必修化していない学部においても多くの学生が 4 年次ゼミを履修している。

図表 12. 卒業論文の必須化等の状況

学部	卒業論文必修化の状況	4 年次ゼミ参加率(2019 年度)	備考
文学部	必修	100%	
国際英語学部	必修	100%	
国際教養学部	必修	100%	
心理学部	必修	100%	
現代社会学部	ゼミによる	100%（ゼミ所属は必須）	
法学部	ゼミによる	84.0%	
総合政策学部	ゼミによる	66.0%	
経済学部	ゼミによる	76.1%	
経営学部	ゼミによる	70.8%	
工学部	必修	100%	

スポーツ科学部	スポーツ教育学科は必修、他学科はゼミによる	スポーツ教育学科 100%、 競技スポーツ科学科 48.1% スポーツ健康科学科 53.8%	2021年度入学者から全学科で必修化
※国際学部	※必修	—	2020年度設置

卒業論文に関する授業科目はカリキュラムツリーの最終段階に位置づけられており、その評価は学位授与方針を総合的、総括的に評価するものとなっている。なお、心理学部では口頭試問を実施する、工学部は学科で審査会を開くなど、学部等の特徴に応じた評価方法を工夫している(根拠資料 4-22)。

今後の対策として、2019年度以降、学長の諮問機関である教育構想会議において、「卒業研究、4年次ゼミにおける学修成果の可視化」を主眼に、ゼミ・卒業研究の必修化に向けた議論を進めている。同会議にてまとめた答申では、教育の質を保証するためには、卒業時における学位授与方針の達成状況を判断する指標を設けるなどの学習成果の可視化をさらに促進し、狭義の「卒業論文」だけではなく、多様な形態の卒業研究、プロジェクトの成果等を含め広義の卒業研究を促進するよう学部に求めている(根拠資料 4-22)。

2020年度に策定した第I期中期経営計画における大学の取組の中で、「ゼミナール・卒業研究の重点化」を項目立てし、年次計画のもと重点的に取り組むことになった(根拠資料 1-19【ウェブ】)。

○「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」報告書の作成

これまで、学位授与方針に示した学修成果の各項目の把握・評価が不十分であったため、2020年度以降、教育質保証会議からの指示に基づき、各学部は「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」に関して報告書を作成し、教育質保証会議に提出することになった。

報告書の中では、まず、学位授与方針に示された学修成果の各項目に対応する授業科目を分類し、その単位修得状況を分析することで学習成果の各項目の達成状況を評価している。また、卒業時アンケート(2021年度以降の報告書は2020年度実施の自己成長評価アンケート)では、学位授与方針の各項目についてその達成度を質問することで、学生の自己評価から学位授与方針の達成度を確認している。その他、各学部の独自の取組の結果を踏まえた分析、それに対する評価、課題抽出、改善に向けたプロセスについて報告することになっている(根拠資料 4-23、根拠資料 4-24)。

○大学院における学位論文審査基準

大学院における主要な学習成果は学位論文の執筆であり、その評価は学位審査のあり方に直接的に関連付けられる。

2019年度に、厳正かつ透明性の高い学位審査の実現に向けた取組を推進するため、大学院委員会の重点課題として、学位審査内規の見直しを行った。具体的には、各研究科におい

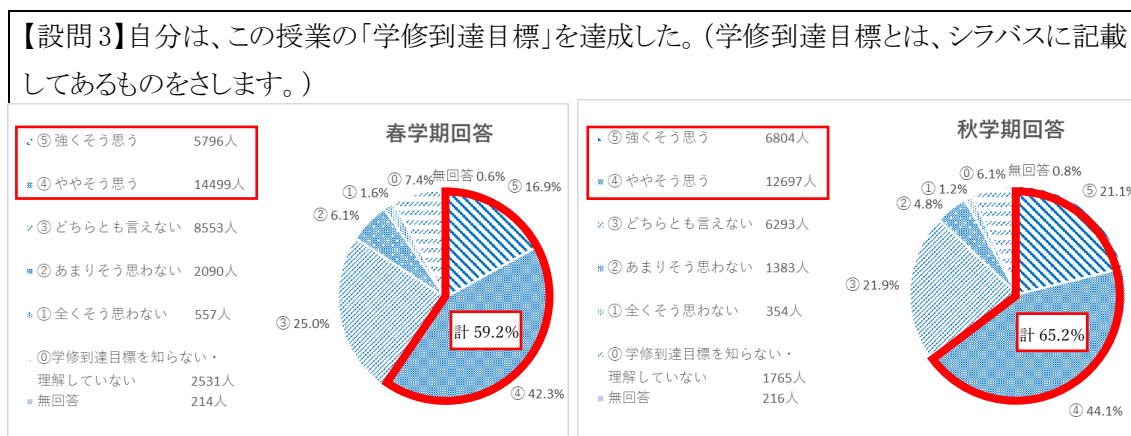
て、学位審査の手順や方法とともに、学位論文の審査基準を再検討し、学位審査内規を改正（又は新規制定）した（根拠資料 4-25）。各研究科の学位審査の適切性、厳正性の確保に関する取組は学位審査内規の記述に集約されている。

学校教育法施行規則の一部改正により、大学院における学位論文の審査基準の公表が義務化されたこともあり、2020年4月から学位論文の審査基準をウェブサイトで公開している（根拠資料 4-2【ウェブ】）。

○授業改善のためのアンケートにおける学修到達目標の達成状況

毎学期実施する「授業改善のためのアンケート」の際に、シラバスに記載してある「学修到達目標」の達成状況を確認している。アンケートを実施した授業科目の平均は、2019年度春学期が3.73（5段階評価で4以上の割合が59.2%）、秋学期が平均3.85（4以上の割合が65.2%）であった（図表13）。

図表13. 2019年度（春学期・秋学期）「授業改善のためのアンケート」回答状況（抜粋）



○科目ルーブリックの作成

2019年度から、教育質保証会議の指示のもと、カリキュラムマップの作成を踏まえ、全学の取組として専任教員の担当科目について科目ルーブリックを順次作成し、教育支援システム（MaNaBo）を通じて学生に公開することにした。科目ルーブリックは、学修到達状況を把握するためのマトリクス形式の評価基準表であり、これを作成・公開することで達成水準を明確化し、成績評価者（教員）と被評価者（学生）の認識の共有や学生の学習意欲の向上を図っている。

○就職、資格取得の状況

本学のアセスメントポリシーにおいては、就職、資格取得等の状況を指標とし、総合的な教育の成果を把握することになっている。学部ごとの就職状況、産業分類別就職状況、卒業者の就職先所在地を集計しているが、2019年度の就職率は98.5%となっている（根拠資料 4-

26、根拠資料 4-27、根拠資料 4-28)。

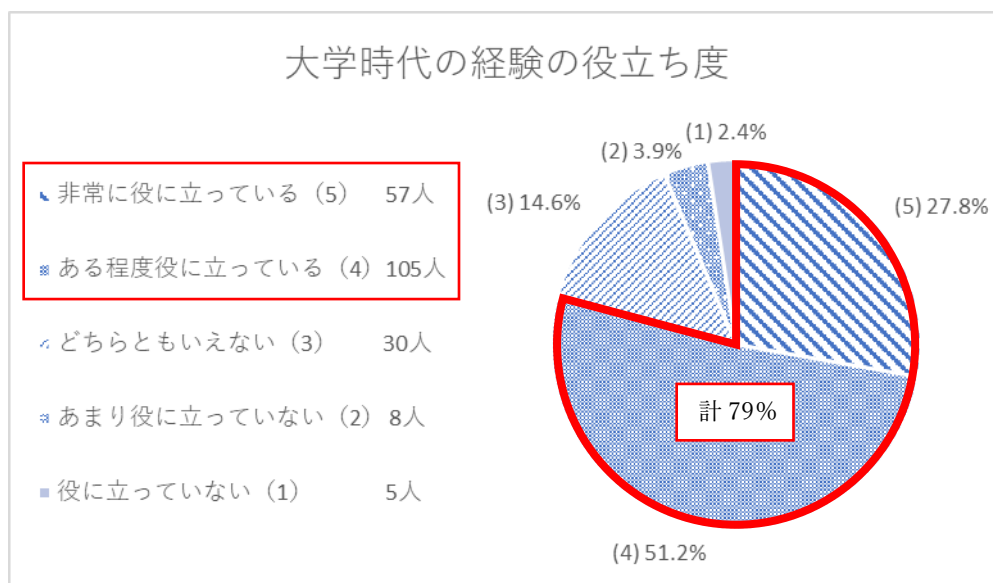
主な資格取得の状況については、教員免許状取得状況、教員採用試験合格者数、公務員試験合格者数、司書資格取得等の状況、学芸員等の課程科目単位の取得状況は根拠資料のとおりである（根拠資料 4-29、根拠資料 4-30）。

特に、本学は教員採用試験及び公務員試験に力点を置いているが、両試験とも高い水準を維持している。

○既卒者へのアンケート調査

2019年9～10月に、2015年3月の卒業生及び2016年3月の卒業生を対象に、ウェブを活用したアンケートを実施し、206人から回答があった。大学時代の経験の総合的な役立ち度に対する質問に対し、79.0%の回答者が、非常に、若しくはある程度役に立っていると回答した（図表 14）。

図表 14. 大学時代の経験について（既卒者へのアンケート結果）



点検・評価項目⑦: 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
 ・学習成果の測定結果の適切な活用
 評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上

<根拠に基づく点検・評価、改善・向上>

第2章で詳細を記述したとおり、学部・研究科等は、毎年、自己点検・評価シートにその

教育活動を記載し、自己点検・評価委員会に提出して点検を受け、さらに教育質保証会議による確認を行うことになっているが、自己点検・評価シートの項目に「学修成果の把握と評価」があり、その状況を学部等で自己評価し、さらには自己点検・評価委員会で評価（4段階評価及びコメントの付記）している（根拠資料2-15）。

第6章でも触れるが、「授業改善のためのアンケート」の結果が「良い（5点満点の4以上）」と評価されなかった項目について担当教員がそれぞれに省察コメントを作成し、学部担当者（第3者）がその内容を点検している。これらの点検結果を学部内でまとめた報告書は、自己点検・評価委員会に提出され、全学部の状況を把握することができるようになっている。このように、アンケート結果（学生の意見）を、授業担当者、学部、大学それぞれのレベルで確認する仕組みを構築している（根拠資料2-19）。また、2019年度から導入した科目ルーブリックについても、各学部で点検し、自己点検・評価委員会に報告書を提出する同様の仕組みがある（根拠資料4-31）。

自己点検・評価委員会から学部等の活動の点検・評価の報告を受けた教育質保証会議（議長・学長）は、学部等に改善指示を出すことになっているが、この章で挙げた大学院のコースワークとリサーチワークの改善例は、教育質保証会議からの指示によるものである（根拠資料4-7）。

学位授与方針に示した各項目の達成状況の把握・評価を全学統一的行うため、2020年度から各学部は「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」報告書を作成することになったが、この取組は教育質保証会議の指示に基づいている（根拠資料4-23、根拠資料4-24）。

また、教育、学生生活等に関するデータを収集・分析し、教育の質保証等を効果的に行うことを目的に、2020年9月に本学のIR活動に関する規程を制定した（根拠資料4-32、根拠資料4-33）。この中で、IR担当職員の配置、データの収集、利用、管理方法等について定め、IR活動を推進する体制を整備した。

(1) 長所・特色

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針のもと、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの作成、科目ナンバリングの導入等、教育課程の順次性、体系的の確保のため様々な取組を実施してきた。また、アクティブ・ラーニングの導入に関しては、図表7に示すように講義科目を含め多くの授業科目で導入が進んでおり、COVID-19の影響でオンライン授業に転換した際も多くの授業科目でアクティブ・ラーニングの活用が図られた。

大学院に関しては、学位論文の重要性を鑑み、学位論文の審査基準を詳細に示すとともに、研究指導プロセス（図表8）や学位の申請・審査等の詳細な流れ（図表9）を分かりやすく説明し、学位論文の質の維持、学位授与の適切性を担保している。

学習成果の把握に関して、全学でフォーマットを統一した自己成長評価アンケートの実施、卒業論文の必修化に向けた取組、科目ルーブリックの作成など多くの施策を行った。各学部は「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」報告書を作成し、自己点検・評価委

員会が点検・評価し、教育質保証会議（議長・学長）が改善の指示を出すという、学習成果に関する取組を点検・評価、改善する仕組みを整えた。

(3)問題点

学期ごとに履修できる単位の上限を定めているが、教職科目等の例外もあり、大学設置基準第27条の2の趣旨を踏まえ、適正な運用になるよう努める必要がある。

各学部は「学位授与方針に基づく学修成果の把握と評価」に関して報告書を作成しているが、卒業時アンケートを統一的なフォーマット（自己成長評価アンケート）で実施したのは2020年度が初めてであり、その評価・分析は今後の課題である。全学的な学習成果の分析のためのIR活動は、現在、体制を整備した段階にあり、今後、詳細な分析を行っていく必要がある。学習成果の指標の開発に関してはまだ不十分な点もあるので、継続して開発を続ける予定であり、特に学部等の特性に応じたアセスメントが必要である。

(4)全体のまとめ

本学では授与する学位ごとに、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。それらの方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。学生の学びを活性化し、効果的に教育を行うため、学期ごとの履修登録単位数の上限の設定、シラバスの内容の充実と第3者チェック、アクティブ・ラーニングの促進、1クラスあたりの受講者数の上限設定、研究指導計画の明示（修士課程・博士課程）等を実施している。成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行うため、全学及び各学部・研究科において規程、内規等を定めている。学位授与方針に開示した学生の学習成果を把握・評価するため、アセスメントポリシーの策定、卒業論文の必須化の促進、学位論文審査基準の見直し、科目ルーブリックの導入、自己成長評価アンケートの実施等を行ってきた。教育課程及びその内容、方法の適切性について、各学部・研究科は、毎年、自己点検・評価シートにその教育活動を記載し、自己点検・評価委員会に提出して点検を受け、さらに教育質保証会議による確認を経て、必要に応じて教育質保証会議議長（学長）から改善の指示を出し、当該部局において改善の取組を行っている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1: 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2: 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<入学者受入れの方針の策定及び公表>

本学では、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」のもと、「中京大学の教育研究上の目的に関する規程」及び「中京大学大学院の教育研究上の目的に関する規程」を制定し、その中で学部・研究科等ごとに「人材の養成に関する目的」を定めている。さらに学部・研究科等において、入学者受入れの方針を含む3つの方針を策定し、ウェブサイトに関開している（根拠資料 2-6【ウェブ】）。

① 学部・学科（学士課程）

学士課程における入学者受入れの方針の要約は以下のとおりである。

本学は以下に挙げるような意欲と能力を持つ人を広く求めています。

- ・高等学校等において幅広い教科の科目を学び、大学での学修に必要な基礎学力を有している人。
- ・学習活動・各種技術の習得・文化活動・芸術活動・スポーツ活動において自己の研鑽を積み、実績を挙げている人。
- ・新たな課題を発見し、それを解決するために自ら考え、行動することができる人。
- ・積極的に学ぶことにより、幅広い教養を身につけ、また、高度な専門性を追求する意欲をもつ人。
- ・研究活動や課外活動、学生生活を通じて、これからの世の中で必要となる知識と能力を身につけ、将来、社会の一員として大きく貢献する意志と意欲を持つ人。

また、各学部・学科において、それぞれが入学者受入れの方針を定め、公開しているが、さらに、受験生が理解しやすいように、入試方式ごとに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」の評価方法やその比重について一覧として示し、入学試験要項やウェブサイトにおいて公開している（根拠資料 1-10、根拠資料 2-6【ウェブ】）。

また、入学者受入れの方針を周知させるために、本学の学部入学試験の事務を所管する広報部入試センターは、東海地区7都市で行われる高等学校教員を対象とした本学独自の入試説明会や、全国各地で行われる主に受験生を対象とした進学相談会に参画し、受験生やその保護者、高等学校教員などに、直接説明を行っている。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

研究科においても同様に、研究科・専攻ごとに、また、それぞれの博士前期課程（修士課程）、博士後期課程ごとに入学者受入れの方針を定め、入学試験要項やウェブサイトにおいて公開している（根拠資料 1-10、根拠資料 2-6【ウェブ】）。なお、大学院教育の高度な専門性を鑑み、大学院においては、学士課程のように大学全体での入学者受入れの方針は策定していない。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1: 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
 評価の視点2: 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
 評価の視点3: 公正な入学者選抜の実施
 評価の視点4: 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

< 学生募集方法及び入学者選抜制度の設定 >

① 学部・学科（学士課程）

入学者受入れの方針に掲げた知識・技能、意欲・態度等を有する学生を選抜するため、学長を委員長とする「入学試験委員会」（以下「入試委員会」という。）において、入学試験実施に当たっての方針及び具体的な実施方法の検討と決定を行い、各学部が独自に入学試験を行うのではなく、全学的な統一見解をもとに入学試験を実施している（根拠資料 5-1、根拠資料 5-2）。また、入学者受入れの方針に掲げる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「意欲・態度等」を有する者を受け入れるため、多様な入学者選抜方式を設けている。入学者選抜方式については、一般入試、学校推薦型選抜入試（推薦入試）、総合型選抜入試（A O入試）、特別入試の4つに大別することができる（根拠資料 5-3）。第4章で言及し、根拠資料 5-3 で詳述しているが、中京大学附属中京高等学校との高大連携授業を踏まえ、2018年度入試から、附属中京高等学校に限定しない「高大接続入試（高校時代に取り組んだこと、受験生の積極的な態度、多様な価値観を持った受験生との協働性を評価する入試）」という新しい入試制度を開始した。

以上のように、本学では、多様な入試を複数日程・複数会場において実施し、全国各地から本学各学部・学科の入学者受入れの方針に合致する学生の受入れに努めている。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

春学期入学（4月入学）のための入試実施回数は全研究科とも年に2回（前期日程・後期日程）設定しており、これに加えて、国際英語学研究科及び経済学研究科経済学専攻では、秋学期入学（9月入学）を実施している。

選抜方法は選抜方式によって異なるが、全研究科において導入している「一般選抜」では、主として出願書類、専門科目と外国語科目で構成される筆記試験、口頭試問による総合判定としている。一般選抜の他にも、社会人を対象とする「社会人選抜」、外国人留学生を対象とする「留学生選抜」、本学の学部・学科からの内部進学希望者に限定している「学内特別選抜」等があり、各研究科において選抜方式を選定し、各方式に応じた選抜方法を設定している（根拠資料 1-10）。

全研究科の全選抜方式において、出願書類として研究計画書の提出を求めており、これに基づき口頭試問を実施している。口頭試問では、受験生自らが設定する研究課題の意義や研究計画に関する説得性及び明確性、研究を遂行する意欲を個別に審査することとしている。

以上のように、入学者受入れの方針に掲げた知識・技能、意欲・態度等を有する学生を選抜するため、様々な選抜方式を設けて、幅広く多様な人材を受け入れる体制を整えている。

<入学者選抜実施のための体制の整備>

① 学部・学科（学士課程）

学士課程における入学者選抜に当たっては、学長を委員長とする全学委員会である入試委員会（根拠資料 5-1）において策定した方針に基づき、教職員が協力して実施している（根拠資料 5-2）。一般入試のみならず、学校推薦型選抜入試、総合型選抜入試、特別入試に関しても問題作成や試験実施、面接・口頭試問実施等において共通の要領を作成しており、入試実施関係者間の共通理解を図っている。特に、一般入試実施に当たっては、マニュアルの整備、地方試験会場への入試問題輸送方法の見直し等、実務的な面で毎年改善を図っている。

合否判定においては、広報部入試センター職員と各学部の学部長、入試委員による予備審査会を開催し、合否判定の原案を作成した上で、学部教授会において審議を行い、全学の入試委員会において最終の合否を決定している。また、合否判定処理に当たっては、学部別の合否判定資料を広報部入試センター職員がチェックし、さらに電算処理結果を再度チェックするなど、各段階においてチェックを重ね、合否判定処理上のミス防止対策を徹底している。

入試問題作成に当たっては、入試委員長である学長が、作問責任者会及び作問者会を召集し、前年度の入学試験結果の振り返りを共有しつつ、作問担当者全員に対して問題作成要領を配付し、作成時の留意事項やスケジュール、点検・照合業務について十分な説明を行っている。このうち、点検業務では、入試問題の作成段階において、作問者以外の者が模範解答を見ずに問題を解き解答例を作成し、受験生の立場で問題の適切性を検証している。また、照合業務は点検業務で作成された解答例及び申し送り事項を、作問責任者、試験日程別の作問責任者又は作問者が問題及び模範解答と照合し、その結果を確認するとともに「点検・照合終了報告書」にまとめ、学長に報告している。なお、入試問題作成に当たっては、最低3回の校正を、期間を分けて実施しており、点検・照合業務は最低2回以上行うこととしている。

入学試験当日は、作問者が試験開始 30 分前には集合・待機し、入試問題の最終確認及び質問への対応を行っている。試験時間中には、各学部の学部長が実際に問題を解き、内容の確認に加えて、別解の可能性を含めて確認を行っている。

また、試験終了後には、外部の機関に入試問題の解答作成を依頼し、その解答と本学の模範解答を照合することによって、設問内容が適切であるか、受験生にとって誤解を生む要素がなかったかなどを検証している。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

大学院入試に当たっては、研究科長を主な構成員とする大学院委員会において、全研究科に共通して改善が必要な入試事項等について審議を行っている（根拠資料 5-4）。また、入学試験日や試験科目等、研究科・専攻別に検討が必要な事項に関しては、大学院委員会から各研究科委員会に審議を依頼し、その結果を大学院委員会に報告する仕組みとなっている。これにより、全研究科の合意が得られた大学院入学試験要項の作成が可能となり、ウェブサイト等で公開している。

試験の実施運営は各研究科の責任において行うこととしているが、事前準備や入学試験当日の運営については、本学の大学院入試の事務を所管する教学部大学院事務課が各研究科と連携を図りつつ進めることとしている。ただし、自然災害等、緊急事態が発生した場合の試験の対応については、「中京大学大学院入学試験における緊急事態発生時対応内規」（根拠資料 5-5）において、対応決定者を学長と定め、迅速かつ適切な対応に努めることとしている。

<公正な入学者選抜の実施>

① 学部・学科（学士課程）

学部入試においては、一部の選抜方式を除き筆記試験若しくは口頭試問（面接）を課している。筆記試験の採点基準は、作問者だけでなく、その他の教員も加わり決定している。また、採点は、受験生の名前がわからないよう伏せて実施している。小論文については、2人以上で採点を行い、最初に採点した点数に影響されないよう、マスキングをして採点を行い、後でそれぞれの点数の平均を算出して得点を決定するようにしている。

口頭試問（面接試験）においては、特定の面接官の尺度のみによる評価とならないように2人以上の面接官で実施している。

合否判定に当たっては、個人が特定できないよう、受験番号や試験成績等の必要最低限の情報のみを判定用資料（データ）に表示する配慮をしている。

また、入学試験の成績開示を行っており、受験生本人から請求があった場合に開示する旨を入学試験要項等に記載している。2020 年度入試については、88 人の受験生から成績開示請求があり、その全てに対応した。

そのほか、模範解答の開示、高大接続入試に関する講評の公表、入試結果の速やかな公表

(ウェブサイトでの志願者速報、合格者数等の公開)、入試問題集の発行、方式の異なる入試問題の公平性の確保(レベルの統一、試験後の外部機関によるチェック等)、面接担当者への指導等の試験実施の公平性の確保などの取組を実施している。

以上のような取組により、公正かつ適切な入学者選抜に努めている。

② 研究科・専攻(修士課程及び博士課程)

全研究科の全選抜方式において、口頭試問(面接試験)を必須としているが、特定の教員の尺度のみによる評価とならないように少なくとも3人以上の教員で試問を行うこととしている。筆記試験の採点においても、採点者が恣意的な判断をすることがないように、解答用紙に記載された受験番号等をマスキングし、個人を特定できない配慮をしている。また、全研究科とも、試験実施後に開催される研究科委員会において、受験者全員の試験科目の得点を確認し、可否を審議することとしており、試験実施に直接携わった教員に限らず、研究科として組織的に最終合意を行う体制となっている。また、学部と同様に、入学試験の成績開示を行っており、受験生本人から請求があった場合に開示する旨を入学試験要項等に記載している。

以上のような取組を行い、公正かつ適切な入学者選抜に努めている。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

障害のある学生の受入れについては、受験時や入学後の学修に際して配慮を希望する場合は、原則として事前に申し出る旨をウェブサイトや入学試験要項に記載し、個別の状況を把握した上で対応している(根拠資料5-6【ウェブ】、根拠資料1-10)。具体的には、入学試験当日の別室受験や試験教室までの保護者の送迎許可、試験時間の延長などを行っている。また、聴覚障害者に対しては受験上の注意を文書で示し、視覚障害者に対してはルーペの使用や拡大した試験問題の使用許可などを行っている。

また、入学後に特別配慮が必要な学生については、別途面談を実施し、大学施設設備等の説明や必要な支援措置等の確認を行い、必要に応じて施設設備等の改善を図っている。学部入試においては、入試要項や入試ガイド、ウェブサイトで、研究科入試においては、入試要項で公表している(根拠資料5-6【ウェブ】、根拠資料1-10)。

<COVID-19への対応・対策>

2021年度(2020年度実施)の学部入試に関しては、日程、試験場ともに当初の計画どおり実施したが、新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により以下のような対策を行うことになった(根拠資料5-7)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・マスクおよび除菌ウエットティッシュを全員に配付する。 ・全試験会場入り口および試験室には、アルコール消毒液を配置する。 ・試験会場に入る前に、体温チェックをする。 |
|--|

- ・ 37.5℃以上の発熱をしている受験生に対して受験をさせないようにする。
- ・ 試験室では、受験生が密にならないよう1メートル以上の距離を空けて着席させる。
- ・ 新型コロナウイルスと診断された受験生およびその疑いのある受験生ならびに検温によって受験をさせない受験生に対して検定料の返還を行うこととする。
- ・ 予備監督者などの体制を整える。
- ・ 密にならないように受験生の案内誘導のマニュアルを作成する。
- ・ 換気や体調不良者の対応マニュアルを作成する。
- ・ 大学入学共通テスト実施要項（8月発行予定）に従った対応を実施する。

同様に大学院入試においては、大学院委員会において「新型コロナウイルス感染症影響下における大学院入試対応方針」を承認した（根拠資料 5-8）。また、以下の例に示すように個別の研究科ごとに個別事情に応じた対応を行った。

- <個別事情に応じた対応の例>
- 工学研究科修士課程では2021年度入試から本学独自の英語試験を課さず、TOEIC等の外部英語試験のスコアを点数化することにしていたが、TOEICの試験が取りやめとなったため、前期日程入試については、2020年度入試まで実施していた本学独自の英語試験を実施することにした。
 - 外国人留学生には出願資格として日本語能力を求めているが（日本語能力試験1級、日本留学試験の所定スコア）、これらの試験が中止となったことから、本学が独自に日本語能力を確認することにした（出願資格事前審査）。
 - 台湾に帰国中の外国人留学生がスポーツ科学研究科前期日程の試験日に来日ができないことが判明したため、1か月後（10月下旬）に試験日を新たに設けた。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

- 評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
- <学士課程>
 - ・ 入学定員に対する入学者数比率
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
 - <修士課程、博士課程、専門職学位課程>
 - ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
 - ・ 志願者および入学者確保の方策

① 学部・学科（学士課程）

学部における2020年5月1日の収容定員に対する在籍学生数比率は1.01であり、2020年度以前の過去4年間（2016年度～2019年度）の収容定員に対する在籍学生数比率は1.04

～1.11の範囲に収まっており、適正な数値である。また、2020年度の入学定員に対する超過状況は0.99であった（大学基礎データ（表2、表3））。

入学者の一般入試入学者比率は2020年度44.1%であり、推薦入試（AO入試含む）比率の高いスポーツ科学部を除く9学部では入学者の一般入試入学者比率は2020年度48.2%である。

収容定員の適正な管理については、入試委員会、予備審査会、各学部教授会において、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員と大幅に乖離することのないように、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえ、慎重に合否判定を行い、適切な管理に努めており、各学部における適正な教育条件が担保されていると言えるが、入学手続率等の変動要素がある中で、全学として引き続き適正な定員管理を行っていく必要がある。

近年は、他大学が多くの追加合格を出す影響もあり、本学も追加合格者を出し対応している現状はある。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

2020年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士・博士の両課程ともに、研究科・専攻によって大きく異なる。修士課程においては、工学研究科が1.27と適正な値である以外は、体育学研究科では2.04で定員超過、その他の研究科のほとんどは0.50未満であり定員未充足となっている。博士課程においても、体育学研究科が1.41と定員超過である一方で、その他の研究科は全て0.50未満であり定員未充足となっている（大学基礎データ（表2、表3））。

このような状況が常態化しつつあるため、2016年度以降に学内に設置された「研究科再編プロジェクト」及び「研究科再編準備委員会」において大学院の活性化を図るためのプランが立案され、定員充足率が低調な傾向にある人文科学系・社会科学系の研究科については、2024年4月を目標として研究科の再編（改組）を伴う大幅な改革を実施することを予定している。また、定員超過の状態が続いている体育学研究科は、2022年度入学者から、博士前期課程及び博士後期課程の入学定員をそれぞれ12人から18人、4人から6人に増やすことを学内決定した（根拠資料 5-9）。現在、文部科学省への届出の準備を行っている段階である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

① 学部・学科（学士課程）

入学者の受け入れに関する定期的な検証は、学部教授会、入試委員会、常任理事会等におい

て、入試結果だけでなく、入学試験実施に関する問題点や入学試験方法・種類についても行っている。また、入試区分別に在籍者のGPA、取得単位数、就職状況等を分析し追跡調査を実施している。これらのデータを各学部において共有しており、選抜方法や出願資格などの見直しに当たっての検討材料としている。具体的には、指定校推薦入試における出願条件の見直しや入試方式毎の定員配分等を行った。

入試問題作成については一般入試、推薦入試それぞれについて作問者が振り返りの会を開催し、平均点・設問別解答率等の詳細なデータに基づき設問の妥当性・適切性、弁別率の確認などを検証することにより、次年度以降の作問の改善につなげている。その他、外部教育機関（出版社、高等学校、予備校など）による入試問題・正答の事後検証などを行い、その内容を入試委員会に報告するとともに、次年度の作問者に対して留意点などの引き継ぎを行っている。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

大学院の入試に関する定期的な検証は、各研究科の研究科委員会及び大学院委員会において実施している。2019年度は、大学院委員会において、外国人留学生数の減少に対する対策を検討し、対応策をまとめた（根拠資料5-10）。同時に、外国人留学生を増加させることと並行して、受入れに当たってのリスク管理にも組織的に取り組むこととし、国費留学生の受入体制の整備、安全輸出管理上の外国人留学生にかかわる情報の入手、外国人留学生に求める日本語能力の入試要項への記載等の取組を開始した。

また、2020年度大学院入試要項から成績開示に関する要領を記載することとし、学部入試と同様に、受験生からの開示請求に対応できる仕組みを整えた（根拠資料1-10）。その他、気象災害等の緊急事態発生時に対応する規程を整備し、試験予備日を設定するなどの改善策を整備した（根拠資料5-5）。

（2）長所・特色

① 学部・学科（学士課程）

学部入試においては、次の3つの特色がある。

○高大接続改革に向けた取組

「主体性・多様性・協働性」を中心に評価し得る入試方法として、中京大学附属中京高等学校との高大連携授業を制度化し、高校の学びと大学の学びをつなぐ取組を実施した。その結果、この高大連携授業を受けて入学してきた附属高校出身の入学生において、以前と比べて、志望する学問とは異なる（不一致）ことを理由とした退学率が低下した。入学後の学びを実際に体験することで、大学への進学意欲を高め、学問内容を十分に理解させることにより、学びの連続性を生むことに成功したといえる。この成功事例をもとに、2018年度入試から、中京大学附属中京高等学校に限定しない「高大接続入試」という新しい入試制度を導入した。

○各種入試における透明性・公平性確保の取組

本学の多様な入試をできる限り受験生に分かりやすく説明するために、入試問題集の発行、試験直後の模範解答の開示、高大接続入試に関する講評の公表、入試結果等の速やかな公表、方式の異なる入試問題の公平性の確保、面接担当者への指導等の試験実施の公平性の確保等の取組を実施することにより、積極的な情報公開に努め、透明性・公平性の担保を図っている。

○受験生の多様化に向けた取組

多様な価値観を持った学生を受け入れるため、根拠資料 5-3 で詳述しているが、高大接続入試をはじめ、英語が得意な受験生のためのグローバル特別入試、商業高校や工業高校などを対象とした専門高校特別推薦入試、入学後に他の学生に良い刺激を与えることが期待される社会人を対象とした社会人入試、留学生を対象とした留学生入試、帰国生徒を対象とした帰国生徒入試などを実施している。また、2020 年度入試から日本語を学ぶ授業科目と英語のみで行われる授業科目の単位修得のみで学位が取得できる国際学部国際学科 Global Liberal Studies 専攻を新設し、日本語は話せないが英語が堪能な外国人を受け入れることが可能となり、学内のグローバル化がさらに進むこととなった。

②研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

全研究科が共通して取り組むべき課題について審議を行う機関として、大学院委員会を設置し、その後3年間は大学院入試要項の改訂や試験日設定における全学基準の構築等を審議し改善に努めてきた。2018 年度には「中京大学大学院入学試験における緊急事態発生時対応内規」の制定を審議し、自然災害発生等緊急時における入試対応について規定化した。2019 年度には、外国人留学生の入学人数が大幅に減少していることから、その対応策と受入れに当たってのリスク管理を重点課題に掲げて、5年後を見据えて取り組むべきプランを立案した。

以上のとおり、大学院委員会の活動によって、大学院入試における諸課題に対して全学的な視点から取り組むことが可能となり、今後もそれを継続することとしている。

（3）問題点

①学部・学科（学士課程）

学部入試において大きく2つの問題が生じている。

ア. 各入試方式の学力差の問題

多様な価値観や能力を要する学生を受け入れるため、多種多様な入試方式を維持したいと考えている。そのため、入試実施後に、入試担当教員や学部教授会の意見を収集するとともに、入学後の成績追跡や就職状況調査と受験時の入試方式を結びつけたデータの検証を通じて、指定校推薦入試の指定校の見直しや各方式の定員の見直しを継続的に実施している。また、入試面接時に基礎学力などを測ることができるよう口頭試問を行うなど、内容面

の改善を図ってきた。しかし、入試方式による学力差を埋めることが十分にできているとはいえない現状がある。このため、指定校推薦入試の合格者の中で、同じ入試問題で選抜する公募制推薦入試の受験生の平均得点よりも著しく点数が低い者に対しては、該当者の出身高校に対して、入学までの数か月間、高校側で補習等を行っていただくように依頼をしている。

なお、今後、入学前学習の必須化（2021年度入試から専願入試については必須化）や入学後の補習授業などを行うことで、学力差を少しでも解消するよう検討を進めている。

イ. 定員充足率の問題

2015年に示された定員管理の厳格化により、本学においても入学者数を入学定員に近づけるよう、過年度の入試結果データから入試方式ごとの入学率などを細部にわたり分析し、2017年度から2020年度入試においては、ほぼ定員どおりの入学者数となっている。しかしながら、近隣他大学が多くの追加合格を発表したことで影響を受け、入学辞退者が増えている。このため、やむをえず後期日程入試から多くの追加合格者を出している（2017年度92人、2018年度266人、2019年度297人、2020年度315人）。

今後も、入学者数が定員超過にならないようにするために、最も志願者数の多い前期日程入試において想定以上の歩留まりとならないよう、合格者数の絞り込みを行わざるを得ない状況となっている。

②研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

大学院においては、主として次の3つの問題点がある。

ア. 定員超過及び未充足

修士・博士の両課程ともに、収容定員充足率は、研究科・専攻によって大きく異なっている。まず、未充足の人文科学系・社会科学系の研究科については、2024年4月を目標に研究科再編（改組）を伴う大幅な改革を行うこととしており、常任理事会の下に2018年11月に「研究科再編準備委員会」を発足させ、現在その準備を進めているところである。他方、超過している体育学研究科については、学生確保の見通しや教員人数、教育・研究環境等を踏まえ、入学定員を増加させる決定をした。

イ. 入試実施運営の問題

大学院委員会において大学院入試における全学的な課題について審議し改善に努めているものの、入試の実施運営については未だ各研究科が独自に考案した方法を継続しており、妥当性・効率性・リスク管理といった面での検証がなされていない実状がある。その一例をあげると、専門科目の問題作成・採点において、模範解答を作成している研究科もあれば、採点基準のみの作成としている研究科もある。各研究科が適切と判断して対応していることではあるが、その判断の是非が全学的に確認されていないことは課題である。つまり、大学院入試における全学的な実施方針や基準等を定めた規程又はガイドラインが存在しておらず、早急に制定する必要がある。

(4) 全体のまとめ

各学部・研究科等が求める入学者を受け入れるために入学者受入れの方針を定め、ウェブサイトや入試要項等で公表している。この方針に基づき、学力の3要素と選抜方法を適切に対応させながら、幅広く多様な人材を求めるべく様々な入試を実施している。

① 学部・学科（学士課程）

入学者選抜の実施体制は、学長の下、各学部長・入試委員と広報部入試センターが連携して実施しており、責任体制は明確にされている。また、透明性や公平性を確保した入学者選抜を実施するために、複数の取組を行い、問題点を毎年改善しながら実施している。

入学定員と収容定員という点では、入学定員及び収容定員の適切な管理ができるよう、学部と広報部入試センターが協力して定員管理を厳格に行っているが、全学的な観点からは、入試委員会が中心となり定期的に点検・評価を行っており、改善を図っている。

② 研究科・専攻（修士課程及び博士課程）

入試の実施運営体制については、各研究科が独自に実施している部分があり、妥当性・効率性・リスク管理といった面での全学的な検証が充分なされているとはいえないが、大学院委員会において、全研究科に共通して改善が必要な入試事項等について審議を行い、全研究科の合意を得て入試制度等の改善を図っており、今後はその動きを一層加速する計画である。

人文科学系及び社会科学系の研究科の収容定員未充足という課題については、2024年4月に研究科再編（改組）を伴う大幅な改革を行うことを計画しており、現在その準備を進めている。体育学研究科の定員超過については、2022年度に向けて入学定員を増加させることを決定した。

大学院の学生の受入れについては、定員未充足や超過等取り組むべき課題はあるものの、大学院委員会において点検・評価、改善を行っており、研究科再編という大規模改革を行う計画であることから、本学の理念・目的を実現する取組はおおむね適切であると言える。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

<大学として求める教員像>

本学の理念を個々の教員の役割や責務として示すために、「中京大学の教員像」を以下のとおり定め、ウェブサイトで公開し広く周知している(根拠資料 6-1【ウェブ】)。

中京大学の教員像

中京大学は、その理念として、「建学の精神に立ちつつ、研究と教育に邁進し、社会の多様な課題に挑んで、その健全な発展に貢献するよう努める。本学は、大学の使命が研究と教育に存することに鑑み、学術の研鑽に尽力するとともに、優秀な人材の育成に努力する。この両者を分断させることなく、密接な連携を保ちながら、研究と教育を高い次元で調和させてゆく」ことを定めている。これは組織としての中京大学の使命であるとともに、その構成員であり、研究と教育を推し進める役割を担う個々の教育職員にも与えられた使命であり、責務であると解される。

中京大学の教育職員は、「学校法人梅村学園行動規範」、「中京大学研究倫理規程」を遵守するとともに、「梅村学園の建学の精神」「中京大学の理念」「各学部・研究科における教育研究上の目的」「各学部・研究科における3つの方針」を十分に理解し、その実現に向けて、研究、教育、社会貢献、大学・部局の運営のそれぞれにおいて自らの役割を自覚し、職責の遂行に全力を尽くすものとする。

求める教員像に相応しい教員を採用するため、教員公募に当たっては、「本学の建学の精神を理解し、それに基づいた教育・研究に携われること(大学教員職募集要項における応募資格の第一項目)」を要件としている。

各学部・研究科における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等は、「学校法人梅村学園教職員(教員職)任用規程」(根拠資料 6-2)や「中京大学大学院担当教員資格審査規程」(根拠資料 6-3)に基づく各研究科の資格審査内規(根拠資料 6-4)において要件等を定めている。なお、各研究科が資格審査内規を作成するに当たっては、全学で定めた「研究科担当教員資格審査内規制定及び改廃に関するガイドライン」(根拠資料 6-5)に従うことになっている。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針>

学則第2条に「建学の目的を達成するために、本学に学部・学科及び大学院を置く」と定めており、学部・研究科の設置に当たっては、以下のとおり「中京大学の教員組織の編制方

針」を定め、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた教員の配置、役割分担や連携、責任の所在等を示している（根拠資料 6-6【ウェブ】）。

中京大学の教員組織の編制方針
<p>中京大学は、その理念を実現するために、各学部・研究科の教育課程および学生の収容定員に応じた教育研究上必要な教員組織を設ける。教員組織の編制にあたっては、大学設置基準等に定められた要件を常に上回ることとし、以下に示す事柄に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学部・研究科は、それぞれが定める「教育研究上の目的」を達成するための適切な教育課程を構築し、その教育効果を最大とするために必要な教員を置く。 ・大学および各学部・研究科は、教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で組織的に連携し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制する。 ・大学および各学部・研究科は、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮する。 ・各学部・研究科は、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教員に担当させる。 ・教員の募集・採用・昇格等については、「学校法人梅村学園教職員(教員職)任用規程」等を適切に運用するとともに、教員の教育研究活動とその業績を適正に評価する。

上記の方針を踏まえ、学部・研究科ごと教員組織の編制方針を定め、ウェブサイトに公開している（根拠資料 6-7【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<p>評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数</p> <p>評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む) ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置 <p>評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制</p>
--

<学部・研究科等ごとの専任教員の配置>

本学の教員組織の基本的な単位は、学部・研究科であり、学部は大学設置基準、研究科は大学院設置基準において必要となる専任教員数及び教授数を満たしている（大学基礎データ（表1））。

学部・研究科以外の教員組織としては、特に、教養教育にあたる全学共通科目を担当する教養教育研究院に51人の専任教員を、外国語教育を担当するグローバル教育センターに18人の専任教員を配置し、大学全体の教育の充実を図っている（大学基礎データ（表1））。

＜授業科目における専任教員の配置＞

教育上主要と認められる授業科目は学部等の必修科目と位置付けられており、その必修科目を専任教員が担当する割合は、おおむねの学部・学科で80～100%の水準を保っている（大学基礎データ（表4））。専任教員の割合が低い学部、例えば、国際英語学部は、オーラル・コミュニケーション、ライティング、プレゼンテーション等の少人数による語学関連科目を多数開講しており、効果的な教育を施すためには、ネイティブスピーカーの非常勤教員（兼任教員）に頼らざるを得ない事情がある（大学基礎データ（表4））。

＜研究科担当教員の資格と配置＞

本学の教員が大学院の授業を担当するに当たっては、研究科ごとに「中京大学大学院担当教員資格審査規程」（根拠資料6-3）で定められた資格審査内規（根拠資料6-4）に基づき審査を通ることが必要となる。審査は、研究科の資格審査委員で審議し研究科委員会が承認した上で、全学の大学院担当教員資格審査委員会において審査され、最終的に学長が認定することになっている。なお、資格の有効期限は10年である。

各研究科の教員配置は、大学院設置基準において必要となる専任教員数及び教授数を満たし、大学院としての教育・研究指導体制を整えている（大学基礎データ（表1））。

＜教員の授業担当負担への配慮＞

教員の授業担当負担に関しては、給与規程（根拠資料6-8）において、専任の教授、准教授、講師の責任授業時間数は週8時間（4コマ）としており（給与規程別表3）、教員の授業担当負担が過大にならないように配慮し、研究等のための時間を確保するよう努めている。また、雇用形態の異なる教員（任期制教員、特定任用教員、テニュアトラック教員等）の責任授業時間数については、それぞれの規程により個別に定めている。

＜教員配置に関する年齢構成、男女比、国際性の配慮＞

大学全体での教員の年齢構成は、29歳以下1.2%、30～39歳16.6%、40～49歳29.4%、50～59歳27.0%、60～69歳24.8%、70歳以上0.9%となっており、30代以下の比率が若干低いものの、おおむね各世代にわたりバランスの良い構成を維持している（大学基礎データ（表5））。また、学部・研究科等ごとの教員の年齢構成においても同様の傾向であり、極端に年齢構成が高い、又は低い組織はない（大学基礎データ（表5））。

教員の女性比率は、17.7%（女性58人／全体327人）であり、決して高くはないが、前回の認証評価受審時の11.9%（同36人／同303人）からは改善してきている（根拠資料6-9）。これは、教員採用にあたり、学部等から理事会に採用候補者を推薦する際に、採用候補者に女性を含めることを条件としていること、学部等の教員組織の編制方針において男女比の適正化を掲げていることなどの取組の結果である。

学部に所属する外国人教員は13人、教養教育研究院に所属する外国人教員は7人と決して多くはないが、2020年に設置したグローバル教育センターでは新たに採用した18人の教員のうち半数の9人を外国人教員（米国5人、英国、シンガポール、カナダ、ウクライナ各1人）とし、外国語の授業の充実と大学の国際化及び多様性の確保を図った（数値は2020年5月1日現在）。

<教養教育の運営体制>

本学の教養教育は、全学共通科目として開講し、教養教育研究院によって運営される。2019年度までは、国際教養学部の教員は全学部の全学共通科目と国際養学部の学部固有科目を担当していたが、2020年度に全学共通科目を専門に担当する組織として教養教育研究院を設置した（国際教養学部は学生募集を停止）。なお、教養教育研究院と各学部の調整のうえ、2022年度から、新しい全学共通科目のカリキュラムを開始することになっている（根拠資料6-10、根拠資料6-11）。

点検・評価項目③: 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び
 手続の設定と規程の整備

評価の視点2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員の募集、採用、昇格等は「学校法人梅村学園教職員（教員職）任用規程」（根拠資料6-2）に従って行われる。本規程において、教授、准教授、講師、助教及び助手の基準の設定並びに採用、昇進等の手続を定めている。

教員の採用に当たっては、学部等は募集開始に当たり理事会の承認を必要とし、学部等は候補者を選考し、理事長に推薦する。理事長は、所定の試験（書類審査及び面接審査）を経て採用を決定する。昇格に当たっても同様の手続をとる。

また、それぞれの学部規程（根拠資料6-12）において学校法人梅村学園教職員（教員職）任用規程及び教員組織の編制方針に基づき、大学教員職の採用及び昇格に関する候補者の選考基準を定めることになっている。学部によっては、別に「大学教員職の採用及び昇格候補者選考内規」（根拠資料6-13）を制定し、採用及び昇格に関する候補者の選考基準を定めている。

実際の学部での審査の具体例（スポーツ科学部（抜粋））を以下（次ページ）の図表15に示す。教育業績（書類、模擬授業）及び研究業績を評価項目ごとにポイント化し、客観性を確保した評価を行っている。なお、審査結果は理事会に提出され、審査の参考資料となる。

図表 15. スポーツ科学部の教員採用に当たっての第1次審査の評価項目（抜粋）

1. 教育業績			2. 研究業績	
① 書類・面接			評価項目	
PDCA項目	評価項目	評価内容	①	学位
授業計画	授業概要・目的	授業目的と内容との整合性	A)	博士の学位を有している
	学修到達目標	科目ルーブリック基準および授業計画（15回）との整合性		B)
授業実施	授業方法	「主体的・対話的で深い学び」を実現するための工夫	②	図書・論文等
	事前事後学修	促進のための工夫		過去5年間に於ける研究業績
授業評価	履修者の声	授業アンケートの結果	A)	論文：筆頭著者3編
	自己省察	授業計画と授業運営の振り返り		図書：上記と同程度
授業改善	教育力向上のための活動	教育研修会への参加や自己学習などの活動	③	国際学会等
		教員同士での振り返りやグループワークなどの活動		A)
② 模擬授業 (評価項目、基礎的条件、内容的条件)			B)	2年間に1回発表している
				C)
			D)	5年間に1回発表している
				④
			A)	研究費を研究代表者として獲得したことがある
			B)	研究費を分担研究者として獲得したことがある
			C)	毎年応募している
			D)	3年間に1回以上応募している
			備考	

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1: ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
 評価の視点2: 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動>

本学では、FD活動の推進組織として教育推進センターを設置し、全学的なFD活動について、「FDに関する人材育成の目標・方針」のもと、教育推進センターを中心に企画・実施されている（根拠資料6-14【ウェブ】、根拠資料6-15）。毎年、学長が議長を務める教育質保証会議の方針を基にセンターの重点目標を設定し、それに関連するFDを教育質保証会議と共に主催している。

2019年度以降は、アクティブ・ラーニングの推進及び授業でのICT（LMS等）の活用を主なテーマに設定し、2020年度は、COVID-19の影響でオンライン授業を導入したため、オンライン授業の支援を新たなテーマに加えた。オンライン授業においても、学生の効果的な学習を促す教育方法を教員が習得、実践できるよう支援することを目的とした。第4章で記述したように、オンライン授業を導入した2020年度においてもアクティブ・ラーニングの実施率はほとんど低下することはなかった。

また、例年4月には新採用教員全員を対象に授業法に関するワークショップ型の研修を実施し、本学が取り組んでいるアクティブ・ラーニングの推進に資するよう努めている。

2019年度以降の全学の研修会等のFD活動のテーマは図表16（次ページ）のとおりである。これらは、主として教員を対象としたものであるが、行政職員や大学教員を目指す大学院生の参加も可能としている。また、当日参加できなかった教員には（又は学部等の組織単位で）録画映像の視聴を可能としている。

図表 16. FDセミナー、ワークショップ等の実施状況

開催日	テーマ	講師	参加教員数
2019年 4月6日	若手教員の教授法の向上を目指して（新採用教員対象）	坂田隆文（本学総合政策学部教授）・須賀友嗣（(株)U-TEAM）	19
2019年 5月29日	アクティブ・ラーニングの理解と実践的技法	中島英博（名古屋大学／高等教育研究センター准教授）	247
2019年 11月12日	授業科目の設計と成績評価ーシラバス、ルーブリックで学生の学習を導くー	沖裕貴（立命館大学／教育開発推進機構教授）	84
2019年 12月6日	アクティブ・ラーニングを導入した大人数講義のコツ	中井俊樹（愛媛大学／教育・学生支援機構教育企画室教授）	83
2020年 4月4日※	※新採用教員のための授業準備講座の開催を予定していたが、COVID-19の影響のため中止した。		—
2020年 9月8日	オンライン授業で学生の学習を促す工夫	中島英博（名古屋大学／高等教育研究センター准教授）	131
2020年 12月7日	オンライン授業を対象としたインストラクショナル・デザインーオンデマンド・ライブ・対面とのブレンドなどの状況に応じてー	松田岳士（東京都立大学／大学教育センター教授）	63

（注）参加教員数に録画映像を視聴した教員、行政職員、大学院生等は含まない。

FD活動の一環として、シラバスを各学部で点検し、課題があれば修正をすることになっている。2019年度は、学部の指摘により1,280件の修正があった。なお、シラバスの作成に当たっては、シラバス入稿時の留意事項等を全教員に送付し、本学のシラバスの指針を示している（根拠資料4-9）。

同じくFD活動の一環として、教員自身による授業省察を促進している。具体的には、学生対象の「授業改善のためのアンケート」の結果が「良い（5点満点の4以上）」と評価されなかった項目に対して担当教員がそれぞれに省察コメントを作成し、学部担当（第3者）がその内容を点検している。これらの点検結果を学部内でまとめた報告書は、自己点検・評価委員会に提出され、全学部の状況を把握することができるようになっている（根拠資料2-19）。このように、アンケート結果（学生の意見）は、授業担当者、学部、大学それぞれのレベルで確認される仕組みを構築している。また、2019年度から導入した科目ルーブリックに関しても、各学部で点検し、自己点検・評価委員会に報告書を提出する同様の仕組みが

ある（根拠資料 4-31）。

授業改善のためのアンケート等の取組を含め、授業公開（FD参観）等の教育推進センターを中心に実施されるFD活動は、毎年発行される『FD活動報告書』にまとめられている（根拠資料 6-16【ウェブ】）。

本学は、全国私立大学FD連携フォーラム（JPPF）に加盟し、実践的FDプログラム（オンデマンド講座）を積極的に活用している。2019年度はその取組を強化し、ほとんど全ての専任教員が何らかの講座を受講した。

学生指導・学生支援に関するFD活動は、学生相談センター及びキャンパス・ハラスメント防止委員会により、教職員を対象に実施される。2019年度以降の研修会等のテーマは図表 17 のとおりである。

図表 17. 学生指導・学生支援に関する研修のテーマ

	学生相談センター主催講演会	キャンパス・ハラスメント防止研修会
2019年度	近年の学生像学生の育ちに繋がる支援のあり方（桐山雅子・中部大学名誉教授）9/19	学生と良好なコミュニケーションを築くには（福盛英明・九州大学キャンパスライフ・健康支援センター准教授）10/1、2
2020年度	学生支援における教職員連携～多様な学生を支援するために～（松本寿弥・名古屋大学学生支援センター教育連携室講師）9/15	コロナ禍におけるキャンパス・ハラスメントについて（御輿久美子・NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク代表理事）10/28

そのほか、教員の研究力向上や健全な研究活動の推進を目的とし、科研費獲得セミナーの一環である先端共同研究機構特別講演会（根拠資料 6-17）、研究推進部研究支援課による科研費助成事業公募説明会（根拠資料 6-18）、研究倫理委員会による研究倫理講演会（根拠資料 6-19）等の取組を実施している。

また、学部・研究科においても独自にFD活動を実施している。各学部・研究科で作成する自己点検・評価シートの項目の1つに「FD活動の推進」があり、毎年のFD活動の状況を自己点検・評価委員会に報告することになっている（根拠資料 2-15）。なお、その活動状況について、自己点検・評価委員会による評価（4段階評価と必要に応じたコメント）が行われている。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価と活用>

本学に所属する教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の実績は、ウェブサイト（中京大学研究者業績データベース）で公開している（根拠資料 6-20【ウェブ】）。2018年度から、学内の研究費の制度を見直し、科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の申請及

び獲得を奨励することを目的に奨励研究費を創設した（根拠資料 6-21）。これにより、研究実績報告書等の提出のほかに中京大学研究者業績データベースへの業績入力を前提とし、本データベースの活用を図っている。同時に、研究費を傾斜配分することで、教育研究活動に対する評価の1つとなっている。

大学院の担当に当たっては、中京大学大学院担当教員資格審査規程（根拠資料 6-3）により教育研究業績を評価することになっており、詳細な基準については各研究科の研究科担当教員資格審査内規で定めている（根拠資料 6-4）。

なお、NEXT10 のプロジェクトの1つとして、教育業績、学内行政への貢献、社会貢献等の指標をもとに、大学教員としての総合的な業績を評価する制度（教員業績評価制度）を2023年度から導入するよう検討している（根拠資料 1-13【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<自己点検・評価委員会を中心とした点検・評価及び改善>

2018年度に各学部・研究科における教員組織の編制方針を策定した後、2019年度以降、学部等においてその適切性を検証し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する取組を実施した（根拠資料 2-14）。また、各学部・研究科においては、大学の方針のもと、それぞれの学部・研究科において「求める教員像および教員組織の編制方針」を定め、カリキュラムに対応した適切な教員配置が行われるように努めている。

また、大学院委員会において、大学院担当教員の資格の明確化について、資格審査が制定されていない又は具体性に乏しいとの指摘があり、2020年度に各研究科において大学院担当教員資格審査規程（根拠資料 6-3）及び各研究科の研究科担当教員資格審査内規（根拠資料 6-4）を定めた。

<課題解決のための新たな教員組織の編制>

さらなる国際化の充実のため、国際教養学部及び国際英語学部の学生募集を停止し、新たに国際学部を設置し2020年度から学生の受け入れを開始したが、国際学部は、「グローバル社会における複雑な課題・問題に取り組んでいくために、「人」の行動や「社会」の動きを様々な学問領域から研究・学修し、複言語能力の涵養に努め、国際社会が直面する諸課題を多面的に追究し、解決に取り組むことができる知識・能力を身につけた人材を養成する（根拠資料 6-22【ウェブ】、根拠資料 6-23【ウェブ】）」ことを目的にしている。国際学部の設置認可申請書において、「国際教養学部においては専攻語の習得が必ずしもそれを活かしたキャリアにはつながっていないこと、英語の学習時間が足りないことにより「二言語の運用能

力の習得」にはなりえていないこと、外国語系学部にもかかわらず語学の教員免許が取得できないことに弱さがみられる。国際英語学部では、英語の多様性を学び、英語の会話力を高めるという特色ある教育を行ってきたが、英語を使って何を伝えるか、何を行うかといった面での教育に不十分さがあった」と、これまでの課題を示し、国際学部の設置は、その課題の解決を図ったものである。なお、国際学部には国際学科（国際人間学専攻、国際政治学専攻、国際経済学専攻、Global Liberal Studies (GLS) 専攻）及び言語文化学科（複言語・複文化学専攻、英米学専攻）の2学科を配置している。また、国際学部設置に合わせて、語学教育を充実させるためにグローバル教育センターを設置し、2020年4月に9人の外国人教員（あわせて日本人教員9人）を採用した。

スポーツ科学部における2021年度からの学科増設（トレーナー学科及びスポーツマネジメント学科）は、学部の教育目標である「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むこと」の下に学科間是有機的なつながりを有し、学際的教育の構想を推進するために、スポーツ健康科学科を「子どもから高齢者までの健康づくり」に特化させること、さらにトレーナー学科とスポーツマネジメント学科を新設して5学科体制とすることが必要と考え、そのための措置である（根拠資料6-24【ウェブ】、根拠資料6-25【ウェブ】）。

また、2022年度から全学共通教育科目のカリキュラム改正を実施することが決まっているが、その実施体制として、2020年度に教養教育研究院を設置し、教養教育の充実を図っている（根拠資料6-26【ウェブ】）。

（2）長所・特色

全学的な組織である教養教育研究院及びグローバル教育センターを設置し、十分な教員を配置することで、教養教育や教育の国際化のための教員組織を整備した。学部においては、スポーツ科学部の学科の再編（新設）、国際学部の設置など、本学の目的と社会の要請を踏まえた教員組織の編制を実施した。

教員の採用及び昇進、大学院担当の資格審査について、全学的な方針のもと基準や体制を改め、制度として確立させ、2019年度から運用できる状態に移行した。

FD活動については、授業改善に関する内容に加え、学生指導や研究力向上などのテーマに関しても教員の能力開発の活動を活発に行っている。学内での活動だけではなく、全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)の実践的FDプログラム(オンデマンド講座)も活用し、全ての教員がFD活動を行っている状態にある。

（3）問題点

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の総合的な評価と活用に関して、教員業績評価制度の2023年度からの導入を図っているが、現状では検討段階に留まっている。

(4) 全体のまとめ

本学においては、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、それに基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

教員の募集、採用、昇任等は適切な審査を経て行っている。また、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

教員組織の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、建学の精神及び中京大学の理念のもと、「学生支援に関する方針」を定め、ウェブサイトで公開している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。本方針では、以下に示すとおり、冒頭に掲げた基本方針を軸に、「学修支援」、「生活支援」及び「進路支援」の3つの分野の具体的な取組を示している。

【学生支援に関する基本方針】

- ・各学部学科・研究科が目的とする人材養成の実現に向けて、学生指導および福利厚生を充実させる
- ・学生が自らの学修に専念することができる環境を整備する
- ・学生の人間的成長と自立を促すための支援をする
- ・学生が対等な個人として尊重される快適で安全な環境を提供する
- ・学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの資質向上を図るための支援をする

また、2014年から10年間にわたる方向性や戦略を明確にしたNEXT10において、学生支援及びキャリア教育・支援を推進事項として位置づけている。その中で「学生支援」の基本方針及び「キャリア教育・支援」の基本方針を定め、それらを具体的な施策に反映させている（根拠資料 1-13【ウェブ】）。

2017年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「中京大学における障害のある学生への支援に関する基本方針」（根拠資料 7-2）を定めた。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

<学生支援体制の整備>

本学は、厚生補導の観点から組織的に学生支援活動を推進していくため、学長会議の下に学生支援会議を置き、学生支援の目的・方針の策定及びそれらに関する重要事項や学生支援の取組に関する事項を審議する役割を担うとともに、学長を中心とした学生支援に係るマ

ネジメント体制を構築している（根拠資料 2-2、根拠資料 7-3）。また、充実した学生支援の実現とその質向上に向けた実施機関として、教務委員会、教育推進センター委員会、学生生活委員会、キャンパス・ハラスメント防止委員会、キャリア教育・支援委員会等を置いている。

行政本部による具体的な修学支援は教務課及び大学院事務課、生活支援は学生支援課、進路（就職・進学等）支援はキャリア支援課を組織し、学生支援に関するあらゆるサービスを提供している。正課外活動のうち、体育会活動についてはスポーツ振興課がその支援を担っている。これら行政本部の各部署の業務分掌に関しては、「学校法人梅村学園行政本部業務分掌規程」（根拠資料 7-4）に詳細を規定している。

学生の健康管理のために、名古屋キャンパスに保健室及び豊田キャンパスに保健センターを設置している。保健センターでは、専門医による保険診療体制をとっており、常勤の看護師を配置している。

学生相談の体制としては、両キャンパスに学生相談センターを設置し、臨床心理士のカウンセラーと精神科医を配置している。また、ハラスメント防止については、後述するように、規程や委員会の整備、相談窓口の設置等の体制を確立している。

キャリア支援課は、両キャンパス合わせて行政職員（10 人）及びキャリアカウンセラー（6 人）で構成しているが、学生アドバイザー（約 20 人）も学生支援に加わっている。

<学生の修学に関する支援の実施>

○入学前学習プログラム

前年 12 月までに合格した入学予定者を対象として、入学前学習プログラムを実施している（特に 2021 年度入試から、専願入試では必須の取組）。各学部が定めた講座について、3 月までに通信学習講座の受講を推奨するほか、各学部推薦の「オススメ図書」等の紹介をしている（根拠資料 7-5）。

○成績不振者への対応

全学部で、成績不振者への支援方法を取り決め、それに沿った対応を実施している（根拠資料 7-6、根拠資料 7-7）。主な内容は、取得した単位数や GPA が一定の基準を下回る学生に対し、学部教員又は教務課職員が面談シートなどを用いて履修指導や相談を行うものである。そのほか、学部独自の履修相談会の開催、担任制の採用、オフィスアワーの設定等がある。

○工学部における補習教育

電気電子工学科、機械システム工学科の学生に対して、数学（微分積分学、線形代数学等）、物理学の基礎を固めることを目的とした科目を自由科目として置いている。内容は、教員の指導により、各自が決め、複数の教員、上級生が、各自の学力に合った指導を行っている。

学生同士で教え合うことにより、互いに知識を補強し、使える知識を身に付けることも目指している（根拠資料 7-8、根拠資料 7-9）。

○学習スペースの確保、ピアサポートによる支援等

第8章でも記述するとおり、自主的な学習を行うスペースとして、個人学習室、コンピュータ自習室、図書館の個人学習エリアのほか、共同学習のための図書館にラーニングコモンズ(本学呼称はラーニングスクエア)を設置している。

図書館では、平日 15 時以降大学院生をラーニング・アドバイザーとして配置しており、レポート・論文の書き方の相談、プレゼンテーション資料作りのアドバイス、PC 操作方法のアドバイス等を実施している（根拠資料 7-10）。

情報センターは名古屋、豊田の両キャンパスに設置されており、学生スタッフが教育支援システム (MaNaBo) 等の情報センターが提供するサービスに対する質問の受付等の対応を実施している。なお、学生スタッフでは対応が困難なケースに対応するためのヘルプデスクも設置している（根拠資料 7-11 【ウェブ】）。

○留学を希望する学生に対する支援

本学では、海外留学の推進や国際的な学術・教育交流の推進等を目的として、グローバル教育センターを設置しており、交換留学、全学セメスター留学、ディズニー・インターンシッププログラム、海外短期研修といった様々な留学プログラムを主催している。

大学全体では学部主催のプログラムも含め、2017 年度から 3 年間で約 1,600 人程度の学生を海外に送り出している。（根拠資料 7-12）

留学希望者への情報提供や相談受付、説明会の実施に加え、留学が内定した学生に対する事前研修や、留学中の学生のサポートも手厚く行うほか、外務省等関係機関からの情報収集に基づき、海外危機管理マニュアルの整備、留学予定学生に対する海外危機管理説明会の実施等、海外危機管理体制を整備している（根拠資料 7-13）。

○外国人留学生に対する支援

海外協定校からの受け入れた外国人留学生に対しては、日本人学生（留学プログラム経験者等）がサポートする留学生サポート制度があり、授業や日本語学習の支援を行っている。また、外国人留学生の歓送迎会をはじめとし、市内視察、在学生及び留学生同士の交流会、文化体験など多様なイベントを、学生が主体となって企画・運営している（根拠資料 7-14）。

○障害のある学生に対する支援

本学では、障害のある学生が豊かな学生生活を過ごすことができるよう、学修面は教務課が、生活面は学生支援課が主体となり、各学部・研究科、広報部入試センター等の関連部署が連携を取りながら組織的に支援を行っている。学生本人・保護者との面談や学生相談セン

ターにおけるカウンセリングを通じて、対象学生の視点にできるだけ寄り添いながら支援を行っている。具体的な支援内容は以下のとおりである。

- ・授業間の教室移動・トイレ介助、朝夕送迎、雨天時バス停までの送迎等
- ・学期の始めに定期的及び随時の個別面談による当該学生の状況把握
- ・学生支援課を軸にした学部・研究科、各部署との連携
- ・居場所確保（学生相談センター、保健室）による、見守り

精神的な障害をもつ学生については、学生相談センターを中心に支援を実施している。主な内容として、学修に関する助言、授業時の困りごとへの対応、課題提出のサポートが挙げられる。また、同センターでは、利用者数が年々増加傾向にあり、2016年度は延べ3,207回であった相談回数が、2019年度は延べ7,249回となり、2.26倍となっている。

○留年者及び休学者並びに退学希望者の状況把握と対応

本学では、学生が学業に専念できる環境づくりに配慮して安心感を持って充実した学生生活を送ってもらうこと、また不本意な留年・休学・退学者を減らしていけるよう、学生支援課を中心に関係部署が連携しながら支援を行っている。

（1）留年者及び休学者の状況把握と対応

学生支援課、教務課、大学院事務課、各学部・研究科は、留年者や修得単位数過少学生に対する面談等を通して、留年者及び休学者の状況把握を行っている。休学等の学籍異動については「学籍異動願書」を基に、データ共有ツール（共有フォルダ、中京大学グループウェア等）や各種会議にて関係教職員間で学籍異動状況の情報を共有している（根拠資料7-15）。なお、休学者については次のように理由別に対応している。第一に、「休学期間が終了する」場合、学生と保証人に次学期に向けた案内をする（2018年度以降入学の自動復学者は除く）

（根拠資料7-16）。第二に、「身体・精神疾患」が理由の場合、診断書の提出を求め、保健室・保健センターや学生相談センターと情報を共有する。第三に、「海外留学」が理由の場合、「留学に関するアンケート」の提出を求め、国際課と共有しながら留学プログラムのニーズを把握している（根拠資料7-17）。

（2）退学希望者の状況把握と対応

退学希望者についても休学者と同様に理由別に以下の対応を行っている。第一に、「修学意欲の低下」や「学力不足」が理由の場合、休学や学部学科変更試験の検討を勧めた上で修学意欲が向上するよう助言する。第二に、「精神的なこと」が理由の場合、学生の希望に応じて学生相談センターで定期的なカウンセリングにより支援を行う。第三に、「経済的困窮」が理由の場合、奨学金担当者と連携したヒアリングを通して受給可能な奨学金等の案内をする。第四に、「学費未納」が理由で除籍になった場合、学則で定められた「除籍取消」や「再入学」の制度について説明することにより、経済的理由が解決した後に実質上の復学ができる仕組みを周知する（根拠資料7-18）。

○奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金給付・貸与状況は、大学基礎データ（表7）のとおりとなっているが、経済的支援の整備状況として、「日本学生支援機構奨学金制度」を導入するだけでなく、図表18のとおり大学独自の奨学金制度を設けている。また、大学院生については日本学生支援機構成績優秀者の返還免除により、研究成果の優秀な学生を支援している。

図表18. 中京大学独自の奨学金制度

以下①～⑦、全て<給付>

名 称	2019年度実績 (給付人数)	対 象
①入試成績優秀者奨学金	45人	入学生で入試成績又はスポーツ実績優秀者
②交換留学奨学金	2人	中京大学交換留学プログラムに参加する者で、極めて学力が優れていると認められる者
③給付奨学金	65人	学業成績に優れており、経済的事情により就学困難な者
④緊急支援奨学金	1人	学費支弁者の失業・破産・倒産により就学困難となった者
⑤災害支援奨学金	12人	学費支弁者の住居が地震・火災・風水害を受けた者
⑥教育資金融資援助奨学金	10人	金融機関の教育資金融資で学費を納入した者
⑦教育後援会奨学金	13人	学費支弁者の死亡・高度障害により就学困難となった者(教育後援会費を納入している者) ★教育後援会による支援

上記表内、①においては「入試成績優秀者給付奨学規程」(根拠資料 7-19)、②においては「中京大学給付奨学留学生規程」(根拠資料 7-20)、③～⑥においては「中京大学経済支援奨学金制度規程」(根拠資料 7-21)、⑦においては「中京大学教育後援会奨学金規程」(根拠資料 7-22)に基づき決定されている。

さらに本学は2020年度から「高等教育の修学支援新制度」の対象機関として認定されており、日本学生支援機構給付型及び学費減免制度を活用し、経済的困窮度の高い学生に対してより手厚い支援を行っている(根拠資料 7-23)。

他方、NEXT10における施策として、積極性やチャレンジ精神を持った学生を支援するための奨学金制度となる「チャレンジ奨励金」が2019年度に新設され、2020年度から運用を開始した(根拠資料 7-24)。なお、チャレンジ奨励金については、「中京大学チャレンジ奨励金規程」(根拠資料 7-25)に基づき決定されている。

また、このほかの奨励金制度として「学術・文化・スポーツ奨学金」は「中京大学学術・文化・スポーツ奨学規程」(根拠資料 7-26)、「教育後援会教育奨励賞」は「中京大学教育後援会教育奨励賞規程」(根拠資料 7-27)、「校友会課外活動奨励賞」は「中京大学校友会課外活動奨励賞規程」(根拠資料 7-28)に基づき決定され、各分野で力を発揮した学生に対する

支援を行っている。

加えて、学校法人梅村学園 100 周年記念事業として、2020 年に「ひとり暮らし給付奨学金」「留学給付奨学金」が新設され、それぞれ「学校法人梅村学園 100 周年記念ひとり暮らし給付奨学規程」（根拠資料 7-29）、「学校法人梅村学園 100 周年記念留学給付奨学規程」（根拠資料 7-30）に基づき決定され、2021 年度からの運用を開始する予定である。

学生に向けた奨学金情報や説明会開催情報の周知は、主にポータルシステム「CHUKYO ALBO」を用いて学外からも情報が確認できるようになっている。そのほかにも入学式での配付資料等をウェブサイトに掲載しており、学生だけではなく保護者に向けての情報発信を行っている（根拠資料 7-31【ウェブ】）。

日本学生支援機構奨学金の各手続の際には事前に説明会を開催し、手続に不備がないよう学生への指導を行っている（根拠資料 7-32）。

<学生の生活に関する支援の実施>

○学生の相談に応じる体制の整備

名古屋・豊田の両キャンパスに「学生相談センター」を設置し、臨床心理士有資格者のカウンセラー 9 名（常勤 1 名・非常勤 8 名）、精神科医 1 名（非常勤）が、ケース（学生生活・対人関係・メンタルヘルス等）に応じた個別相談、保護者・教職員等へのコンサルテーションを実施している。学生相談センターは、それらの通常業務に加え、多様な学生が学んでいることを前提に、学内の居場所づくりや学生相談センターでの活動内容を学内に広く啓発する活動を行っている。また、毎年度、学生相談センター会議やカンファレンスを複数回（うち年 1 回は学外講師による研修）開催し、事例等の情報共有や意見交換を行うことで、学生相談センター長（心理学部教員）、カウンセラー、保健センター長・看護師、行政職員におけるカウンセリング等のスキルアップを図っている。さらには、毎年、学生相談センターの活動内容やカウンセラーによる寄稿等を掲載した「学生相談センターだより」（根拠資料 7-33）を発行し、全教職員に配付している。

○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生が健康を保持・増進し、充実した大学生活を送ることができるように、保健室（名古屋キャンパス）及び保健センター（豊田キャンパス）を設置している（根拠資料 3-15）。保健室・保健センターともに看護師が常勤し、学生の健康管理・相談・応急処置などが常にできる体制をとっている。特に保健センターは、整形外科および内科の専門医による保険診療体制をとっており、スポーツ科学部における実技や部活動における練習時の怪我等に迅速に対応できる体制を整えている。また、保健室でも毎月 1～2 回、校医による健康相談を実施している。また、全学生を対象とした定期健康診断を実施しているが、特に異常を認めた場合には、再度の検査、病院の紹介、保健指導等を行っている。

○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備と活動

本学は、「中京大学キャンパス・ハラスメントの防止啓発等に関する規程」（根拠資料 7-34）及び「中京大学キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」（根拠資料 7-35）に基づき、キャンパス・ハラスメント防止委員会が、ハラスメントの被害者も加害者も出さないためのキャンパス・ハラスメント研修やガイダンスを実施している。ここでのキャンパス・ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント及びそれ以外のハラスメント（就学・就労上の関係にある本学の構成員が、相手方の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面も含めて、学業や職務遂行に関連して不利益・損害を被るか、もしくは学業や職務に関連して支障が生じること）を指している（根拠資料 7-35）。

全構成員対象のハラスメント相談窓口として各学部 25 名および行政本部 6 名からなる相談窓口（相談員）を設置し、日常的に相談に当たっている（根拠資料 7-36【ウェブ】）。また、啓発活動として、キャンパス・ハラスメント防止委員会でリーフレットを作成し、全教職員に配付しているほか、定期的に学部長・研究科長懇談会、行政本部の定例部長会、新任教職員研修等でキャンパス・ハラスメント防止委員会の取組に関する説明を行っている（根拠資料 7-37）。学生に対しては、新入生ガイダンス等でハラスメント相談体制等の説明を行っている（根拠資料 7-38）。

学部長・研究科長とハラスメント防止委員（運営委員を含む）との情報集約手段等については、キャンパス・ハラスメント解決までのフローに基づいて実施することになっている（根拠資料 7-39）。

<学生の進路に関する支援の実施>

○学生のキャリア支援を行うための体制の整備

名古屋・豊田の両キャンパスにキャリア支援課があり、学生のキャリア形成・進路決定（就職）支援の中心的な役割を果たしている。また、建学の精神に基づき、キャリア支援関係部局と有機的な連携をとりながら、キャリア教育を全学的に推進し、学生の生涯を通じた社会的及び職業的自立を支援することを目的にキャリア教育・支援委員会を組織している（根拠資料 7-40）。

進路決定（就職）支援に当たって、学生一人ひとりの進路選択に関わる情報の把握と支援による進路決定率の向上を目指している。活動状況・進路決定状況の早期把握として、学生の履修登録時に 1～3 年生については進路希望登録、4 年生は進路決定又は進路状況登録を行うよう指導している。1～3 年生については、早期に進路希望登録を行うことにより、進路希望に合わせた情報提供が可能になっている。4 年生については、進路決定・状況登録のほかに、ダイレクトメールの送信、電話調査、ゼミ・研究室を通じた状況調査などを通して個々の学生の状況に合わせた支援を継続的に行う体制を整えている。

前述のとおり、本学のキャリア支援を主として担うのはキャリア支援課であるが、キャリア支援課は、専任職員、キャリアカウンセラー及び学生アドバイザーで構成される。キャリ

ア支援課の専任職員は、各種ガイダンスなどの企画から運営、年間約200社の企業を訪問することによる求人開拓及び採用情報の収集、本学独自の就職支援ウェブサイト「キャリアナビ」の運営、求人紹介を中心とした学生への個別面談等の活動を行っている。また、学部によるキャリア形成科目の開発協力、運営サポートや一部の授業回の講師を担当し、キャリア教育にも積極的に関与している。キャリアカウンセラーは、少人数制の各種セミナーの企画開発及び講師となるほか、学生の個別面談（キャリアカウンセリング）を随時行っている。学生アドバイザーは、4年生で就職活動を終了した学生で組織され、就職活動支援イベントの企画・運営のほか、3年生以下の学生に対する個別面談をキャリア支援課内で行い、就職活動を学生視点でサポートしている。

○教職センターによる支援

教員免許取得と教員採用試験対策を中心として、名古屋・豊田の両キャンパスに教職センター（教職支援課）を置き、様々な支援を行っている（根拠資料 3-14）。

教員免許取得については、学外実習（介護等体験、教育実習）への参加や免許取得申請等の各種事務手続、科目履修指導、また学外実習に向けたマナー研修等の実施といった免許取得にかかわる支援を合わせて行っている（根拠資料 7-41）。

教員採用試験対策については、準備期間、スキルアップ期間、強化期間といった期間ごとの目標を定め体系的な支援を早期から展開している。教員採用試験の内容や受験方法、筆記試験や人物評価試験等の採用試験対策だけでなく、教員経験豊かな指導官を置き教員として、必要な知識や体験、児童・生徒指導や学級運営の方法といった教員の資質づくりに関する指導もガイダンスや学習会等を通して実施している。また、教員として活躍する卒業生を招いた勉強会等も行っており、教員採用試験の突破力、教員としての実践力を卒業生も含め大学全体で育成しており、2019年度教員採用選考試験において、延べ80人の合格者が輩出している（根拠資料 4-30）。

○資格センターによる支援

本学では、公務員試験対策、国家試験対策等の専門部署「資格センター」を設置し、「学生の進路支援のために」を第一の目標とし、とりわけ進路に直結する公務員採用試験対策講座に注力し、学生が大学内で各種講座を受講できる体制を整えている（根拠資料 7-42【ウェブ】）。2019年度の各種講座では、約2,500人が受講した。

その結果、2019年度における公務員採用試験では、国家公務員総合職に4人が合格したことをはじめ、計400人を超える合格者が輩出し、中部地区私立大学の中で突出した実績となった（根拠資料 4-30）。

国家試験においても、キャリア形成支援として位置づけ、学生の進路選択の上で有益となる資格の合格者増の促進に努めており、宅地建物取引士219人、1級ファイナンシャル・プランニング技能士13人、2級ファイナンシャル・プランニング技能士147人など、多くの

合格者が輩出している（根拠資料 4-30）。

○進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、学生自身が就職活動において《「概論」⇒「演習」⇒「実践」》サイクルを能動的に取り組むことができる支援体制を構築している。まず「概論」として、自らの職業観や勤労観に気づくことができるよう各種ガイダンスや講座を実施している。大教室で開催するマス型イベントの「就職ガイダンス」「業界研究セミナー」などは、就職活動のスケジュールや準備すべき内容、採用試験で問われる事項、採用担当者による業界説明などの概論的な位置づけで実施し、学生の気づきを促進させている（根拠資料 7-43）。

ガイダンス等で気づいた内容をより深く身に付けるための「演習」として、少人数制のセミナーを主にキャリア支援課内で開催している。キャリアカウンセラーが講師となり、5～6人の少人数制で、就職活動を進める上で必要な知識や手法を、学生参加型のワークショップ中心でより能動的に学ぶことができる。

就職活動が「実践」段階になると、学生は個々に抱える課題に対して、個別にアドバイスを求めるケースが増加する。そのための体制として個別面談を実施している。相談員としてキャリアカウンセラー・学生アドバイザー等を配置し、常に対応できる体制を整えている。このように学生自身が、就職活動に能動的に取り組むための《「概論」⇒「演習」⇒「実践」》サイクルを支援として、《「マス」⇒「少人数」⇒「個別」》による本学独自の進路決定（就職）支援体制を構築している。

キャリア支援課における進路決定（就職）支援の主な取組は、以下の図表 19 のとおりである。

図表 19. キャリア支援に関する取組

取組	概要
就職ガイダンス	学部3年次や修士1年次を対象に4月と10月に実施。4月の主な内容は、就職活動全体スケジュールの理解、自己分析の必要性、インターンシップ参加の意義、キャリア支援課のサポート内容の説明。10月の主な内容は、業界・企業研究の目的と方法、秋以降のキャリアサポート内容、秋以降に実施するイベントの概要説明と参加案内など。
業界研究セミナー	各業界を代表する企業の人事担当者から、業界の特徴、働き方や求められる人材像をテーマとした講演会を開催。参加対象学年は学部3年次や修士1年次としているが、キャリア形成の観点から学部低年次の参加も認めている。
OBOGによる就活アドバイス会	様々な業界で活躍している本学卒業生から、業界の話、仕事の話、就職活動全般に関するアドバイス等を面談形式で聞く。参加対象学年は学部3年次や修士1年次としているが、キャリア形成の観点から学部低年次の参加も認めている。
Chukyo 業界研究 EXPO	就職活動を間近に控えた学部3年次や修士1年次を対象として、学外の施設を3日間にわたって使用し、地元や全国の企業・官公庁約250社の人事担当者を招いて説明会を開催。そこでは、業界に関わる最新の情報を面談形式で聞くことができる。
4年次求人紹介セミナー	未内定学生への就職活動支援として、10月から2月の月1回、求人紹介セミナーを開催。そこでは、キャリア支援課に届いた最新求人票の紹介や求人紹介業者を招いて学生の就職活動を支援している。

就活対策セミナー	実践型ワークとして、キャリアカウンセラーが講師となり、「集団面接」「グループディスカッション」を少人数制で開催。
キャリアカウンセラーによる面談	キャリア支援課内にキャリアカウンセラーを常駐させ、個別面談や模擬面接に対応。ウェブによる事前予約制で1日1回25分を基本とし、さらに、1人あたりの1週間の面談回数2回を上限とし、できるだけ多くの学生や院生と面談できるように配慮している。また、模擬面接では、話し方、話す内容や立ち居振る舞いなどについて、個別指導をしている。なお、面談内容については基幹事務システム「CUBICS」でデータ管理しており、学生がカウンセラーを変更した場合でも、面談履歴を確認した上で、別のカウンセラーが学生の相談に臨むことができる体制になっている。
学生アドバイザーによる面談	企業から内定を得て就職活動を終えた4年次約20人が学生アドバイザーとして、10月～3月までキャリア支援課に常駐し、後輩の相談に応じている。これは学生同士の支援制度であり、自らの経験をもとに、就職活動の心構えや提出書類に添削などはもちろん、学生時代の過ごし方などについて、1～3年次が気軽に相談できる環境を作っている。
情報配信	ウェブにおける本学独自の就職支援サイト「キャリアナビ」は、就職活動に関する学内外の情報を集約し、いつでも学生が自由に情報を取得できるよう整備されている。学内で開催される各種キャリア・サポートイベントや講座のスケジュール確認、イベントや面談申込もこのサイトから行うことができる。最新の求人票、各企業のインターンシップや会社説明会の情報などを公開し、学生の就職活動に対するタイムリーな支援を行っている。
日本人留学生支援	海外へ留学に行く日本人学生への就職活動支援としては、グローバル教育センターと連携し、「留学前・留学後」の支援を行っている。留学前は、全対象者に対して就職活動のスケジュールと自己分析・業界研究及び留学期間中の情報収集方法など、予め心得ておくべきことを説明している。また、帰国後はすぐにキャリア支援課で個別面談を行った上で、企業への提出物の添削や求人紹介などを行っている。以上のように、留学を終えた学生ができるだけスムーズに就職活動に取り組むことができるよう支援体制を構築している。
外国人留学生支援	外国人留学生へのキャリア形成・就職活動支援としては、グローバル教育センターや外部機関と連携し、インターンシップや就職活動に関する説明会を開催している。

また、正課におけるキャリア教育（キャリア教育・形成科目）では、学生の職業的・社会的自立に必要な基盤となる基礎的・汎用的能力（キャリアプランニング能力等）を育成することを主眼に置き、担当教員やキャリア支援課職員のほか、一部の授業回については外部の専門機関に委託し、当該科目を実施している。また、各学部の学位授与の方針に沿った独自の内容を加えることにより、卒業後の進路について意識させるとともに、各学部の専門科目との連動によって、カリキュラム全体で体系的なキャリア教育を推進する構成となっている。

本科目の実施に当たっては、各学部、行政部門、外部の専門機関で綿密な打ち合わせを行っており、シラバス作成段階から実施、振り返りまでを一貫して組織的に管理・運営している。また、キャリア支援課では、卒業生や企業担当者とのネットワークを駆使して授業に招聘する手配を行うなど、組織的な協力体制を構築して科目運営を行っている。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

本学では、正課外活動機関として文化会 24 団体（約 800 人）、体育会 39 団体（約 2,000 人）、名古屋キャンパス、豊田キャンパスの大学祭実行員会（約 250 人）、公認サークル 100

団体（約3,000人）が活動を行っており（2019年度）、学生支援課は主に体育会以外の団体の所管部署として機能している。

学生支援の観点から、月1回体育会幹事会、文化会執行部、大学祭実行委員会の代表を交えた月例会を名古屋・豊田両キャンパスで行っており、企画等の進捗状況について共有及び指導を行っている。また、課外活動連絡会やサークル連絡会を開催し、特に長期休暇期間前や大きなイベント前には、中京大学の課外活動団体として、実践すべき事項の周知、注意喚起等を行っている（根拠資料7-44）。その他、課外活動各機関（文化会・各キャンパス大学祭実行委員会）には、学生支援課主催の合同研修会を年に1回企画し、課題発見や解決案の策定・実践を通じた研修を行っている（根拠資料7-45）。さらには、近隣地域への清掃ボランティア活動や交通安全立哨運動を通じて、社会貢献に対する意識の醸成を図っている。

スポーツ振興課は、体育会所属のクラブを始め、本学でスポーツ競技に関わる学生を支援している。主な活動は、安全講習会・体育会ガイダンス等を通じたリスクマネジメント指導、広報誌・ウェブサイトを通じた広報活動、遠征・予算等の管理を通じた強化指定クラブの実績向上に関する取組を実施している。

<COVID-19 への対応・対策>

生活支援として、2020年度はオンライン授業受講に伴う環境維持と修学支援を目的に、在学生全員に対し一律50,000円の「修学支援金」を給付したほか、PC等の環境整備費としての「無利子貸与制度」、家計急変により修学の継続が困難になった学生を対象とした「特別給付奨学金制度」を設けた。また、秋学期の学費の納付期限を約2か月延長した（根拠資料2-26、根拠資料2-27、根拠資料2-28）。

修学支援として、春学期のオンライン授業への切り替えに伴い、オンライン授業特設ウェブサイトの開設、学生サポート窓口の設置、通信環境が自宅にない学生へのモバイルルータの貸与等を実施した。秋学期には、オンライン授業のみで大学に来ることのなかった1年生を対象に、1年生同士がキャンパス内で同級生と交流することを主な目的として、ミニガイダンス及びキャンパスツアーを実施した。対面授業開始後においても、感染不安や持病等により対面授業の受講ができない学生や希望しない学生が学びを継続できるように、対面授業の担当教員に履修上の配慮をするよう大学として要請し、各学部・科目において必要に応じて対応した。

教職センターが実施する教員免許取得に必要な学外実習において、文部科学省からの通知および省令改正に従った特例の適用又は代替措置を、教職課程を専門に扱う組織（教職センター）にて検討し実施した。また、教員採用試験対策については、対面による指導に代わり、オンラインによる面接指導や進路相談、メールや電話を利用した添削指導、オンデマンド配信による講座受講を行った。

資格センターが実施する講座については、オンデマンドによる講座配信やZoom等によるリアルタイム配信への切り替えにより、学生の学習機会を継続した。

進路支援として、学生の入構禁止後についても、学生支援を継続するため、各種就職イベント、キャリアカウンセラーとの面談等についてオンラインに切り替えて実施した。また、COVID-19 で将来に不安を抱える低年次生向けに、9月に「アフターコロナのキャリアアップセミナー」をオンラインで開催した(根拠資料 7-46)。

本学の公認クラブ(文化会・体育会・大学祭実行委員会)等の活動に対しては、COVID-19 の感染拡大状況に応じて、活動レベルを事細かく指示し、感染対策を実施した上で、部分的に活動を認めるなど、状況に応じた活動の継続を支援した(根拠資料 7-47)。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<学生支援活動に関する点検・評価、改善>

本学では、2018年度から自己点検・評価委員会において、全学の委員会活動を点検・評価する仕組みを導入した。学生支援に関連する委員会としては、学生生活委員会、キャリア教育・支援委員会、キャンパス・ハラスメント防止委員会等が、その年度の活動をまとめ(検討・実施事項として重点課題の設定、実際の実施内容・成果、今後の課題等を記載)、自己点検・評価を実施した後、自己点検・評価委員会が確認し教育質保証会議に提出することになっている。

キャリア教育・支援委員会において、全学部のキャリア科目の実施状況について確認を行い、優れた取組を実施している学部の情報共有を行った。その結果、2020年度から、文学部において「キャリアデザイン」(1年次秋必修)、経済学部において「キャリア・マネジメント入門」(1年次秋必修)の導入を決めた(根拠資料 7-48、根拠資料 7-49)。なお、キャリア科目の実施後には、教職員と担当業者で振り返りを実施し、常に内容の見直しを行っている。例えば、国際教養学部では、「キャリア・ディベロップメント」科目は当初、外部業者1社への委託であったが、大学側の関わりを明確にし、教育効果を高めるため、2019年度から、本学の担当教員、キャリア支援課及び外部業者2社が協力して、授業を担当するよう変更した(根拠資料 7-50)

また、NEXT10での検討課題でもあったが、現行の奨学金制度は、経済的困窮学生の支援を目的とした奨学金はおおむね整備されてきている一方、積極性やチャレンジ精神を持った学生の育成を目的とした奨学金については十分な整備がなされていないという分析を踏まえ、学生生活委員会及び学生支援会議で検討した結果、2020年度から「チャレンジ奨励金」の制度を開始した(根拠資料 7-24)。この制度は、チャレンジ精神をもつ本学の学生及び団体に対し、奨励金を給付し、本学の学生が多様な活動に積極的に取り組む環境を整備するものである。

(2) 長所・特色

本学は、2つのキャンパスを有しているが、それぞれに保健センター（保健室）、学生相談センター、グローバル教育センター、教職センター等の学生支援施設、キャリア支援課、学生支援に関わる行政部署を配置し、学生が安心して学生生活を送れるよう支援体制を整備している。

キャリア支援に関しては、前述のとおりキャリア支援課の活動を中心に質・量ともに充実した支援を実施している。特に本学卒業生の協力による「OBOG による就活アドバイス会」は、キャリア形成の観点から学部低学年次生の参加も認めているほか、イベント実施後には卒業を控えた学生アドバイザー（4年生）と卒業生の交流会を行っており、学生アドバイザーにとっても卒業前の貴重な機会となっている。キャリア支援課での進路相談や学生への求人情報の積極的な提供等の取組により、2020年3月卒業生の就職決定率（就職決定報告者／就職希望者）は、98.5%と高い就職率となっている（根拠資料4-26）。

資格センターでは上述のように公務員試験対策、国家試験対策等の対策講座を学内で開講するだけでなく、学生が希望する進路を実現できるようにカリキュラムや担当講師の見直しを行うなど質の高い講座を展開している。2019年度は、公務員採用試験では、国家公務員総合職に4人が合格したことをはじめ、計400人を超える合格者を輩出し、中部地区私立大学の中で突出した実績となった。一方、国家試験においても、宅地建物取引士219人、1級ファイナンシャル・プランニング技能士13人、2級ファイナンシャル・プランニング技能士147人など、多くの合格者が輩出している（根拠資料4-30）。

教職センターでは、前述のように教員経験豊かな指導官を置き、教員として必要な知識や体験、児童・生徒指導や学級運営の方法といった教員の資質づくりに関する指導もガイダンスや学習会等を実施している。特に、教育現場で即戦力として活躍できる教員の養成を目指しており、4年生の秋学期に、次年度から教員になる学生に対し、教実践的な指導を行う学習会を実施している。

(3) 問題点

学生相談等の学生支援の体制整備を順次行ってきたが、多様な学生（多様な学力、障害等）の入学に対し、必ずしも十分な支援ができていない面もある。今後も、学生の多様性はますます広がると思われるため、学生の実情に応じた支援体制の充実が急務である。

また、その支援体制の充実に当たっては現有の教職員では十分とはいえないが、大幅な増強は現実的ではない。そこで、在学する学部学生や大学院生自身に支援活動の一部を担ってもらう必要があり、実際に実施しているが、まだ十分活発とは言えない状態にある。

なお、これらの課題の改善に資するために、2021年4月には、在籍する多様な学生の相談窓口として円滑かつ適切に支援を行うことを目的に学生サポートセンターを設置する予定である（根拠資料3-18）。

(4) 全体のまとめ

本学は「学生支援に関する方針」のもと、学生支援会議をはじめとする様々な会議や委員会、キャリアセンターや学生相談センター等の学生支援組織を整備するなどの体制を構築し学生支援に当たっている。

学生支援の領域は多岐に渡り、学生の状況に応じた修学支援、外国人留学生支援、障害のある学生に対する支援、留年・休学者対応や退学予防の対策、様々な経済支援制度、学生相談、健康・学生生活支援、キャリア支援、課外活動支援など、学生が安心して勉学に専念し、安全な学生生活をおくることができるよう配慮している。大学の予算、スタッフとも十分とは言えない面もあるが、現在の状況において可能な限り、本学の理念に基づく学生支援の実施に当たっていると判断している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、大学の理念、学部等の教育研究上の目的等を達成するための安全かつ快適な環境を目指して、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、ウェブサイトで公開している（根拠資料 8-1【ウェブ】）。本方針は、「基本方針」に加え、それに関連した「施設・設備およびキャンパスアメニティの整備」と「図書館および学術情報サービスの整備」の内容で構成される。「基本方針」は、以下のとおりである。

- ・安全と環境に配慮し、教育研究に取り組みやすいキャンパスを形成する。
- ・学術情報を計画的に収集し、学内外の利用者に対して効果的に提供することにより、教育研究活動の発展に寄与する。

本方針を踏まえた学生の学習環境、教員の教育研究活動等の環境整備に関する詳細は、NEXT10 において「キャンパスの特性を活かした安全・安心な施設環境の整備」（根拠資料 1-13【ウェブ】）として、また、中期経営計画のアクションプラン（根拠資料 1-19【ウェブ】）として計画を明示している。これらもウェブサイトで学内外に公開している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の施設・設備等については大学基礎データ（表1）に示すとおりであるが、特に教育研究活動に重要な環境整備について以下に詳述する。これらの取組は、「教育研究等環境の整備に関する方針」に沿って行っている。

<ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備>

本学では情報化を促進し、教育・研究の充実と発展を図ることを目的として情報センターを設置している。また、情報センターの運営について審議する機関として情報センター委員会を置き、委員会は、(1)センター長、(2)各学部から選出された専任の大学教員各1人、(3)

行政本部から選出された専任の行政職員2人で構成しており、目的達成に向けて委員会運営を実施している（根拠資料3-12、根拠資料3-29）。

教育研究の基盤となる学内LANについて、対外接続通信は学術情報ネットワーク（SINET）を經由し10Gbpsの帯域で構成しており、名古屋キャンパス、豊田キャンパス間通信も同様に10Gbps帯域で構成している。キャンパス内の各建屋には光ケーブルを介して1Gbps以上で接続されている。キャンパス内各所に無線AP（アクセスポイント）が設置されており、学生・教職員及びeduroam参加機関の構成員は、スマートフォンやノートPCから学内LANに接続可能となっている（根拠資料8-2）。

<施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保>

施設・設備管理については、財務部管財課を中心に各関連法令に基づき日常・定期点検を実施しており、故障の早期発見、事故の未然防止、感染症予防、衛生的かつ良好な環境を保つよう努めている。

また、建物及び建物内の設備の機能を常に良好の状態に維持し、教育研究環境を整備するための各種改修工事（LED化対応、空調機の更新工事等）を実施しており、資産価値の維持、向上に資するよう努めている。省エネ対策については、省エネ法の趣旨に基づき、学内の省エネルギー委員会を中心として法令遵守した取組を推進している。

そのほか24時間警備体制をとり、防犯カメラ（防災センターで中央監視設備を稼働）等を活用し、敷地及びこれらに附随する施設の秩序維持、安全保持に努めている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備>

バリアフリーへの対応を含めたキャンパス環境整備は理事会の決定のもと、財務部管財課を中心に行っている。既存建物においては、段差解消のためのスロープや階段における車いす用昇降機の設置、各教室内へのバリアフリー席の整備など、誰もが使いやすいキャンパスを目指し、バリアフリー化を推進している。新規建物においては、床面の段差をなくした設計を行うことに加え、外国語を併記したサインや色合いをなくしたピクトグラムの設置、多目的トイレの設置等、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備に努めている。

<学生の自主的な学習を促進するための環境整備>

本学では、2017年度に学長会議の下にICTによる学習支援推進ワーキンググループを設置した。この中でICTを活用した学習支援を推進するために様々な議論を重ね、2019年度新入生から、全員がノートPCを所持し、授業で活用することはもちろんのこと、その他自主的な学習を促進する体制を整えた（PC必携化）。

PC必携化を踏まえた学生の自主的な学習を支援する環境として、情報センター、図書館、財務部管財課等によって、学生が所持したPCから学内LANを介して印刷する新印刷システムの稼働（2020年度から）、PC用の電源の確保、無線LANの拡充、個人学習室、コ

コンピュータ自習室、ラーニングコモンズ(本学呼称はラーニングスクエア)の設置等の整備を行っている。さらにネットワークを介して教材配付・取得、レポート課題提示・提出、小テスト、ディスカッションが可能な教育支援システム(MaNaBo)を構築・運用し、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っている。

PC必携化の対策として、PCに不慣れな学生へのサポートのために、名古屋・豊田の両キャンパスの情報センターに学生スタッフを配置し、学生の協力による支援体制を整えた。

なお、ICT関係の環境整備や学習支援に関する情報は、一括してウェブサイトにとりまとめで公開している(根拠資料8-3【ウェブ】)

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組>

2019年度から各学部が初年次教育の一環として情報リテラシー系の科目を設け、学生の情報倫理教育に取り組んでいる(根拠資料4-5)。また、2014年4月に学生生活委員会が「中京大学生のためのソーシャル・メディア利用ガイドライン」(根拠資料8-4【ウェブ】)を制定し、これを周知することで情報倫理の確立を目指している。また、情報センターでは「中京大学キャンパスネットワーク利用内規」(根拠資料8-5【ウェブ】)や、情報倫理に関する動画を作成・公開し、教職員及び学生の情報倫理の確立に努めている。

<COVID-19への対応・対策>

2020年度春学期は、COVID-19への対策として、原則オンライン(遠隔)による授業に切り替えたが、その対応のために通信環境等の十分な準備が難しい非常勤講師のために、パソコンやルータの貸し出しを行った。

秋学期の授業は、対面(面接)授業とオンライン授業が併用されたため、学生が学内でオンライン授業を受講できるように、無線APの増設を前倒して実施した(根拠資料8-2)。

第7章でも記述しているが、オンライン授業受講に伴う環境維持と修学支援を目的に、在学生全員に対し一律50,000円の「修学支援金」を給付したほか、PC等の環境整備費としての「無利子貸与制度」を実施した(根拠資料2-26、根拠資料2-27)。

点検・評価項目③: 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1: 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2: 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

本学では教育研究活動に必要な図書を収集し、管理して利用に供し、学術の発展に資する

ことを目的として図書館を設置している。図書館の運営について審議する機関として図書委員会を置き、委員会は、(1)館長、(2)各学部から選出された専任の大学教員各1人、(3)学術情報システム部長及び図書館事務課長で構成しており、目的達成に向けて委員会運営を実施している(根拠資料3-9、根拠資料3-28)。

本学の図書館は、名古屋キャンパスに名古屋図書館、ライブラリーサービスセンター及び法学文献センターを、豊田キャンパスに豊田図書館の4館を設置している(根拠資料8-6【ウェブ】)。蔵書数・席数等は大学基礎データ(表1)のとおりである。また、4館共通の図書館システムが構築され、蔵書データベースは、OPACとして公開されている。

また、4館合計での入館者数は、454,603人、帯出者数は、34,065人、帯出冊数は、65,418冊という利用状況である(2019年度数値)。

国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)を積極的に活用するとともに、東海地区大学図書館協議会に加盟している大学の相互利用も実施している。特に包括連携協定を結んでいる名古屋市立大学総合情報センターとは、相互協力事業としてそれぞれの所蔵する図書資料の特徴を活かし、両大学の教育・研究環境の充実を図ることを目的として、所蔵資料の閲覧・貸出及び複写、職員の資質向上のための情報交流・研修等を実施している(根拠資料8-7)。

本学は約2,000種の電子ジャーナル・データベースを契約しており、学生・教職員の学習や研究の活性化に寄与している。また一部の電子ジャーナル・データベースは、国立学情報研究所が提供する学術認証フェデレーション(学認)を用いて学外からも使用可能な環境となっている。

研究情報の公開に関しては、国立情報学研究所のJAIRO Cloudを用いて本学学術情報リポジトリとして公開している。公開件数は、紀要論文9,922件、学位論文42件となっている(2020年3月12日確認数値)。

学生の学習環境に配慮するため、名古屋キャンパスのライブラリーサービスセンターを学生専用の図書館と位置づけ、定期試験期間には休日も開館するなど、学生の学習環境に配慮する運用をしている。

本学図書館には行政職員が6名(内司書内司書資格保有者2名)、委託スタッフ59名(内司書内司書資格保有者49名)を配置し、質の高いサービスを提供できる体制を整えている。また、図書館の行政職員を私立大学図書館協会が主催する各種研究会・研修会などに出席させ、人材育成と資質向上を図っている。

<COVID-19への対応・対策>

COVID-19の影響により、図書館の滞在時間を短くする、利用者間の対面での会話は、原則として禁止するなどの制限を実施しているが、動画による図書館ガイダンス、その資料の公開、学外からでも活用できる図書館コンテンツの紹介、また、特別措置として、期間限定で「LEX/DB インターネット」の電子リソースの学外アクセスを可能にするなどの取組を実

施し、制限開館の中で学生等の利便性の向上を図った。

点検・評価項目④: 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1: 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

教員研究費の内訳は、大学基礎データ(表8)のとおりであるが、教員の研究活動を促進させるために以下のような本学独自の取組を実施している。

NEXT10に基づき、研究費制度の改革が検討され、2018年度から、新研究費制度を施行した。この新制度は、NEXT10の研究分野における3つの基本方針(①研究成果の社会への発信拡大、②外部資金による研究活動の活性化と支援体制の強化、③研究の進化に応えた研究助成制度の整備)に沿って設計されており、導入は「本学の研究力強化」を目指すものである(根拠資料1-13【ウェブ】)。

新制度の柱は、特別個人研究費と奨励研究費であり、それぞれ「中京大学特別個人研究費規程」(根拠資料8-8)と「中京大学奨励研究費規程」(根拠資料6-21)に基づき運用されている。この2つの研究費は、本学における学術研究の推進と、研究に根ざした教育の実施による教育面での質向上を目的とするものである。特別個人研究費は、本学の専任教職員に一律に30万円を交付するものであり、交付を受けた者は研究実績報告書を学長に提出しなければならない(ただし、任期付助教等は個別の契約により「個人研究費」を交付していることから、特別個人研究費は交付されていない)。奨励研究費は、上述の目的に加え、本学の専任教職員による科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金の申請及び獲得を奨励することを目的として設けられた。奨励研究費は、研究実績報告書の提出及び外部公開している「中京大学研究者業績データベース」(根拠資料6-20【ウェブ】)への業績入力申請条件となっており、競争的資金に申請して採択された課題の代表者又は申請して不採択となった課題の代表者に交付している。新規課題・継続課題であれば90万円、科研費等の不採択課題のうち、審査結果が順位A(上位20%)であれば初年度申請額の70%(上限400万円)、審査結果が順位B(上位21%~50%)であれば40万円、審査結果が順位C(上位50%に至らなかったもの)で、かつ4段階評価の平均点が2.5以上であれば20万円を交付するものである。

このほか、「中京大学出版助成規程」(根拠資料8-9)及び「中京大学国際学会出張助成規

程」(根拠資料 8-10)により、本学所属の研究者による研究成果の公表を支援し、研究及び教育の質の向上を図っている。出版助成制度は、博士号請求論文及び学術図書の出版、論文掲載料の助成を行うものである。そのうち、学術図書の出版は、科学研究費助成事業研究成果公開促進費(学術図書)に申請し、不採択となったものを対象として助成している。また、「中京大学内外研究員規程」(根拠資料 8-11)及び「中京大学内外研究員施行細則」(根拠資料 8-12)に基づき、専任教員が研究に専念できる制度として、内外研究員制度を整備している。内外研究員制度では、国内の研究機関において研究に専念する「国内研究員」、海外の研究機関において研究に専念する「在外研究員」、研究機関を特定せず研究に専従する「その他の研究員」を設けている。内外研究員は、制度化されてから延べ 242 人(2020 年 12 月現在)が利用している。内外研究員には研究期間終了後 6 か月以内に学内において研究報告会を実施し、研究成果を発表することを義務づけており、研究成果の学内共有を図っている。

以上の研究費及び研究助成の制度は、研究者個人の研究活動を支えるものであるが、本学における共同研究の活性化を促進し、大型外部資金の獲得を目指すため、共同研究プロジェクトに対する助成も行っている。優れた研究成果及び知的財産を社会に還元するために「中京大学戦略的研究推進規程」(根拠資料 8-13)を設け、「本学の特徴及び強みを活かした組織的な優れた研究」及び「本学が国際レベルでの卓越した研究教育の拠点となり得る学術研究」に対する助成を行っている。戦略的研究事業に指定された研究プロジェクトは、年間 500 万円までの助成を受けることができ、3 件の研究プロジェクトが指定されている(2020 年 12 月現在)。また、本学の戦略的研究の芽を育てる萌芽的な共同研究プロジェクトについては、先端共同研究機構研究プロジェクトとして 2017 年度から学内公募を開始し、先端共同研究機構において審査の上、採否を決定している。予算総額は年間 300 万円であり、これまで 8 件のプロジェクトが採択されている(2020 年 12 月現在)。このほか、本学の 7 つの研究所においては、研究所予算を使った共同研究プロジェクトが進められている。学内助成を受けた戦略的研究、先端共同研究機構研究プロジェクト及び研究所研究プロジェクトについては、中京大学研究交流会等において研究成果の発表を行っている。

また、産官学連携活動について、2016 年 5 月に、①「中京大学産官学連携ポリシー」、②「中京大学知的財産ポリシー」、③「中京大学利益相反マネジメントポリシー」を定めた。これらのポリシーの内容を具体化した、次の規程に則り、産官学連携活動を推進している(根拠資料 8-14【ウェブ】)。

- ・中京大学受託研究・共同研究取扱規程(根拠資料 8-15)
- ・中京大学受託研究・共同研究取扱規程運用細則(根拠資料 8-16)
- ・中京大学奨学寄付金取扱い要領(根拠資料 8-17)
- ・中京大学における受託研究・共同研究に係る秘密情報管理規程(根拠資料 8-18)
- ・中京大学発明規程(根拠資料 8-19)
- ・中京大学産官学連携活動に伴う利益相反マネジメント規程(根拠資料 8-20)

・中京大学安全保障輸出管理規程（根拠資料 8-21）

産官学連携活動を推進するため、研究推進部研究支援課に科学技術コーディネータを2名配置し、本学の研究者と企業等とのマッチング活動を展開し、外部資金の獲得支援に当たっている。

科研費の採択件数及び獲得額の増大を図るため、「中京大学科学研究費助成事業申請アドバイザー規程」（根拠資料 8-22）に基づき、科研費申請アドバイザー制度を実施している。科研費アドバイザーは、科研費審査員経験者等から学長が任命し、希望者に対して科研費の研究計画調書へのアドバイスをを行う。2020年12月時点において、17名の研究者がアドバイザーとなっており、2020年度における科研費研究計画調書へのアドバイスの実績は12件である。

以上の研究活動を支援するために、専任教員には個人研究室を整備し、責任授業時間を週8時間（4コマ）として研究時間を確保している（大学基礎データ（表1）、根拠資料 6-8）。

また、研究活動推進のための人的な支援体制については、以下のように構築している。

博士研究員制度は、本学における研究の活性化を図り、研究活動を効果的に推進するとともに、創造性に富む優れた若手研究者を育成することを目的として作られ、各部局が進める研究プロジェクトに共同研究者として雇用するものである（根拠資料 8-23）。雇用経費は、主に外部資金を充当するが、本学で博士号を取得し、日本学術振興会特別研究員に応募し、不採択であった者については学内経費による雇用も可能となっている。特任助教は、各部局が進める研究プロジェクトに共同研究者として雇用するものであり、博士の学位を有していることを要件としており、雇用の財源は主として外部資金である（根拠資料 8-24）。協力研究員は、各部局が進める研究プロジェクトに参画し、研究代表者の指示に従い、特殊な技能、熟練した技術等を必要とする業務に従事する者をいい、専門的知識や技術を提供することをもって研究プロジェクトの遂行を支援している（根拠資料 8-25）。リサーチ・アシスタントは、研究実施体制の充実、研究活動の効果的推進及び若手研究者の育成を図ることを目的として、各部局が進める研究プロジェクトに配置されている（根拠資料 8-26）。また、本学で博士の学位を取得した研究者が継続して本学で研究に従事することができるように、研究科研究員の制度を設けている（根拠資料 8-27）。

このほか、大学院生は研究室活性化の源泉であるとの認識のもとで、2020年10月に「中京大学大学院生研究助成規程」（根拠資料 8-28）を制定し、2021年度から本学の大学院生に対する各種研究助成を実施する予定である。また、本学に勤務する研究者が出産・育児・介護に起因する研究活動の一時中断から、円滑に研究活動に復帰することを支援するため、2020年に「出産・育児・介護に係る研究活動復帰支援に関する規程」（根拠資料 8-29）を制定した。

<ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制>

4章で述べたとおり、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタ

ント（SA）を採用し、教育活動の支援を実施している（根拠資料 4-11）。TA・SAの資質向上を目的に、毎学期、教学部教務課が授業補助者研修会を開催している（根拠資料 8-30）。なお、2020年度は COVID-19 の影響により、集合研修は実施せず、資料の配信による研修に切り替えた。

本学の研究科又は研究所等が行う研究プロジェクトに参画し、研究代表者の指示に従い、当該研究の遂行に必要な研究補助業務に従事するリサーチ・アシスタント（RA）の制度を2018年に整えた（根拠資料 8-26）。

<COVID-19 への対応・対策>

新型コロナウイルス感染症の影響による研究費の未消化及び収束後の研究活動の支援のため、特例として2020年度の学内研究費（奨励研究費（昨年度からの繰越分を含む）、特別個人研究費、個人研究費（任期制教員）、研究支援費、先端共同研究機構研究プロジェクト助成費、大学附置研究所研究プロジェクト助成費、中京大学戦略的研究事業助成費）の未執行分の全額を2021年度への繰越使用を認めることにした（根拠資料 8-31）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組>

研究倫理委員会のもとで「中京大学研究倫理規程」（根拠資料 8-32）、「研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程」（根拠資料 8-33）等必要な規程を整備し、学内研究者の研究倫理向上と研究活動不正防止に努めている。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（根拠資料 8-34）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（根拠資料 8-35）を参考に学内の体制整備を行い、研究費の運営・管理について統括する統括管理責任者（副学長）を置き、研究推進会議と連携し、不正防止計画の策定を行っている。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講については、「研究費申請執行手引」（根拠資料 8-36）に記載して周知を図っている。コンプライアンス教育は、「研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程」（根拠資料 8-33）において、本学に所属する全ての研究者と、競争的資金の運営・管理に関わる職員が毎年度、コンプライアンス研修を受講しなければならないと定めている。部局におけるコンプライアンス教育の受講状況は、各部局のコンプライアンス推進責任者（部局長）が確認し、未受講者に対して受講を促している。コンプライアンス教育の実施内容としては、日本学術振興会が発行する「科学の健全な発展のために」の該当部分を精読するか、あるいはe-

learning 教材 (eL-CoRE) を受講することであり、理解度アンケートを提出させることで、研究者の受講状況と理解度を把握している。

研究倫理教育は、本学に所属する全ての研究者に5年に一度は受講するよう求めている（日本学術会議「科学研究における健全性の向上について（2015年）」で示された指針に基づき設定）。部局における研究倫理教育の受講状況は、各部局の研究倫理教育責任者（研究倫理委員等）が確認するとともに、各部局の受講率を研究倫理委員会で報告し、未受講者の受講を促している。研究倫理教育の実施内容としては、日本学術振興会が発行する「科学の健全な発展のために」を精読するか、e-learning 教材 (eL-CoRE) を受講することであり、受講状況確認書を提出することで受講状況を把握している。

研究倫理に関する学内審査機関の整備について、2013年に「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」（根拠資料 8-37）を施行し、人を対象とする研究について全学的な審査体制の整備を行っている。全学的な審査体制では「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」及び「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査内規」（根拠資料 8-38）に基づき審査を行っている。人を対象とする研究を行う部局では、「中京大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」（根拠資料 8-39）に基づき、独自に学部等委員会を設置し、学部内で審査を行っている。現代社会学部・社会学研究科、工学部・工学研究科、心理学部・心理学研究科、総合政策学部、体育学研究科、教養教育研究院にこれらの学部内審査体制が構築されている。

動物実験については「中京大学動物実験規程」（根拠資料 8-40）を整備し、動物実験に対する審査体制を整備している。

学部学生に対する研究倫理教育については、主に初年次教育を通じて行い、研究や調査活動を行う際に守らなければならないルールを説明することで研究不正の防止に努めている（根拠資料 8-41）。大学院生に対する研究倫理教育は、毎年ガイダンスにおいて研究倫理に対するリーフレットを配布し、研究不正の防止に努めている（根拠資料 8-42）。研究倫理委員会では、学内の不正防止活動が円滑に運用されているか、外部のガイドライン等と照らし合わせて適切であるかを定期的に見直している。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

<p>評価の視点1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2: 点検・評価結果に基づく改善・向上</p>

第2章で詳述したとおり、2018年度から全学委員会は毎年度実施施策の年次計画を立てるとともに、その進捗状況の検証と次年度に向けた改善計画を策定し、自己点検・評価委員会に報告し（「全学委員会点検・評価報告書」）、自己点検・評価委員会の点検結果はさらに教育質保証会議に提出され、教育質保証会議議長（学長）から当該委員会に改善の指

示を出す仕組みを構築している。教育研究等環境についても、研究振興委員会、情報センター委員会、図書委員会等の関連委員会において計画、点検・評価、改善を行っている（根拠資料 2-18）。

学生に対して学期ごとに行っている「授業環境・学内環境に関するアンケート」で寄せられた意見、要望に関して、対応状況の説明や今後の計画を回答するかたちでウェブサイトにて公開している（根拠資料 8-43【ウェブ】）。学生の意見、要望に関して、教室の備品等に関することは教学部教務課、建物の管理等に関することは財務部管財課、学内のシステム・情報機器等に関することについては学術情報システム部情報システム課というように関係部署で回答案を作成し、教育推進センター（教学部教育企画課）で取りまとめ、教育推進センター委員会で報告している。改善事例は上記ウェブサイトに公開しているが、具体的には、教室の各種機器の交換、ネットワーク環境の拡充、教育支援システム(MaNaBo)の利用時間の延長（利用停止時刻を午前2～6時から3～6時に変更）等である。

また、教育支援システム(MaNaBo)、基幹事務システム(CUBICS)等の情報関連サーバやサービスの運用に関して見直しを行い、クラウドシステムの積極的活用によって費用対効果の高い情報システムの構築を実施した。

（2）長所・特色

2019年度新入生から開始したPC必携化における学生サポートのために、名古屋・豊田両キャンパスの情報センター窓口に学生アルバイトを配置し、学生自身が学生視点でPCに不慣れな学生をサポートしていく学生協働の考え方を取り入れた運用を実施している。

研究活動を促進するため、研究費制度の改革を行い、個人研究者の支援として奨励研究費制度、共同研究プロジェクトの支援として戦略的研究事業を設けるなど、研究活動の活性化のための支援体制を強化している。また、研究成果の社会への還元や外部資金獲得を目指し、産官学連携活動を推進するための規則等を制定するとともに、科学技術コーディネータを雇用するなどの支援体制を整えた。

研究促進の一方、研究不正防止に関する活動に関しても、関連する規程やガイドラインの整備、研究倫理教育の実施など、重点的に取り組んでいる。

本学のウェブサイト、教育支援システム(MaNaBo)、基幹事務システム(CUBICS)等学内各種情報関連サーバやサービスの積極的なクラウド化対応によって、利用機器の削減を実現し、より効率的かつ柔軟な運用が可能となった。また、2012年度から運用を開始した教育支援システム(MaNaBo)の専任教員の利用者数は年々増加してきたが、2020年はCOVID-19の影響によりオンライン（遠隔）授業を実施したことで、全ての教員・学生が利用することになった。

（3）問題点

学生の自主的な学習を促進するための様々な環境整備を行っているが、個人学習室は学

生支援課、コンピュータ自習室は情報センター、ラーニングコモンズ(本学呼称はラーニングスクエア)は図書館が所管する等全体を通しての調整がされていない状況である。また、ソフト面においても「教育支援システム(MaNaBo)や情報教育を所管する」情報センターと「学びの環境整備(教育コンテンツや施設・設備等)の施策を、中期的な視点で企画・立案する」教育推進センターの役割が重複する部分があり、適切な役割分担と協働体制を今後推進していく必要があると思われる。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づき、学生を「自ら考え、行動するしなやかな知識人」へと成長させるため、前項までに記載した各種教育研究等環境を充実させる体制を備えており、ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等の機器・備品等の整備、学生の自主的な学習を促進するための環境整備、図書館、学術情報サービスの提供、研究活動を促進させるための条件の整備、研究倫理に関する取組等を継続して実施している。これにより、本学は大学設置基準に準じ、おおむね良好な教育研究環境が構築されていると言えるが、今後も継続して改善を積み重ねていく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、ウェブサイトで公表している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。なお、この方針は「基本方針」とそれに関連した項目で構成されているが、「基本方針」は以下のとおりである。

- ・教育機能や施設を地域に開放し、生涯学習社会の発展に貢献する。
- ・国や地方公共団体、企業、他大学など学外組織と連携協力し、本学が有する様々な分野の研究成果を積極的に社会に還元する。

また、2014年から10年間にわたる方向性や戦略を明確にしたNEXT10において、「社会連携」の基本方針を以下のように定め、ウェブサイトで公表している（根拠資料 1-13【ウェブ】）。

中京大学の特長を再認識するとともに、知的資産、資源を再整理することにより、本学らしい社会貢献の在り方を検討していく。本学の独自性を活かした活動を通じて、学術の涵養と地域の生活文化の向上、産業の振興などに貢献する。とりわけ、中部圏、愛知県、名古屋市、豊田市を中心とした地域の交流・連携の核となる取り組みを強化する。また、これらを実行するための体制を整える。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

本学の社会連携活動（国内外の大学との連携、産業界・行政機関との連携、地域との連携等）、社会貢献活動等の取組状況は、ウェブサイトにもまとめて公開している（根拠資料 9-2【ウェブ】）。関連する様々な取組を実施しているが、なかでも豊田市との連携やスポーツを通じた活動に大きな特徴がある。

<学外組織との適切な連携体制>

社会連携等の情報を学内で組織的に集約し、意思決定を迅速に進めるために、2018年度NEXT10推進委員会において「社会連携情報集約に関する実施要領」（根拠資料 9-3）、「社会

情報フロー図」(根拠資料 9-4) を策定し、学内周知を図っている。

社会連携等の相談部署として、学外との共同研究については研究支援課、ゼミの外部連携については教務課、海外大学との連携については国際課、スポーツ関連についてはスポーツ振興課とし、情報は広報課に集約している。学長会議において、連携、協定締結などの意思決定がなされる。その判断基準は、本学の社会連携・社会貢献に関する方針、産官学連携ポリシー、知的財産ポリシー及び利益相反ポリシーに反しないこととなっている。

また、学外組織との受託研究・共同研究(以下、受託研究等)においては「中京大学における受託研究・共同研究に係る秘密情報管理規程」(根拠資料 8-18) を制定し(2020 年度から施行)、受託研究等を行う学外組織との連携をより強化していくために必要なリスクマネジメントを適切に行うように努めている。

豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム(以下、「豊田PF」という。)は、2017 年度から、本学が代表校として、豊田市、日本赤十字豊田看護大学、愛知工業大学、豊田工業高等専門学校により設置された。2018 年度に、一般社団法人ツーリズムとよた、2019 年度には宮田電工株式会社が参画した。ビジョン・目標として設定した 12 の課題のうち(後述する図表 21)、各大学等の特色を活かして推進する 9 課題については、課題毎に検討部会を設け、それぞれの幹事校が積極的に推進している。残りの 3 課題(郷土愛の醸成、ボランティア活動の推進、プラットフォーム形成組織の連携強化)は、全ての参画校に共通する課題のため、プラットフォームの全参画団体が集まる運営会議にて推進している。その他、2019 年度に追加した「共同 IR の推進に関する検討部会」では、代表校である中京大学が主体となり、地元就職者数の動向など共同の IR 活動を行っている(根拠資料 9-5【ウェブ】)。

スポーツによる地域連携の推進という観点では、2007 年 4 月から体育会クラブを支援・統括する組織として「スポーツ振興部」を設置し、本学が有するスポーツ資源を活用し、産官学連携のコーディネート業務を遂行している(根拠資料 7-4)。

海外拠点については、台北市立大学との包括連携協定のもと、2017 年に台北市立大学天母キャンパスに本学の海外事務所を置いている。台北事務所を通じて、本学についての情報発信、台湾の大学との研究交流、スポーツ選手の交流の実施など国際交流を進めている。

教職センターでは、名古屋市教育委員会及び豊田市教育委員会に対して、「教職実践演習講演会」の講師派遣を依頼する一方、大学(心理学部・スポーツ科学部)からは、教育委員会、小・中学校に対して「出前授業」の提供、学生ボランティアの紹介・派遣を行っている(根拠資料 9-6)。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

社会連携・社会貢献に関する方針に「教育機能や施設を地域に開放し、生涯学習社会の発展に貢献する」ことを掲げているが、本学が一般市民の知的好奇心、学習に対する欲求に応えるべく取り組んできた事業の 1 つに公開講座があり、1987 年に第 1 回を開催し、既に 32 年以上の歴史がある。

公開講座は教育研究成果を社会に還元するために、本学が設置する学部の学問領域に準じており、「経済・経営」「健康・余暇・スポーツ」「文化・芸術・教育」「ソフトサイエンス」の4つのシリーズから構成されている。本学教員や国内外の学識経験者、芸術家、オリンピック、企業経営者などを講師に講演会あるいはシンポジウムの形で開催している。この数年は関心の高まっているAIに関するテーマやSDGsなどのテーマ、また東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うオリンピックへの関心などからオリンピックによる水泳クリニックなど、図表20に示すように今日的かつ本学の特徴を生かしたテーマに沿った演題で開催されている。

図表20. 過去3年分の公開講座参加者数と主な実施内容

年度	回数	参加者総数	主なテーマ
2017	5	2,588	「ミュージアムの魅力-文化の継承と未来-」「AIが拓く未来の産業」「大転換期に考える伝統と革新」など
2018	6	2,618	「健康になる生活習慣、運動習慣」「長寿社会の光と影-人口減少時代を考える-」「AI時代の信頼と倫理」など
2019	5	2,075	「オリンピック金メダリストアンソニー・アービン水泳クリニック」「AIとロボット」「SDGsを通じたこれからの取組」など

なお、1995年から中京大学オープンカレッジを開講し、地域の生涯学習の機会を提供してきたが、受講者の高齢化等を考慮し、2018年度をもって廃止した。

<地域交流、国際交流事業への参加>

○地域連携

豊田PFでは、基本理念「高等教育機関と豊田市・産業界の連携強化により、人と地域が共に育ち合い、自立した地域社会を実現」に基づき、豊田PFを形成する高等教育機関のリソースを有効活用し、豊田市の地域課題である「郷土愛の醸成」や「地元就職の促進」、「健康意識の醸成」、「スポーツ活動の促進」を始めとした以下12課題（図表21）とそれに対する56の取組を推進している（根拠資料9-7【ウェブ】）。

図表21. 豊田PFの12課題

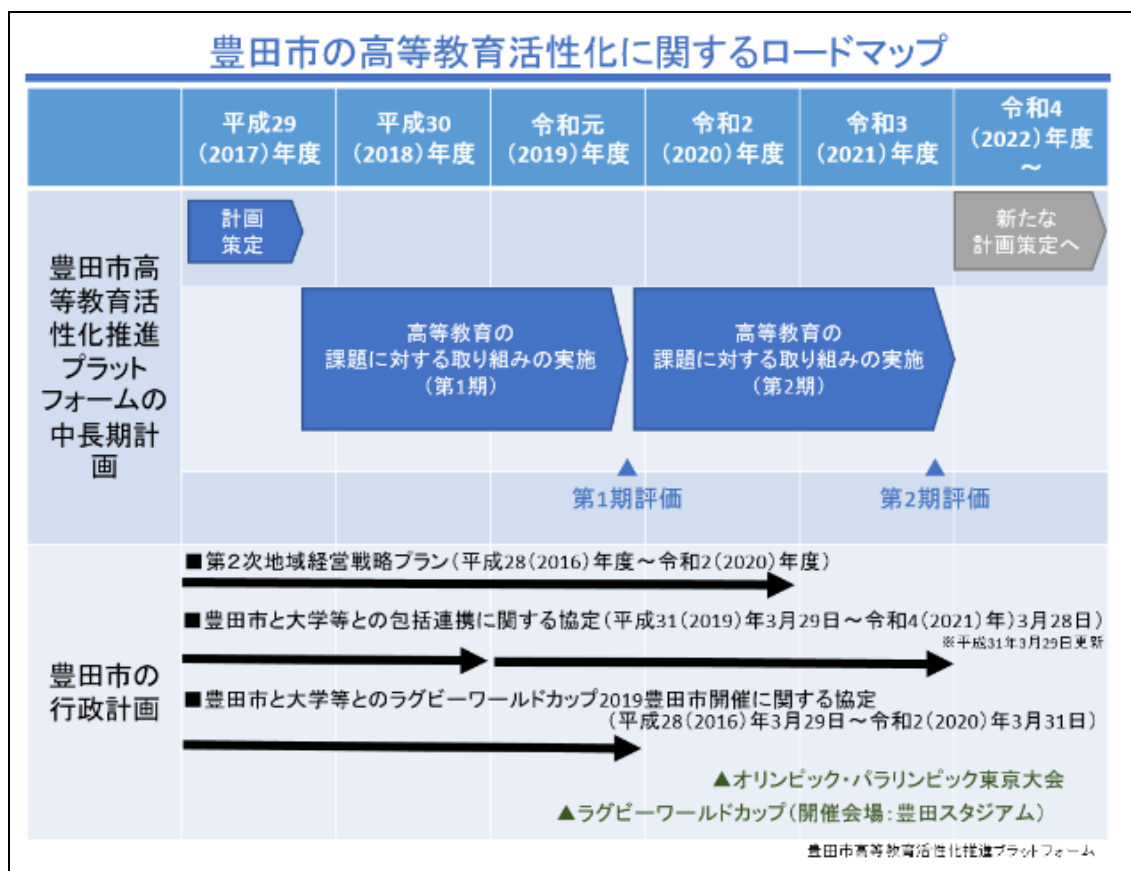
- | |
|---|
| ①郷土愛の醸成、②グローバル意識の醸成、③地元就職の促進、④健康意識の醸成、
⑤防災意識の醸成、⑥環境教育の推進、⑦ボランティア活動の推進、
⑧地域学習支援の推進（学校教育活動支援）、⑨ものづくり事業の更なる展開、
⑩スポーツ活動の促進、⑪生涯学習の推進、⑫プラットフォーム形成組織の連携強化 |
|---|

取組の推進により、地域の課題解決と豊田市の将来計画である「第2次地域経営戦略プラン」や「2019 ラグビーワールドカップ(豊田市開催)」に向けて人と地域が共に育ち合う環

境づくりに寄与することを豊田PFの将来ビジョンに掲げ2017年度より活動している。

実施期間は2017年度から2021年度の5か年となっており（図表22にそのロードマップを示す）、取り組むべき事項とその目標を定めた中長期計画を策定している。計画当初に設定した各種課題について、計画の拡大、進展のため、12の課題のうち、いずれかの課題の取組件数を豊田市行政計画との調整を行いながら、毎年1つ以上増やすことを目標としている。2019年度に設定した各課題の目標及び取組内容、活動指標は、資料のとおりである（根拠資料9-8）。

図表22. 豊田PFロードマップ



スポーツに関連した社会連携としては、スポーツ振興部が中心となり、トヨタ自動車、豊田市、豊田市体育協会、朝日丘スポーツクラブ等の企業、自治体及びNPO法人と様々な連携をしている。また、スポーツによる地域貢献活動として、1985年に大学附置研究所として設立した体育研究所が地域住民対象のスポーツスクールを開催している（根拠資料9-9）。

取組の一例を挙げると、トヨタ自動車、豊田市との産官学連携事業として、地域スポーツの推進、活性化を目的に、産官学の共同事業体「地域スポーツ好循環コンソーシアム」の運営に携わっている（根拠資料9-10）。本学、豊田市、トヨタ自動車の主要3機関と、豊田市体育協会、豊田市地域スポーツクラブ会議で構成され、①スポーツ活動に参加できる仕

組み作り、②健康づくりとスポーツを一体にした提案、③スポーツ関連のボランティア活動の推進、④スポーツ（関連）を通じた郷土愛の醸成、などを柱に事業展開を行い、本学は、大学が持つ資源（施設、人材、知見）を活用し、子ども向けの体力づくり教室や親子ダンス教室、高齢者対象の体力再生教室などで連携している。また、それらの事業の事務局としての役割を担い、各種提案や各団体の調整役など、積極的な運営を行っている。

上記活動の一部として、「2020年度豊田スポーツアカデミーラグビークラス」を開校している。同クラスは、スポーツ庁委託事業の「2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業放課後ラグビープログラム豊田クラス」を発展させた取組として2019年度に立ち上げられた。2020年度は、2020年6月24日から2021年3月3日まで原則毎週水曜日、全46回実施予定である。本学からは、スポーツ振興部に所属する職員がコンディショニングコーチとして実施に携わっている。

また、本学体育会とスポーツ振興部は、豊田市スポーツ協会の支援事業「中学校部活指導」に2016年度から協力している。陸上、バスケットボール部などの学生が20校以上の中学校に出向き、生徒たちの部活動の指導を行っている。なお、2020年度はCOVID-19の影響で直接、指導ができないため、動画により支援することとなった。

2019年度には大学スポーツを軸とした大規模な地域の「お祭り」を産官学連携プロジェクトとして企画し、「中京大学子どもスポーツフェスタ」と銘打って実施した（根拠資料9-11）。子どもの体力向上を課題にしている豊田市において、本学教職員、学生が子どもや同伴する保護者へ様々なスポーツを体験してもらうなど新たなスポーツとの出会いとするイベントで、参加者は1,000組3,000人を超えた。共催、協力企業は、トヨタ自動車、ミズノ、NTT西日本、大塚製薬など、スポーツを通じた地域貢献を重視している。本事業はスポーツによる産官学連携を母体とした地域活性化の先進事例として、スポーツ庁の方針にも合致しており、スポーツ庁委託事業「大学スポーツ振興の推進事業」にも採択されている（根拠資料9-12【ウェブ】）。

2019年度には教育研究への寄与と地域社会への貢献を目的としたスポーツミュージアムを開館した（根拠資料9-13【ウェブ】）。スポーツ史研究の過程で収集した資料の他、大学関係者が寄贈をしたオリンピック関連資料を約3,000点所蔵しており、スポーツの学際的な研究ネットワーク及び地域への社会教育の拠点としての役割を果たすことを掲げている。また、2012年度から特定非営利活動法人日本オリンピックアカデミー（JOA）と共催で、高校生にオリンピック教育を行うユースセッションも毎年開催し、2019年12月の開催は7回目にあたる（根拠資料9-14）。

○国際交流・協力事業

スポーツを通じた国際交流事業にも注力しており、2019年度にはカナダ代表競泳チームの世界選手権大会事前キャンプを豊田市と連携し本学に誘致した。練習施設（プール、フィ

ットネス)の提供だけでなく、カナダ代表チームの選手(リオ五輪メダリスト含む。)による国際交流イベントを企画・実施した。当日は、豊田市、名古屋市及び碧南市などを中心とした小学生63人とカナダ選手6人を交えたオンタイムリレーを実施し、スポーツを通じた国際交流を図った(根拠資料9-15【ウェブ】)。その他、代表チームでは、台湾の陸上チーム、タイの女子ソフトボールチームが豊田キャンパスで本学体育会チームと合同合宿を行っている。

台北事務所を通じて、包括協定校である台北市立大学、銘傳大学及び本学の3大学でサッカー国際親善試合を2020年2月に実施を予定していたが、COVID-19の影響により延期することになった。硬式野球部では国際親善試合を包括協定校である台湾国立嘉義大学と日本、台湾において定期的に行っている(根拠資料9-16【ウェブ】)。

また、本学は2017年に独立行政法人国際協力機構(JICA)と、開発途上国における支援のため、教員及び学生を派遣する連携事業の覚書を締結した(根拠資料9-17、根拠資料9-18)。本事業は、開発途上国におけるスポーツ分野での技能向上を支援するとともに、大学の国際協力分野における人材育成に資することを目的に行われている。2019年度を含め現在までの3年間、本事業に本学のソフトボール部及び柔道部の学生延べ約60人をそれぞれボツワナとアルゼンチンに派遣した(根拠資料9-19【ウェブ】)。また、これらの部に属する学生が在籍するスポーツ科学部・工学部・現代社会学部・経営学部において、当派遣事業に参加した学生の活動に対する単位認定が認められている。2020年度以降も覚書を見直し、さらに3年間本事業を進めていく予定である。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

<社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価>

NEXT10で定めた推進事項の進捗状況を担当部門ごとに精査し、期末に担当役員が確認をして、学長会議で定期的に点検・評価し、改善を行っている(根拠資料9-20)。

社会連携・社会貢献活動を包括的に審議する全学委員会は置いていないが、関連する委員会において毎年、点検・評価を行っている。一例をあげると、教職センター委員会は、名古屋市教育委員会及び豊田市教育委員会と包括的協定を結んで活動している教職センターの取組を総括し、自己点検・評価委員会に報告している(根拠資料9-21)。自己点検・評価委員会の点検結果はさらに教育質保証会議に提出され、必要に応じて、教育質保証会議議長(学長)から当該委員会に改善の指示を出す仕組みになっている。

豊田PF運営会議設置要綱第9条に基づき、2019年4月26日の豊田PF運営会議にて、2018年度の活動の評価を行った。また、豊田PF運営会議設置要綱第10条に基づき、2018

年度の評価結果及び2019年度前期の活動状況を踏まえ、中長期計画の記載内容を見直した。見直しを行った中長期計画については、2019年9月に改定版としてウェブサイト公表している（根拠資料9-7【ウェブ】）。

なお、豊田PFは、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団における私立大学等改革総合支援事業タイプ3（プラットフォーム）の補助事業の一環として実施しているが、2019年度における補助事業の基準期間が、2018年9月1日から2019年9月30日までとなっているため、2019年9月中に、当該期間の「中長期計画の進捗状況及び評価に関する情報」を、当初の計画に対する達成度で5段階の評価指標により評価のうえ、ウェブサイトにて公表を行った（根拠資料9-22【ウェブ】）。

スポーツミュージアムについては、中京大学スポーツミュージアム規程（根拠資料3-10）に基づき、運営委員会を開催し、年度内事業の振り返りを行い、次年度の特別展示など事業計画を立て実行に移している（根拠資料9-13【ウェブ】）。

2019年度に実施した「中京大学子どもスポーツフェスタ」は、「大学スポーツを通じた地域活性化×収益力向上に向けた試験的取組」としてUNIVAS Award19-20「スポーツ統括部局/SA賞」部門「優秀賞を受賞するなど高い評価を受け（根拠資料9-23【ウェブ】）、2020年度もトヨタ自動車、ミズノなどの民間企業とも協力し、COVID-19の対策を講じるなどの改善を加え11月に実施する企画を立てた。しかし、直前の感染状況を踏まえ中止した。

（2）長所・特色

本学が有する豊富なスポーツ資源は東海地域では比類がなく、スポーツを軸とした教育研究成果を地域社会へ還元することは本学の使命と考えている。これまでオリンピック・パラリンピック選手を延べ130人以上を輩出し、体育会所属学生が2,400人を超え、専門競技種目を教育研究対象とする教員が数十人いる本学が、豊田市をはじめとする近隣自治体住民の健康増進、子どもの体力強化、スポーツの促進などの地域課題に取り組むことは大きな特色といえる。

（3）問題点

2018年度まで行っていたオープンカレッジ事業は、受講者の高齢化、地域貢献度の低下により廃止となった。いかに現役世代の社会人に本学の研究、教育成果を還元するかを、公開講座やスポーツイベントなどで検討を重ねている。

豊田PFでは、豊田市の課題に対し、豊田市、高等教育機関及び企業と連携しているが、この事業を通じた相乗効果を一層高めていくためには、各団体の関係だけではなく、それぞれの内部の各部署の有機的な連携を深めていくことが必要不可欠である。効果的に本事業の展開が図れるよう、引き続き関係深耕に向けた取組を行う必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、建学の精神、社会連携・社会貢献に関する方針、NEXT10 等に基づき、学外組織との連携体制を構築し、学内の情報集約、意思決定を明確にして、社会連携活動、国際交流活動、地域交流事業などに取り組んできた。

以上のことから、本学の理念・目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、それに基づき学外組織と連携し、社会貢献や地域交流に取り組むとともに、教育研究成果を国内外に発信していると判断できる。また、その適切性について、客観的かつ妥当な点検・評価を行っており、社会的にも成果が出ており、大学基準に照らして良好な社会連携・社会貢献を実現できていると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

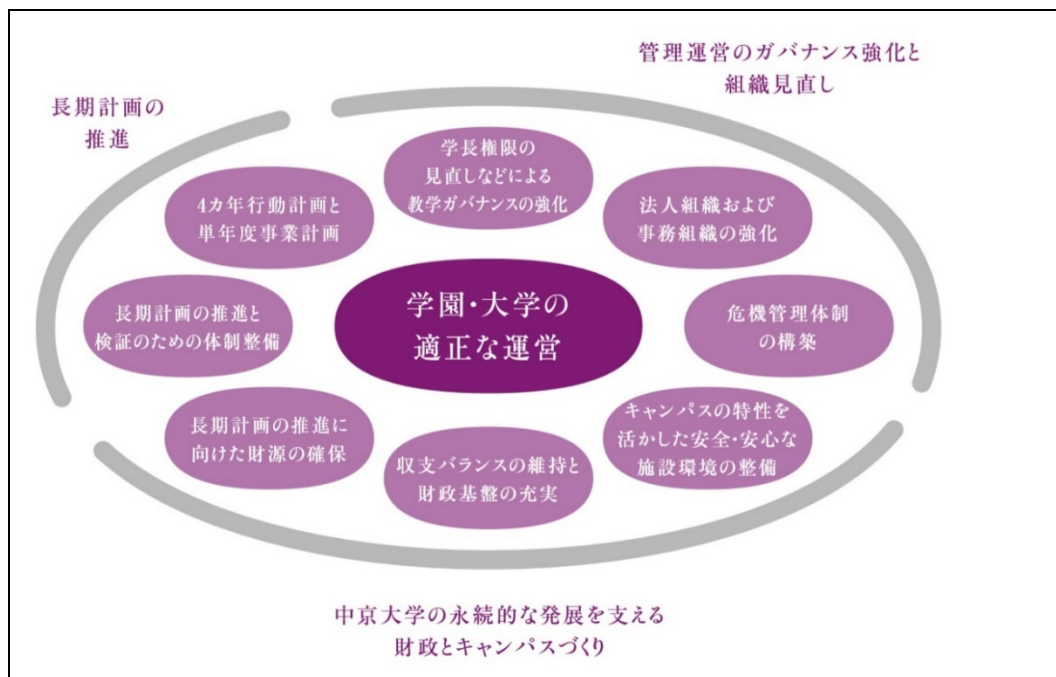
<p>評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示</p> <p>評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知</p>

第1章で示したように、本学は、開学60周年を迎えるのを機に、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を教育研究等の活動において具現化していくことを目指し、2014年から10年間にわたる方向性や戦略を明確にしたNEXT10を策定した(根拠資料1-13【ウェブ】)。その中で、「管理運営」の基本方針を以下のように定めている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①理事会と教学の連携を深め、協調的な大学の運営をめざす。 ②法令を遵守し、かつ、公正・透明な大学運営を行う。 ③財政規律維持のための財政指標を設定し、健全経営を継続する。 ④教職協働で諸課題にあたり、全学的に情報を共有しながら改革を推進する。 ⑤業務構造を見直し、業務の高度化・効率化を追求する。 |
|--|

本基本方針を踏まえ、NEXT10では、以下の図表23の項目について具体的な長期計画を示している。

図表23. 「管理運営」の基本方針を踏まえたNEXT10の取組



同時に、法人の第I期中期経営計画において、「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び「4. 継続性の確保」の4つを指針にガバナンス改革を推進することを明示している（根拠資料1-19【ウェブ】）。

これらの方針を示したNEXT10及び第I期中期経営計画を広くウェブサイトで公開し、周知を図っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<学長等の役職者の選任方法、権限等>

学長の選出等は、「中京大学学長に関する規程」（根拠資料10-1）に拠る。その前文に「学長は、学問の自由を尊重しつつ、私立大学として掲げる理念に基づく教育目標の達成に鋭意努め、教育の質を高め、研究を発展させるため先頭に立ち、大学の所属職員を統督するとともに、学生が安全且つ安心して教育を受けられるよう配慮し、また教職協働のもとに学生を自立した知識人たるべく教育するとともに、大学教育の前提ともなる高い研究力を目指すにあたり、学生・教員・職員の求めに適正に応えつつ、リーダーシップを発揮して常に大学の活性化を導き、さらには理事として、理事会とともに大学の経営に携わり、その健全な発展に寄与しなければならない。本規程はこれをおるべき学長像とし設けられるものである。」とあり、学長の選出は、「本規程前文に基づき常任理事会で選考し、理事会の議を経て、理事長が任命する」と定めている。また、その責務は「本規程前文の趣旨を遵守し、校務をつかさどり、所属職員を統督する」としている。

学長以外の役職者については、副学長に関することは「中京大学副学長に関する規程」（根拠資料10-2）に、学長補佐に関することは「中京大学学長補佐に関する規程」（根拠資料10-3）に拠る。副学長は、管理運営及び教学全般に関する学長の補佐や学長の代行を、学長補佐は教学全般に関する学長の補佐を職務とする。また、選任に当たっては、副学長、学長補佐とも、学長が選考、理事長に推薦し、理事長が理事会の審議に付し、決定する。

また、学部長等の任命に関しては「中京大学学部長・研究科長等の役職者に関する規程」

(根拠資料 10-4) に従い、学部長等は、学長が常任理事会に諮り、その審議を経て、理事長が任命することになっている。学部長等の職務については学則(第3条第5～10項)に規定してある(根拠資料 1-1【ウェブ】)。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備>

学長の意思決定に係る組織として「学長会議」がある。学長会議は、学長、副学長、学長補佐、行政本部局長等を構成員とし、本学の教育研究に関する重要事項、本学学生への厚生補導に関する重要事項、常任理事会が諮問する事項等を審議する(根拠資料 2-2)。また、学長を議長とし、学部長等を主な構成員とする教学審議会においては、学則その他の重要な規程に関する事項、学部等の設置や収容定員に関する事項、部局の連絡調整に関する事項等を審議する(学則第15条)。

執行に関しては、上記の組織以外に学長の下に教育質保証会議、研究推進会議及び学生支援会議を置くとともに、全学の委員会(教務委員会、大学院委員会、入試委員会、予算委員会、学生生活委員会、キャリア教育・支援委員会、図書委員会、研究振興委員会、研究倫理委員会、防災委員会、キャンパス・ハラスメント防止委員会、個人情報保護委員会等)を整備・規程化し、それらの委員会を通じて各学部施策が伝達され、事務組織である行政本部が一体となり、それぞれの責務を果たしている。

<教授会の役割の明確化>

学部教授会の役割は、学則で以下のとおり規定している。これは、2015年4月1日の学校教育法の改正を踏まえ、教授会と学長の役割を明確化させたものである。

学則第48条 学部教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

なお、各学部(大学院は研究科)の教授会(研究科委員会)の運営、審議事項等に関しては、各学部の教授会内規(研究科委員会内規)で定めている(根拠資料 10-5、根拠資料 10-6)。

<大学と学校法人の権限と責任の明確化>

大学(学長会議、教学審議会、学部教授会等)は、教育・研究等の教学に関する権限と責任を有し、学則等の大学の規程に拠る。一方、法人(理事会、評議員会、常任理事会、執行

役員会)は、大学運営等の経営に関する権限と責任を有しており、「学校法人梅村学園寄附行為」等の法人の規程に拠る(根拠資料1-4、根拠資料10-7【ウェブ】)。

また、大学の最高責任者は学長であり、法人の最高責任者は理事長である。本学は、学長と理事長は別人物のことも同一人物のこともあるが、上記のとおり、学長及び理事長の責任と権限が明確に分かれている。一方、学長と理事長が別人物の場合、学長は法人の理事になることが規定されており(梅村学園寄附行為第6条)、大学と法人は密接な連携が保たれる仕組みになっている。

<学生、教職員からの意見への対応>

学生から意見を集める取組として、「授業改善のためのアンケート」、「授業環境・学内環境に関するアンケート」、「学生生活アンケート」等の定期的なアンケートのほか、パソコン必携やオンライン授業等のそれぞれの課題に応じたアンケートを実施している。「授業改善のためのアンケート」では、教員の返答(総合コメント)を教育支援システム(MaNaBo)に掲載し、「授業環境・学内環境に関するアンケート」では主な回答をウェブサイトに掲載するなどのフィードバックを行っている(根拠資料2-29【ウェブ】、根拠資料8-43【ウェブ】)。

教員からの意見は、毎月開催される教授会において取りまとめられ、主として関連する全学の委員会で審議される。また、学長主催の学部長懇談会、研究科長懇談会、副学部長懇談会をそれぞれ年数回開催し、部局の事情を聴取し、同時に大学の方針を伝える機会を設定している。行政職員(本学では事務職員を行政職員と称している。)については、点検・評価項目④で詳細を記載するが、上司による面談や役職ごとの情報共有の場で意見聴取、対応等の場を設けている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算編成>

予算編成に当たっては、「学校法人梅村学園寄附行為」(根拠資料1-4)及び「経理規程」(根拠資料10-8)に基づき、前年度の理事会において予算編成方針を決定し、教学部門に対しては予算委員会で、行政部門に対しては予算申請説明会で周知を行っている。

教学・行政部門の各部署は編成方針を踏まえ、予算申請書を作成し、財務部に提出する。財務部では申請された内容を確認・精査した後、全部署に対して、予算責任者同席のもと予算ヒアリングを実施している。ヒアリングでは主に新規案件の場合は部署目標との関連性などについて、継続案件の場合は金額増減の要因について説明を求め、申請金額の妥当性を確認することを目的としている。財務部では、ヒアリングの内容等に基づき予算内示案を作成し、理事会の承認を経て、予算内示を行っている。

なお、前年度の予算の執行状況を財務部において分析し、予算委員会等を通じて各部署へフィードバックすることによって、各部署が次年度予算を申請する際の検討材料としているが、大学全体として予算の費用対効果を点検・評価する仕組みについては十分構築されていない。

<予算執行>

財務部では予算執行に先立ち、年度初めに教学・行政部門に対する予算執行説明会を実施している。説明会では「予算執行の留意点」（根拠資料 10-9）に基づき、基本的な予算執行ルールを説明することで、厳格な予算執行、内部統制に対する構成員の意識を高めている。特に一定金額以上の予算案件の執行に当たっては、事前に執行伺い書を提出させることによって、透明性の高い業者選定及び適正な価格での調達を図っている。こうした予算の執行、出金手続に当たっては「学校法人梅村学園行政本部職務権限規程」（根拠資料 10-10）で定められた決裁者によって適切に承認処理が行われている。

また、施設等の大規模工事に関わる契約については理事会のもとに工事ごとに業者選定審査委員会を設置し、「工事等の契約に係る業者選定の取扱要領」（根拠資料 10-11）に基づき入札を実施している。

不正防止の観点から、教学・行政部門とも消耗品、印刷物等の発注に当たっては、注文書の発行及び納品確認を発注金額に関わらず全品目において義務付けている。

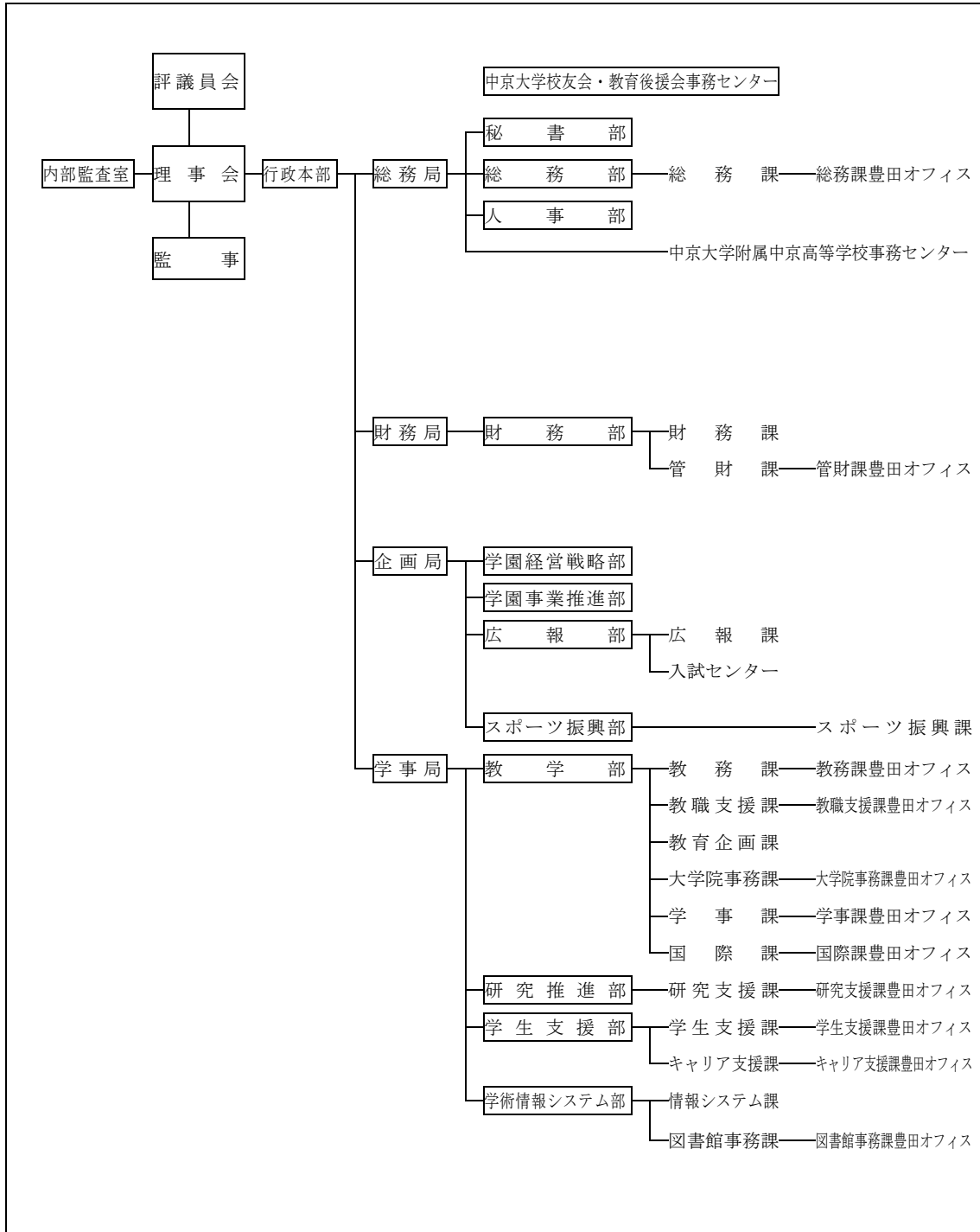
点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1: 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学園は、事務組織を行政本部と称しているが、2020年度の行政組織図（図表 24）は次のページのとおりである（根拠資料 10-12）。

図表 24. 行政組織図 (2020 年度)



教育研究活動を直接的に支援するのは学事局に置かれる各部課であるが、法人及び大学運営全般にわたっては総務局、財務局及び企画局の各部課も含め協力して業務に当たっている。また、本学は名古屋と豊田の2つのキャンパスを有しているが、豊田キャンパスには必要に応じて各課の豊田オフィスを設けている。

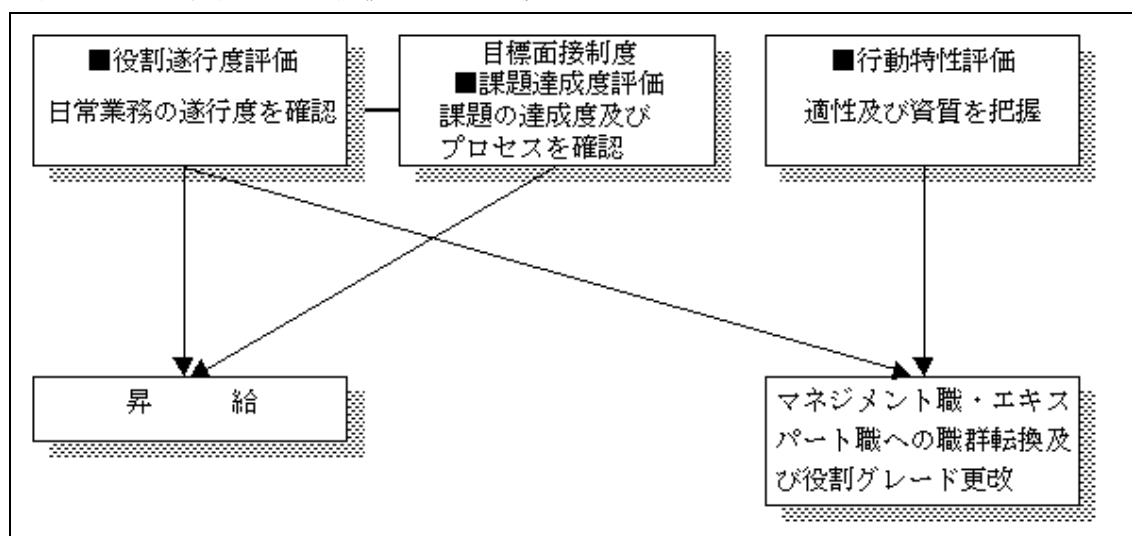
＜職員の採用、評価等＞

行政職員の採用等に関しては「学校法人梅村学園教職員（行政職）任用規程」（根拠資料 10-13）に、評価及び役職任免等に関しては「中京大学行政職員人事規程」（根拠資料 10-14）に基づいて行われる。業務が多様化、専門化する中、組織における役割・責任を明確にするため「役割グレード制度」を設けており、行政職員が行政総合職として採用された後、まずはマネジメント職（管理監督型人材）への登用を目指し、その後、役職定年制度等に応じてエキスパート職（経験活用型人材）へ転換される。また、人材の代替が困難な場合のためにプロフェッショナル職（高度専門型人材）を配置できるようにしている。さらに、それぞれの職群の中で役割グレードが更改される仕組みになっている。また、2019年度から新たに特定業務職（根拠資料 10-15）の採用を開始した。特定業務職が定型業務の主たる担い手となることで、行政職員が企画・政策立案業務に専念できる体制の構築を目指している。

人事考課に基づく評価と処遇への反映については、中京大学行政職員人事規程に基づき、以下の図表 25 に示すように、各種評価に基づき昇給、職群転換及び役割グレード更改を行っている。役割遂行度評価では日常の業務に必要な職務行動や基本的能力の発揮度を、課題達成度評価では業務の成果とその達成プロセスを、行動特性評価では仕事の専門性や新たに求められる役割・役職のベースとなる能力・適性・資質を、それぞれ評価する。

本学の人事考課については、その詳細をまとめた冊子「梅村学園教職員（行政職）の人事制度について」（学内資料）を作成し、全行政職員に配付するとともに、採用研修時に活用するなどの取組により行政職員への理解を図っている。

図表 25. 人事考課に基づく評価と処遇への反映



行政職員は、希望する業務、将来の方向性等の個人の意向を毎年確認する「職務チャレンジ申告」を行うことになっており、期首、期中、期末に上司による面談を実施している。また、毎月、部長クラス（付部長、副部長を含む。）、課長クラス（課長補佐を含む。）、主任・

係長等の役職ごとに理事長、学長等も交えた情報共有の場があり、学園・大学運営に係る様々なテーマを主題として構成員の意見や要望を確認する機会になっている。

<教職協働>

教職協働に関しては、NEXT10 において「SD活動の一層の推進による、職員の専門性の向上と教職協働体制の構築」を施策の1つとしている（根拠資料 1-13【ウェブ】）。全学の委員会運営、学生支援・キャリア支援等の様々な場面で教職協働を行っており、また、後述するようにSD活動を実践している。

2019年度以降、行政職員が学部の副学部長（2019年度及び2020年度は3学部、2021年度は2学部）や学長補佐（2019年度及び2021年度）に就くなど、教員と職員が協働して教学運営に関わる体制をさらに推進した。

しかし、職員の専門性の向上という観点ではまだ不十分な点もあり、専門性向上に向けたSDの充実が必要になっている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1: 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

<スタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施>

本学では「中京大学におけるスタッフ・ディベロップメント(SD)に関する実施方針」（根拠資料 10-16【ウェブ】）のもと、組織的なSDを実施している。なお、SDに関しては行政本部の人事部が所管している（根拠資料 7-4）。

教職員に原則として義務付けている階層型のSDは以下の図表 26 のようなものがある。

図表 26. 階層型SDの種類

対象		SD（研修等）の概要
行政職員	新任	新任行政職研修、新入職員フォローアップ研修、ビジネス文書研修（人事部、外部講師）、私大連オンデマンド研修
	一般	課題解決力研修、オンライン英会話研修、PDPオンデマンド研修
	主任・係長	主任・係長会における課題解決力向上のための情報共有、評価者研修、係長研修、通信研修「革新管理者（基本）」
	課長クラス	課長会における生産性向上のための情報共有、通信研修「革新管理者（実践）」、課長職鍛錬スクール
教員	新任	新任教員研修

そのほか、選抜型のSD（研修出向、キャリア・ディベロップメント研修、業務創造研

修、アドミニストレーター研修、私大事務局長会職員研修会等)、自己啓発補助型のSD(大学院学費等補助制度、資格等取得補助制度等)、行政本部各部署によるSDを実施している(根拠資料10-17)。

なお、2019年度には、SD活動を強化するために、全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)のオンデマンド講義のうち、本学が指定したSDに関する講義を全教職員が受講する取組を実施した(根拠資料10-18、根拠資料10-19)。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<委員会活動に関する点検・評価、改善>

本学では、2018年度から自己点検・評価委員会において、全学の委員会活動を点検・評価する仕組みを導入した。大学運営に関連する委員会としては、予算委員会、防災委員会等が、その年度の活動をまとめた自己点検・評価報告書を作成し(検討・実施事項として重点課題の設定、実際の実施内容・成果、今後の課題等を記載)、自己点検・評価委員会が確認した後、教育質保証会議に提出することになっている(根拠資料2-18)。

この委員会活動に関する活動の中で、予算委員会では予算申請書の適切な作成に資するために、予算申請書作成要領(改訂版)及びFAQの作成・配付を、防災委員会では、障害のある学生に関する災害時対応のマニュアル化と教職員への周知等の点検に基づく改善を実施した。

<監査の状況>

○監事監査

本学を設置する「学校法人梅村学園」は、2019年度から、監査制度の充実を図るため3名の監事のうち1名を常勤とした。

常勤監事は、週5日フルタイム勤務で、常任理事会、執行役員会等の学園の主要な会議に出席するほか、教学関係の委員会、部長会議等の大学内の会議にも毎回出席し、法人及び理事の業務について日常的にモニタリングしている。モニタリングによる情報は非常勤監事と共有され、監事監査に活かされている。

監事監査の対象は、「学校法人梅村学園監事監査規程第4条第1項」(根拠資料10-20)において、「本法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況」とされている。学校法人の業務は経営面と教学面があるが、常勤監事着任後は、これまで財産監査に偏りがちであった監事監査において、教学監査を含む業務監査の実質化を進めている。

監事監査の結果は、大学運営の改善・向上に向けた取組として公表する監事監査報告書に

加え、必要に応じて個々の監事が監査意見書を作成し、理事長に具申している（根拠資料 10-21【ウェブ】）。

○内部監査

内部監査室は、監査手続の標準化を進めるため「内部監査業務基準」（根拠資料 10-22）を2018年に改正した。内部監査において持続的に学園の業務の適正化及び効率化を図ることができるよう、内部監査年度計画及び個々の監査の実施計画の策定、予備調書・監査調書、監査報告書等の作成などの監査プロセスを当該基準で明文化している。

内部監査室は、監査の最終的な手続であるフォローアップを重要視し、内部監査室の指摘・提言事項に対する措置回答書には、具体的な措置状況又は時期を明確にした措置計画等の明記を、監査対象部門に求めている。

○監査法人による監査

本学を設置する「学校法人梅村学園」は、毎年、独立監査法人による監査を受け、経営及び財政の状況を全ての有用な点において適正に表示していると認められている（根拠資料 10-23）。

監事、監査法人（公認会計士）及び内部監査室の連携のために、三者による情報交換会を年に一度行っている。また、それぞれの監査に立ち会うなどの連携を強化する取組を開始した段階である。

（2）長所・特色

本学の学長選考は、理事会の議を経て、理事長が任命する。また、学部長は学長が常任理事会に諮り、その審議を経て、理事長が任命する。また、理事会（理事長）、学長、学部（教授会）の役割も明確になっており、それぞれの権限のもと大学運営を行う体制が整備されている。あわせて、2019年度には常勤監事の着任に伴い、これまであまり取り組んでいなかった教学監査に本格的に着手した。

（3）問題点

専任の行政職員の教学及び大学運営に関するSD活動を実施しているが、まだ十分とは言えない状態にある。特に行政職員の専門性の向上に関してのSDの推進が必要となっている。

また、常勤監事による監査をさらに充実させるため、監事、公認会計士及び内部監査室の連携体制を構築する必要がある。この三様監査体制の確立は、私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」の「実施項目」に記載されている。監事と公認会計士及び公認会計士と内

部監査室の情報交換会を行っており、また、それぞれの監査に立ち会うなどの取組を実施しているが、本法人の健全な運営、ステークホルダーのみならず社会からの信頼・透明性の確保等を持続的に発展させていくために、三者の情報交換の場を増やし、三様監査の充実・強化を図っていく予定である。

(4) 全体のまとめ

NEXT10 及び I 期中期経営計画において大学運営の方針を示し、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

学長、副学長をはじめとする役職者は規程を定めて選任しており、教授会等の役割・権限等も学則に明示し、適切な大学運営を行っている。予算編成及び予算執行についても規程に基づき適切に行っている。法人及び大学運営のための事務組織として行政本部を置き、適切に機能している。行政職員及び教員に対する組織的なSDを義務付けている。監事監査を含め、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1: 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
 評価の視点2: <私立大学>
 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<中長期財政計画の策定について>

本学では、2019年度に理事会の下に経営計画策定委員会を設置し、2020年度から学園創立100周年である2023年度までの4年間の第I期中期経営計画を策定してウェブサイトで公開している（根拠資料1-19【ウェブ】）。中期経営計画の検討過程の中で、中長期的なキャンパス整備計画や資金収支計画（学納金収入、人件費支出等）、学部学科設置計画を基にした財政シミュレーションを実施し、上記中期経営計画に反映させている。特に中長期キャンパス整備計画については、単に老朽化した施設を建て替えるのみではなく、理想的な教育研究環境の実現を目指し、ICTを活用した未来的な教室の在り方、学生の導線、滞留スペースの確保などを総合的に勘案したキャンパスマスタープランを構想している（根拠資料10-24）。

<財務比率の指標について>

個々の財務比率において目標値は設定していないが、理事会における予算編成方針の中では事業活動収支の目標値として、短期的には基本金組入前当年度収支差額を10億円以上、収支差額比率を6%以上確保すると定め、中長期の観点では2023年度以降は基本金組入れを加味した当年度収支差額の均衡化を目標とし、安定した入学者の確保、経費の削減、外部資金の獲得等、計画的に準備を進めることとしている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1: 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
 評価の視点2: 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
 評価の視点3: 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

<財政基盤の確立状況について>

過去5年間の梅村学園及び中京大学の財政状況は大学基礎データ（表9、表10、表11）、財務計算書類（根拠資料10-25）、財産目録（根拠資料10-26）、事業報告書（根拠資料10-

27) のとおりである。

事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）は過去5年間の平均でプラス9.1%と全国平均*と比較して安定的に推移している。収入面では学生生徒等納付金比率は88.5%（学生生徒等納付金／経常収入）であり、本学では、納付金比率が全国平均よりも高い傾向が続いている。また、補助金比率（補助金／事業活動収入）が5.5%、寄付金比率（寄付金／事業活動収入）が1.2%と全国平均よりも低い数値となっている。このことは学納金以外の収入源が十分確立されていないことを示す一方、本業である教育面においては、入学志願者数が好調に推移しており、安定的に学生数が確保できていることの証左でもある。支出面では人件費比率（人件費／経常収入）が47.4%、教育研究経費比率（教育研究費／経常収入）が33.9%とほぼ全国平均と同等の水準で維持されている。

また、過去5年間の梅村学園の貸借対照表関係比率は、大学基礎データ（表11）のとおりである。財政的な安全性をみる純資産構成比率（純資産／（総負債＋純資産））は2019年度末においては87.4%とほぼ全国平均と同水準にある。一方、総負債比率（総負債／総資産）は12.6%であり、こちらも全国平均にほぼ等しい。

なお、2018年4月1日に新設法人である学校法人三重高等学校に対して、法人の分離処理を行い、松阪地区の3校を移管した。そのため、5ヵ年連続貸借対照表（様式7-1）で見るとおり、2017年度から2018年度にかけて資産総額が減少しているが、相対的な総負債比率などの財政バランスについては大学基礎データ（表11）のとおり大きな変化はない。

以上の点から本学の財政基盤は比較的安定していると判断できる。

※全国平均：日本私立学校振興・共済事業団『令和元年度版今日の私学財政（大学・短期大学編）』医療系法人を除く大学部門及び大学法人の財務比率表より。

また、監事及び監査法人による監査を受け、その結果は監事監査報告書（根拠資料10-21【ウェブ】）及び独立監査法人の監査報告書（根拠資料10-23）のとおりである。

<教育研究活動の遂行と財政の確保策について>

NEXT10 重点化プロジェクト「教育・研究にかかわる予算制度検討プロジェクト」で約2年にわたる検討の結果、2018年度から教学部門予算制度の見直しを行った。従来は学生数、教員数などに応じた予算額が自動的に配賦されていたため、部門によっては執行率が低い、本来の教育目的ではない予備費的な執行が散見されるなどの問題点が指摘されてきた。これを原則教育目的予算と位置づけ、「必要なものを必要なだけ申請する」概算要求方式に改めることで限られた財源を有効に活用することを狙いとした。また、申請された予算を審査するために常任理事会の下に予算審査委員会を設け、査定の透明性、合理性を担保した。行政部門については、従来から経常予算と事業予算に分けて申請をする方式であり、経常予算については原則ゼロシーリング又はマイナスシーリングであるが、事業予算については理

事会、大学の方針に合致するもの、優先度の高いものについて予算措置を行い、事業の選択と集中を実践している。

また、収入面においては安定的かつ持続的な財源を確保するため、2019年度学部入学生から学費の改定を実施した。同時に学年によって異なっていた授業料を同一とするなど、学費体系そのものを見直すことによって学生、保護者への説明責任を高めている。

さらに、補助金の獲得と特色ある教育研究活動の推進や産業界との連携、地域におけるプラットフォームの形成などの両立を目的とした「私立大学等改革総合支援事業」では、2018年度はタイプ2（産業界の連携）とタイプ5（プラットフォーム形成）、2019年度はタイプ3（地域社会への貢献プラットフォーム型）とタイプ4（社会実装の推進）に選定されている。また近年は空調設備の更新、耐震施設改修等に当たっても文部科学省の私立学校施設整備費補助金等に積極的な申請を行い採択されている。

<外部資金の獲得状況について>

2018年度から導入した奨励研究費制度は、科学研究費助成事業（科研費）等競争的資金の審査結果によって助成額の傾斜配分を行うものであり、研究者のモチベーションアップをはかる目的で創設された（根拠資料6-21）。その結果、科研費の応募件数は2017年度94件から2018年度は153件と大幅に増加し、採択件数も60件から82件へと増加し、その後も2019年度104件、2020年度108件と増加傾向が続いている。また近年、研究支援体制を整備したことに伴い、企業からの共同研究、委託研究、奨学寄附金などの外部研究費も2015年度の49件79,571千円から2019年度は57件146,524千円と順調に増加しており、本学の研究充実と社会への研究成果の貢献が表れている（大学基礎データ（表8））。

また、2023年度に迎える学園創立100周年事業の一環として「梅村学園100周年記念寄付金」の募集に積極的に取り組んでおり、2021年1月末までに約17億円の寄付を集めている。

資産運用については従来、リスクのある運用を避け、金融債券等の購入には積極的に取り組んでこなかったが、2019年度に「学校法人梅村学園資金運用に関する規程」（根拠資料10-28）を制定し、毎年度資金運用方針を定め、透明性の高い運用体制を整備することとした。

2016年1月には梅村学園100%出資の事業会社「中京大学サービス株式会社」を設立し、施設の外部貸出のほか、多様な収益事業を展開することによって、学園財政基盤への貢献を図っている（根拠資料10-29【ウェブ】）。

（2）長所・特色

過去5年間の事業活動収支においては安定的に経常収支差額のプラスが維持できている。また、貸借対照表上からも適切な資産構成の水準が維持できている。2019年度に行った学費の改定と適正な学生数の確保は確実な収入財源として寄与しており、今後も本学がより高度な教育研究活動を遂行する上で安定した財政運営が可能である。

(3) 問題点

老朽化する施設設備の維持費用、また更新のための財源として今後多額の資金が必要となるが、現状では更新のための積立金が十分に用意されているとはいえない。限られた財源の有効活用がより一層求められる。そのため、学費以外の収入強化策と並行して、業務の効率化、経費節減策に継続して取り組むとともに、予算執行に伴う効果を検証、評価するための仕組みの確立を目指していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

現状において、本学が安定的・持続的に教育研究活動を遂行するための財政基盤は良好な状態にあり、おおむね適切であると考えます。今後は、教育研究事業の多様な展開に向け、学納金収入以外の収入財源を確保する努力を不断に行っていく。また、支出の見直しを推進するとともに、老朽化する施設の更新、空調工事等については、優先順位を設定し、現在構想中のキャンパスマスタープランをブラッシュアップし、より効果的かつ効率的な施設整備を実施していく予定である。

終章

1. 総括

本学は、第2期の認証評価受審後、2018年に「中京大学の教育活動に関する内部質保証方針」を定めて内部質保証システムの構築の柱とし、その方針に従って教育を中心とする活動及び自己点検・評価活動を実施してきた。まだ卒業生を送り出すサイクルが完了していないため、本報告書は、その諸活動の成果の中間報告としての意味合いが強い。

第2期の認証評価における本学の点検・評価報告書では、学部等の活動を中心に記載し、その分量は400ページに迫るものであった。第3期においては、大学全体の活動に関する内部質保証システムの稼働、つまり全学的な教学マネジメントの確立を目指し、本報告書においてもその観点を踏まえたものになっている。もともと、教育活動の現場は学部等にあり、そこでの持続的な教育改善活動が基盤になっていることに変わりはなく、本報告書では、それらの学部等の教育改善事例を十分に記載していないものの、報告書の作成は、学部等の活動の調査、関連資料の収集等を通じてなされたものである。この作成過程において、全学的な教学マネジメントの推進が学部等の活動の改善・向上につながっていることを確認することができた。

2020年度の授業開始前、思いがけずCOVID-19への対策が必要になるという事態に見舞われ、急遽、授業のオンライン化と、それに対応するための教員・学生への支援策の実施という想定外の対応をすることになった。その際、本学独自の教育支援システムであるMaNaBoの積極的な活用や、学生の個人用パソコン必携の取組等を既に進めていたことが幸いし、個々の教員・学生の努力と順応力により、大きな混乱なく授業を実施できた。COVID-19への対応による教職員の業務負担という側面はあったものの、自己点検・評価活動は全学の方針に沿った日々の改善活動の蓄積であり、今回のような緊急事態が生じたとしても、本質的な部分においては変更なく継続できたと考えている。

2. 今後の展望

先に、全学的な教学マネジメントの推進が学部等の活動の改善・向上につながっていると述べたが、当然ながら課題も残されている。個別の課題は、本章中の各章でも記述しているので省略するが、最も重要な観点は、個々の取組が全体の成果につながっているとは必ずしも言えない点である。一例をあげるなら、アクティブ・ラーニングの推進、科目ルーブリックの導入、ICTの活用、カリキュラムマップの作成等の取組は個別の取組としては一定の成果が出始めているが、総体としての制度設計の趣旨が教員・学生に十分に理解されているという段階には至っていない。これらの課題に対しては、2018年度から運用を開始した、本学の内部質保証システムのサイクルを回していくことで、有効な効果が出ることを期待したい。

大学の教学運営に関しては、その改善を内部質保障システムのみを梃にするのではなく、

あらたに採用した常勤監事による教学監査をはじめ、様々な制度や仕組みを十分に活用して推進していくべきものと考えている。教学運営の指針として、一般社団法人日本私立大学連盟の「私立大学ガバナンス・コード」(2019年6月25日)、中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」(2020年1月22日)などが公表されており、本学は一応の基準は満たしているものの、十分とは言えない面もある。今後、外部機関の指針等に対応していくだけでなく、本学独自の特徴をより打ち出すよう、それらの指針等を有効に活用していく必要がある。

本学は、2年後の2023年に梅村学園創立100周年、3年後の2024年に中京大学開学70周年という2つの大きな節目を迎える。現在、そのための記念事業として寄付金募集活動をはじめ、学園の教育・研究環境を充実させ、学園のさらなる発展を期す活動に取り組んでいる。例えば、梅村学園100周年記念留学給付奨学金の創設や豊田キャンパス新6号館の建設などがその成果である。

今後も本学の建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」に沿って、自主的・自律的な運営を持続していくためには、ガバナンスやマネジメント体制を確立していくと同時に、教育研究活動の質を向上させ、学生をはじめとするステークホルダーに選ばれる必要がある。これからも大学間の競争的な環境が避けられない中、不断の改善活動なしに本学の発展はないと考えている。

以上